

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	11 産業機械	改正	A8111	土工機械－アワメータ	Earth-moving machinery -- Hour meters	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、土工機械で使用するアワメータの要求事項について規定したもので、1997年に初版として制定されたISO 12511, Earth-moving machinery－Hour metersを基とし、表示に関する規定を追加して2001年に制定したものであるが、エンジン駆動の土工機械に限定した規定内容となっており、近年導入が増加している電機駆動式機械への適用が考慮されていなかった。その後、電機駆動式機械にも適用可能な規定への変更、及び表示に関する規定の追加を行うため、2021年にISO 12511:1997／Amd1:2021(以下、対応国際規格という。)が発行された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消し、市場の実態に即した内容にするため、対応国際規格を基にJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際市場において要求される品質が明確化され、製品の開発・製造が容易になり、国際市場での取引における単純公正化及び互換性が確保され、国際貿易の円滑化が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義の“アワメータ”の定義(3.1)から、エンジン駆動の機械であると限定している箇所を削除し、電機駆動式の機械にも適用可能な定義に変更する。 ・一般的要求事項の規定を、エンジン駆動の機械に限定しない規定に変更する。 ・一般的要求事項において、安全性及び電磁両立性(EMC)の規定を追加する。		ISO 12511:1997, Amd1:2021	IDT	第2条の該当号: 1(構造, 性能) 対象事項: 土工機械のアワメータ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本建設機械施工協会のWG	2026年1月	39.040.99; 53.100	4
JSA	11 産業機械	改正	A8201	シールド掘進機の仕様書様式	Standard form of specifications of shield machine	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、シールド掘進機の仕様書の様式及び記入要領について規定したもので、1986年に制定され、1993年に改正された。前回の改正から30年以上が経過し、仕様書に記載する用語及び数値の単位が規格の使用者によって異なる場合があり、混乱を生じている。そこで、市場の実態に合わせて用語を見直し、数値の単位を変更するため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、仕様書に記載する用語及び数値の単位が市場の実態と整合することとなり、仕様書の品質が改善し、取引が単純公正化され、製造業者と製品使用者との間の相互理解を促進することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 (1)仕様書記入要領において、使用する用語を次のように変更する。 ・形式名称における用語“泥水加圧式”を“泥水式”に、“泥土圧式”を“泥土圧シールド”に変更する。 ・機械総質量の記入要領における用語“真円保持装置”を“形状保持装置”に変更する。 ・エレクトラ装置の記入要領における用語“サポートジャッキ”を“振れ止めジャッキ”に変更する。 (2)シールド掘進機仕様書様式において、単位を次のように変更する。 ・N(ニュートン)をkN(キロニュートン)に変更する。(N→kN、N・m→kN・m、N/m2→kN/m2) ・Pa(パスカル)をMPa(メガパスカル)に変更する。		無	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: シールド掘進機の仕様書	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ 欠点: いずれも該当しない。		一般社団法人日本建設機械施工協会のWG	2026年7月		2		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準 作成委員会	制定／ 改正／ 廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階	
JSA	11 産 業機械	改正	A8313	土工機械－製品識別番 号(PIN)	Earth-moving machinery － Product identification numbering systems	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、土工機械の製品識別番号(PIN)の要求事項 について規定したもので、1998年に制定され、その後、第2 版として改訂されたISO 10261, Earth-moving machinery－ Product identification numbering system を基に、技術的 内容を変更することなく作成し、2001年に改正したもので あるが、年式表示コード(表1)が2015年までしか記載さ れていないため、機械指示区分(MIS)に製造年式を含める ことができない状況が続いている。一方、ISOでは2047年 までの年式表示コードを設け、また、製造者識別コードの登 録機関のWebサイトのURLを変更するため、ISO 10261:2002/Amd1:2015及びISO 10261:2021(以 下、対応国際規格という。)が発行された。このような状況か ら、対応国際規格との乖離を解消し、市場の実態に即した内 容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際市場の要求に 合った製品識別番号の割当てが容易にな り、産業の合理化に寄与し、国際市場で の取引における単純公正化及び互換性が 確保され、国際貿易の円滑化が期待され る。	主な改正点は、次のとおり。 ・年式表示コード(表1)を対応国際規格と整合 させ、2047年までのコードを設ける。 ・規定の附属書において、製造者識別コード の登録機関のWebサイトのURLを対応国際規格 と整合させる。		ISO 10261:2021	IDT	第2条の該当号: 1(型式) 対象事項: 土工機械	法律の目的に 適合している。	利点: ア、イ、ウ、キ 欠点: いずれも該当しな い。			国際標準をJIS化する もの	一般社団法人日本建 設機械施工協会の WG	2026年1月	53.100	4
JSA	11 産 業機械	改正	A8502	振動バイルハンマの仕様 書様式	Standard form of specifications of vibratory pile hammers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電動機又は油圧で駆動する振動バイルハン マの仕様書の様式及び記入要領について規定したもの で、1966年に制定され、1977年、1993年及び1994年に改 正された。前回の改正から30年以上が経過し、振動バイル ハンマ仕様書様式の一部の数値の単位が市場の実態と整 合しなくなっており、混乱を生じている。そこで、市場の実 態に合わせて適切な単位に変更するため、この規格を改 正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、振動バイルハンマ仕 様書様式の単位が市場の実態に即したも のとなり、仕様書の品質が改善し、取引が 単純公正化され、製造業者と製品使用者 との間の相互理解を促進することが期待さ れる。	主な改正点は、次のとおり。 振動バイルハンマ仕様書様式において、単 位を次のように変更する。 ・性能の偏心モーメント:kg・cm(キログラムセ ンチメートル)をN・m(ニュートンメートル)に 変更する。 ・緩衝装置の最大たわみ量:cm(センチメー トル)をmm(ミリメートル)に変更する。 ・緩衝装置のばね常数:kN/cm(キロニュート ン毎センチメートル)をN/mm(ニュートン毎ミ リメートル)に変更する。 ・油圧モータ又は油圧シリンダの最大油圧: kPa(キロパスカル)をMPa(メガパスカル)に 変更する。 ・バイルチャックの操作圧力:Pa(パスカル) をMPa(メガパスカル)に変更する。 ・油圧ユニットの最大油圧:kPa(キロパスカ ル)をMPa(メガパスカル)に変更する。			無	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 振動バイルハンマの 仕様書	法律の目的に 適合している。	利点: ア、イ、ウ 欠点: いずれも該当しな い。			一般社団法人日本建 設機械施工協会の WG	2026年7月		2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	11 産業機械	改正	A8909	土工機械－保護構造の室内評価試験－たわみ限界領域の仕様	Earth-moving machinery — Laboratory evaluations of protective structures — Specifications for deflection-limiting volume	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、土工機械の、運転員の保護構造の台上評価試験に用いるたわみ限界領域(DLV)について規定したもので、2012年に制定された。その後、2013年に第6版として発行されたISO 3164, Earth-moving machinery — Laboratory evaluations of protective structures — Specifications for deflection-limiting volumeを基に、技術的内容を変更することなく作成し、2017年に改正したものである。一方、ISO ではDLVの最大傾斜角度を15° から16° に修正する必要が生じ(*1)、2024年にISO 3164:2013／Amd1:2024が発行(以下、対応国際規格という。)された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消し、市場の事態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。 (*1) 改訂前の15° は油圧ショベルの規格(ISO 12117/ISO 12117-2)の数値を使っていたが、Roller, Dozerなどの規格(ISO 3471)の規定(16°)に合わせて修正した。	【期待効果】 この改正によって、国際市場の要求に合った製品の評価試験が可能になり、産業の合理化に寄与し、国際市場での取引における単純公正化及び互換性が確保され、国際貿易の円滑化が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 DLVの許容差の規定(4.4)において、その最大傾斜角度を16° に変更する。また、許容されるDLVの傾斜をまとめた表1を削除する。		ISO 3164:2013, Amd 1:2024	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 土工機械	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、キ 欠点: い、ずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本建設機械施工協会のWG	2026年1月	53.100	4
JSA	01 基本	改正	B0001	機械製図	Technical drawings for mechanical engineering	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS Z 8310に基づき、機械工業の分野で使用する、主として部品図及び組立図の製図について規定した規格である。なお、この規格の対象としている機械工業の部品図・組立図に特化した、この規格に対応するISO規格はなく、製図全般を対象とした複数の製図関連のISO規格の部品図・組立図に関する要点を一つに統合した内容で構成した規格である。関連する多くのISO規格の中でも、特にISO 129-1(対応JIS:JIS Z 8317-1)が2018年に改訂され、新しい図示記号が導入されたり、繰返し形体の指示方法の表記方法などの改訂がされた。このような状況を踏まえ、関連するISO規格との整合を図るとともに、市場の実態に即した内容にするために、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、製品の開発・製造のための基礎となる図名の国際的な互換性が確保され、図面を介した国際取引の円滑化が期待される。また、関連するISO規格と整合することにより、様々な産業界におけるより一層の市場拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・一般事項において、製品の幾何特性仕様(GPS)規格との併用の重要性について追記する。 ・規格全般にの図において、重なり合った線などの紛らわしい図を明確な図に改める。 ・二つの面の交わり部(相關部分)において、関連の国際規格の改訂に合わせ、太線での描画を、細線での描画に改める。 ・繰返し形体において、関連の国際規格の改訂に合わせ、“繰返し数×”の後に、半角スペースを挿入することを全体にわたって統一する。 ・寸法補助記号の種類において、“展開長さ”及び“区間”の二つの新しい寸法補助記号を追加する。 ・穴の寸法の表し方において、“深さぐり穴”及び“さぐり穴”の表記を、それぞれ“深さぐり”及び“さぐり”に改める。			無	第2条の該当号: 2(製図方法) 対象事項: 全ての鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: い、ずれも該当しない。	基礎的・基盤的分野		一般財団法人日本規格協会のWG	2026年4月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準 作成委員会	制定／ 改正／ 廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格 番号及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	01 基 本	改正	B0031	製品の幾何特性仕様(GPS)－表面性状:輪郭曲線－表面性状の図示方法	Geometrical product specification (GPS) -- Surface texture: Profile -- Indication of surface texture	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、製品技術文書(例えば、図面、仕様書、契約書、報告書など)に、図示記号によって表面性状を指示する方法について規定する規格で、ISO 1302:2002を基に2003年に改正されたものである。表面性状は、近年、デジタル信号処理やカメラ性能の進展とともに非接触で高速に三次元の表面性状を測定できる測定機が増加してきた。これら技術の進展により、非接触や三次元の表面性状の規格の必要性が生じたことからISO 25178(Geometrical product specifications (GPS) - Surface texture: Areal)シリーズが整備された。しかし、これにより、輪郭曲線方式(ISO 1302, ISO 4287及びISO 4288)と三次元(ISO 25178-1, 2, 3)との間に不整合が発生し、輪郭曲線方式と三次元方式とのシームレスな運用が可能となる規格の必要性が生じた。そのため、2021年に輪郭曲線方式の国際規格であるISO 21920シリーズが三部構成で制定された。この際に表面性状の図示方法を規定したISO 1302は廃止となり、それに代わる規格として新たにISO 21920-1(Geometrical product specifications (GPS) -- Surface texture: Profile -- Part 1: Indication of surface texture)が2021年に制定された。このような実態を踏まえ、ISO 21920-1との整合を図るとともに、市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際規格と整合することにより市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・表面性状の図示記号において、現行規格を基に作成された図面との区別をするため、ISO 21920-1と同様の記号に改める。 ・表面性状の図示記号の構成において、近年の光学測定器の進展に対応させ、測得方法としてmechanical surface(機械的曲面)とelectromagnetic surface(光学的曲面)について、追加規定する。 ・許容限界値の指示において、対応国際規格に整合させ、「16%ルール」をやめ、許容限界値を超えたら不合格という分かり易い最大値ルールだけに改める。 ・通過帯域及び基準長さの指示において、フィルタの通過帯域を指示するためのフィルタのカットオフ(演算設定)を数値で指示することが簡便となるように、設定クラスScn(nは1～5の整数)を追加する。		ISO 21920-1:2021 Geometrical product specifications (GPS) – Surface texture: Profile – Part 1: Indication of surface texture	MOD	第2条の該当号: 2(製図方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。	001		一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月		2
JSA	08 機 械要素	改正	B0172	フライス用語	Milling cutter – Vocabulary	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、主として金属切削用として一般に用いるフライスに関する用語及び定義について規定したもので、1975年に制定され、1982年に、さらに1993年に改正が行われた。今回の改正では、前回の改正から32年が経過していることから、それ以降の最新技術に対応した用語の追加及び見直しを行い、また、改正された他の規格の用語の定義との整合性をとるために、改正を行う必要がある。 なお、現行規格ではISO 3855(Milling cutters – Nomenclature)を対応国際規格としているが、この規格は各種のフライスなどの図に対して、それを何と呼ぶのかといった規格であり、用語に対する定義はなく、用語規格ではないため、対応国際規格はなしとした。	【期待効果】 今回の改正で最新技術に対応した用語の定義になることによって、生産者だけでなく使用者の製品に対する理解度及び利便性の向上が期待される。また、他の規格との整合性が取れ、取引の円滑化、産業の合理化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・最近の国内市場動向に合わせ、CAD/CAMの普及により使われ始めた「パレル工具」の用語などを追加する。 ・現行規格では「溶着」「構成刃先」の定義が明確ではなかったため、新たに「凝着」を追加し、これらの定義を明確にする。 ・「合金鋼フライス」「クランプフライス」などは、市場では見られなくなったため削除する。 ・時代に応じて使用される言葉が変わるため、「溝削り」を「溝切削」へ変更するなど、用語の見直しを行う。 ・JIS B 0170[切削工具用語(基本)]の改正に伴い、この規格の用語及び定義と整合性を図る。		無	第2条の該当号: 5(用語)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ 欠点: いずれも該当しない。		生産者及び使用者の利便性の向上が図られる	一般社団法人日本機械工具工業会のWG	2025年1月	01.040.25; 25.100.20	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	改正	B0625	公差解析用語	Terms relating to tolerance analysis	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、主として一般機械、工作機械、精密機械、電気機械などの工業分野で用いる部品及び／又は製品の公差設計における公差解析、公差配分、公差の累積、公差再配分、公差解析図、公差解析表及び公差の管理に関わる一般的な用語の定義について規定するもので、2021年に制定された。公差解析用語は、これまで、「相互理解の促進、互換性の確保に寄与」、また「効率的な産業活動又は研究開発活動の基盤形成に特に寄与」してきたが、規格制定後、公差解析における研究開発の進歩実態に対応して、“公差半値”、“中央のがたの値”などの用語の追加が必要となってきた。また、“(公差解析における)調整係数”の注釈の追加、さらにかたに関連する用語の定義文の修正など、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格は、広い関係者が活用する統一的方法を定める規格で、例えば、企業間のやり取りで、組立品に一定の品質を保証をする場合、公差解析の結果を共有する必要があり、ここでは統一した概念をもった用語を使用することで円滑なやりとりが可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“調整係数”について、特定の分布の場合についての定義を追加する。 ・“公差半値”、“中央のがたの値”、“(公差解析における)感度”、“(公差解析における)感度解析”、及び“(公差解析における)累積要素”の各用語を新たに追加する。これに合わせて、用語の体系図を改める。 ・“てこ比”の定義文中の図を改める。			無	第2条の該当号：5(用語) 対象事項： 鋳工業品全般に関する	法律の目的に適合している。	利点： ア、ウ、オ 欠点： いずれも該当しない。	基礎的・基盤的分野		公益社団法人日本設計工学会のWG	2026年4月		2
JSA	01 基本	改正	B0633	製品の幾何特性仕様(GPS) ― 表面性状:輪郭曲線 ― 仕様オペレータ	Geometrical product specifications (GPS) ― Surface texture: Profile ― Specification operators	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS B 0601、JIS B 0631、ISO 13565-2及びISO 13565-3に定義された表面性状パラメータの測定値と許容限界値との比較方法について規定したもので、ISO 4288:1996を基に制定され、輪郭曲線による表面性状の完全な仕様オペレータを規定することを目的としたものである。しかし、基礎としていた国際規格は、市場で普及が進む非接触測定機による評価方式には対応していなかったため廃止され、これに代わる新規格ISO 21920-3:2021 (Geometrical product specifications (GPS) ― Surface texture: Profile ― Part 3: Specification operators)に置き換えられた。このISOでは表面性状の評価の方法や手順などの一連の仕様オペレータの決定方法が大きく改訂された。このような状況から、対応国際規格をISO 21920-3とし、国際規格との乖離を解消するとともに市場の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって市場の実態に即した様々な測定機を用いた表面性状の評価の方法や手順が国際規格と整合され、国内国外での工業製品の円滑な流通が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、新たに“設定クラス”の用語及び定義を追加するとともに、完全な仕様オペレータの箇条を設け、仕様に基づくデフォルトの設定として複数の仕様要素からなる仕様オペレータのデフォルトの値を設定クラスで識別できるよう改める。 ・触針式表面粗さ測定機による評価の方式及び手順において、表面の仕上がり状態に応じて適用する仕様オペレータを決定する方法では複数回の測定が必要になるため、新たに設ける完全な仕様オペレータの箇条の仕様に基づくデフォルトの設定において、図面指示をもとに仕様オペレータを決定する簡潔な手順を規定する。 ・パラメータの算出において、表性性状パラメータの定義の中で規定しているパラメータ演算に必要なデフォルトの属性値は仕様オペレータの一つであるため、属性値についての箇条へ移動する。また、JIS B 0601で新たにされる表面性状パラメータのデフォルトの属性値も併せて追加で規定する。 ・表面性状パラメータのデフォルトの単位についての規定を新たな箇条として追加する。		ISO 21920-3:2021 Geometrical product specifications (GPS) ― Surface texture: Profile ― Part 3: Specification operators	MOD	第2条の該当号：4(測定方法) 対象事項： 全ての鋳工業品	法律の目的に適合している。	利点： ア、ウ、キ 欠点： いずれも該当しない。	001	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月		2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準 作成委員会	制定／ 改正／ 廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階	
JSA	08 機械要素	改正	B1174	六角穴付きボタンボルト	Hexagon socket button head screws	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ねじの呼びが M3 以上 M16 以下のもので、部品等級 A 及び規定する負荷能力をもつ六角穴付きボタンボルト、並びに部品等級 A 及び規定する負荷能力をもつつば付き六角穴付きボタンボルトの特性について規定したもので、2011年に発行されたISO 7380-1及び2 (Button head screws－Part 1: Hexagon socket button head screws 及びPart 2: Hexagon socket button head screws with collar) を基に、2017年に改正された。対応国際規格2規格は、製造の実態に合わせるため寸法見直す、極限引張力をより正確に計算するため計算方法を統一するなどの対応が行われ、2022年に改訂された。JISにおいても同様な改正が必要であり、対応国際規格に整合させ、改正を行う必要がある。	【期待効果】 この改正によって、一部に製造できない形状があるなどの問題が解消され、生産性が向上し、互換性が確保される。また、我が国で生産される六角穴付きボタンボルトを国際規格と合致させることができ、国際的な商取引における障害を除去でき、円滑な国際取引が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・寸法において、ボタン頭の頭部形状に対し、丸みを規定値どおりにすると、他の寸法が規定値から外れる場合があるため、丸みの中心位置の規定を改める。 ・寸法において、六角穴の深さの最小値は規定されているが、最大値が規定されていないため、引張力が作用した際の頭部の負荷能力を確保する目的で、その規定を追加する。 ・寸法において、市場で使われている呼び長さ100を追加し、JIS B 1009 (締結用部品－おねじ部品－呼び長さ及びねじ部長さ) などと整合するよう、呼び長さの最小値及び最大値の一部を改める。 ・最小極限引張力において、より正確に計算するために計算方法を変更・統一し、これによっていくつかの値を改める。 ・製品仕様において、ステンレス鋼の鋼種から、市場で使われていないA3及びA5を削除する。		ISO 7380-1, ISO 7380-2	MOD	第2条の該当号: 1 (種類、形状、寸法、性能) 対象事項: ボタンボルト	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本ねじ研究協会のWG	2026年1月			1
JSA	08 機械要素	改正	B2704-1	コイルばね－第1部:基本計算方法	Coil springs-Part 1: Basic calculation methods	この規格は、一般に使用するばねのうち、円形断面の金属材料を用いた、圧縮コイルばね、引張コイルばね及びねじりコイルばねの基本計算方法について規定している。この規格で引用しているJIS G 4801 (ばね鋼鋼材) が2021年に改正され、あらたに鋼種SUP14が追加された。SUP14は高強度で入手性が優れるため、ばねへの利用が始まっており、SUP14をコイルばねに用いる場合の用途や許容応力を規定する必要が生じている。また、この規格及びJIS B 2704-2は、2018年に他の三つのコイルばねの規格を統合して整備をしたが、構成上の理由から規格利用者にとってわかりにくい箇所がある。さらに、ねじりコイルばねについては、耐久性を向上したばねの設計を可能とするために規定内容を修正する必要が生じている。これらの修正を行うため、この規格を改正する必要がある。	材料の追加によって、調達の選択肢が増え、材料の入手性と設計の成立性が向上するため、設計開発業務における生産性の向上が期待される。また、規格の構成を見直すことによって、規格利用者の誤解の防止の他、製品の品質、性能向上などに寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・材料において、JIS G 4801:2021で追加された鋼種SUP14を追加する。 ・設計応力において、鋼種SUP14の許容せん断応力を新たに規定する。 ・設計応力において、繰返し力を受けるねじりばねに対して、ショットピーニング適用による耐久性向上の効果を、圧縮ばね及び引張ばねと同様に応力係数として記載し、明確にする。 ・応力の説明と、それに基づく計算式や許容応力の決め方が別々の箇条に記載されており、規格利用者が理解しにくい構成となっているので、構成を見直す。				第2条の該当号: 2 (設計方法) 対象事項: コイルばね	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本ばね工業会のWG	2025年7月	21.160	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	改正	B2704-2	コイルばねー第2部:製品仕様及び測定・試験方法	Coil springs-Part 2: Product specifications and method of testing	この規格は、JIS B 2704-1 の基本計算に基づく圧縮コイルばね、引張コイルばね及びねじりコイルばねの材料、形状、ばね特性及び寸法の仕様の表し方について規定している。この規格で引用しているJIS B 2704-1 (コイルばねー第1部:基本計算方法)にて、新たな鋼種SUP14を追加する改正を予定している。これに合わせ、第2部についても、鋼種SUP14を追加し、SUP14をコイルばねに用いる場合の最大試験力での応力値を規定する必要があり、改正を行う必要がある。また、規格名称及び適用範囲が規定している内容に合致していないため、変更する予定である。	新たな材料の仕様及び試験方法が明確になることで、品質が保証されるとともに、効率的な産業活動に寄与し、国際競争力の強化が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・規定内容に合わせ、規格名称を“コイルばねー第2部:製品仕様及び測定・試験方法”に改める。 ・適用範囲において、規定する内容を“材料、形状、ばね特性及び寸法の仕様の表し方”から、“製品仕様及び測定・試験方法”に改める。 ・各コイルばねの試験において、新たな鋼種SUP14のばね特性の試験条件を定めるため、最大試験力のときの応力を規定する。				第2条の該当号: 1(形状・等級) 対象事項: コイルばね	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本ばね工業会のWG	2025年7月	21.160	5
JSA	08 機械要素	改正	B2710-1	重ね板ばねー第1部:用語	Leaf springs-Part 1: Vocabulary	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は主に自動車、鉄道車両、産業機械に使用する重ね板ばねの関する主な用語について規定したものであり、2020年に改正を行っている。 その後、市場で一般的に使われるようになった“ずれ止め”や、定義されていない“可動側ストレートスパン”を新たに定義する必要が生じている。また、市場の実態に即し、“常用曲げ応力”、“指定力”などについて定義を明確にする必要がある。 さらに、定義はしていないが図中で示されている“ばね力”を2Fとしているのが、第4部(製品仕様)の対応国際規格であるISO 18137 (Leaf springs - Technical specifications)ではFとしており、不一致が生じている。また、“ストレートスパン”についても図中で示されているが、これが重ね板ばねのどの状態ものかが不明確である。これらに対応するため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 今回の改正により、設計・開発業務の混乱を未然に防止するとともに、用語を明確化することで、正確な理解の定着が促進される。 これにより、製品の開発及び製造の円滑化へとつながり、取引の円滑性に寄与することが期待される。合わせて、規格利用者の重ね板ばねに関するこの規格群への理解の向上に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語において、市場で一般的に使用されるようになった“ずれ止め”を追加する。 ・用語として“固定側ストレートスパン”は定義されているが、その対となるスパンについては用語が定義されておらず、新たに“可動側ストレートスパン”として定義する。 ・用語の定義において、“常用曲げ応力”では、何が作用するのかが不明確であり、それを明確化するなど、いくつか用語の定義を改める。			無	第2条の該当号: 5(用語) 対象事項: ばね	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本ばね工業会のWG	2026年7月		1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	改正	B2710-2	重ね板ばね－第2部：設計方法	Leaf springs-Part 2: Design method	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、主として自動車、鉄道車両及び産業機械に使用される重ね板ばねの設計方法に関して規定したものであり、2020年に改正を行っている。 しかし、ISO 18137においては、ばね力をF、ストレートスパンを1stとしているのに対し、この規格では、重ね板ばねに対する作用力(“ばね力”に変更予定)を2F、ストレートスパンを21ST、ハーフストレートスパンを1stとしている。この違いによって、この規格で規定している計算式を実行する際に、スパンの値の取り扱いについて混乱を招くおそれがある。また、非対称ばねの設計の原理において、ストレートスパンを21 ST,A及び21 AT,Bとしているが、これらが図中に明記されていないなど、設計・開発業務において解釈の混乱を招く懸念がある。さらに、図及び式の適用対象について、“対称ばね”として包括的に記載されているが、実際には“対称ばねの固定側”の説明をしているため、それを明確にする必要がある。このようなことから、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内取引にとどまらず、グローバル取引における設計・開発業務上の混乱を未然に防止することができる。また、国際規格との整合性が向上することにより、取引の円滑化が図られ、グローバルビジネスの推進に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・記号において、ISO 18137との整合を図るため、1stを“ハーフストレートスパン”から“ストレートスパン”に変更し、ハーフストレートスパンを、固定側ストレートスパン(1 ST,A)、可動側ストレートスパン(1 ST,B)として明確に定義する。 ・記号において、“重ね板ばねに対する作用力”を“ばね力”とし、2FだったのをFに改める。			無	第2条の該当号：6(設計方法) 対象事項：ばね	法律の目的に適合している。	利点：ウ、キ 欠点：いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本ばね工業会のWG	2026年7月		1
JSA	08 機械要素	改正	B2710-3	重ね板ばね－第3部：測定及び試験方法	Leaf springs-Part 3: Method of measuring and testing	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、主として自動車、鉄道車両及び産業機械に使用される重ね板ばねの測定方法及び試験方法に関して規定したものであり、2021年に改正を行っている。 今回の改正では、この規格群で使用している“重ね板ばねに対する作用力”(“ばね力”に変更予定)の定義の変更に伴い、この規格における測定方法及び試験方法で用いる“ばね力”についても規定の変更などが必要である。また、各試験及び測定に関する記載の中に、表現が曖昧な箇所があり、解釈の統一を図り、市場の実態に即した試験方法とするために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、重ね板ばねに関する測定方法及び試験方法が明確になり、統一が図られるため、評価結果の再現性及び信頼性の向上に寄与する。また、試験及び測定における解釈のばらつきが低減されることで、設計・開発及び品質保証業務の効率化と品質の安定化につながる。さらに、この規格群における一貫性が確保され、互換性の向上及び国際取引の円滑化に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・記号において、ISO 18137との整合を図るため、ばね力を2FからFに改める。これに伴い、本文、図及び式についても修正を行う。 ・スパン又はストレートスパンの測定において、測定精度に関する要求の主語が曖昧であるため、“静的な力の精度”の対象が試験機であることを明確化する。 ・ワインドアップ応力の測定において、製品仕様によって最大応力の発生個所が異なることを踏まえ、応力測定箇所を“なるべく中心穴付近に近い箇所”という表現を、“引張応力が生じる代表的な位置”とすることで、実態に即した測定を可能とする。 ・腐食疲労試験において、一般的な疲労試験方法を規定しているものの、連続サイクル試験方法への適用に関する説明が不十分であるため、試験方法と試験環境とを区分し、解釈のばらつきを防止するよう記載を改める。			無	第2条の該当号：4(試験方法、測定方法) 対象事項：ばね	法律の目的に適合している。	利点：ア、ウ、キ 欠点：いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本ばね工業会のWG	2026年7月		1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	08 機械要素	改正	B2710-4	重ね板ばね－第4部：製品仕様	Leaf springs-Part 4: Specification of products	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は主に自動車、鉄道車両、産業機械に使用される重ね板ばねの製品仕様について規定したものであり、2021年にはISO 18137(Leaf springs – Technical specifications)を対応国際規格として、改正を行っている。 今回の改正では、この規格群における用語の定義及び記号の変更に伴い、この規格で規定する記号についても変更を行う必要があり、規格本文、図及び表についても修正を行う必要がある。また、許容差に関する記載ついて、要求事項とするのか参考情報とするのかが不明確な箇所があるため、市場の実態を踏まえてその位置づけを明確にする。さらに、二番巻における形状の種類については、規格で規定する形状以外にも市場で多様な形状が採用されているため、受渡当事者間の協定によって定めてもよいことを規定する。同様に、ショットピーニングについて、その加工条件に関しては、受渡当事者間の協定によることを規定する。これらに対応するため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、規格の解釈の明確化が図られることで、設計・開発業務における混乱の防止に寄与する。また、要求事項と参考情報の区分が明確となり、品質保証及び受渡しにおける取扱いの統一が促進される。さらに、市場の実態に即した製品設計及び製造が可能となり、取引の円滑化に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・平鋼の断面形状において、断面形状Ⅱ及びⅢ以外の形状について、受渡当事者間の協定によって定めてもよいように改める。 ・ばね定数の許容差において、ばね定数は、ばね平鋼の板厚、板幅、ばね板長さなどの寸法精度の影響を受けるため、その許容差は指定しないことが望ましい。このため、ばね定数の許容差を推奨事項とするよう改める。 ・二番巻において、実態を踏まえ、規定している形状以外にも、受渡当事者間の協定によって定めてもよいよう改める。 ・その他製造に関する留意事項において、実態を踏まえ、普通ピーニング及びストレスピーニング以外の方法についても、受渡当事者間の協定によって使用できるよう改める。		ISO 18137 Leaf spring-Technical specifications	MOD	第2条の該当号：1(種類、形状、寸法、性能) 対象事項：ばね	法律の目的に適合している。	利点：ア、ウ、オ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本ばね工業会のWG	2026年7月			1
JSA	08 機械要素	改正	B4350	歯切工具－基準ラック歯形	Gear cutter-Basic rack tooth profile	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、インボリュート歯形の平歯車、はすば歯車及びインボリュートスプライン加工用の歯切工具の基準ラック歯形について規定したもので、1987年に制定され、その後、2回の改正が行われた。前回の2002年の改正から20年以上経過しており、この間歯車の解析技術の進歩により、歯車はその用途により最適な形状で設計される事が多くなり、これらの用途別の基準ラック歯形に対応した改正を行う必要があるほか、前回改正以降実施された引用規格の改正点との整合性を取る必要があるため、改正を行う必要がある。 なお、この規格が歯切工具の形状・寸法(外径、穴径など)を規定した規格であるとの誤認を防ぐために、規格名称を“歯切工具－基準ラック歯形”に変更する。	【期待効果】 今回の規格の改正で、歯車用歯切工具の基準ラック歯形についての引用規格、用語及び定義、基準ラック歯形の形状等の各規定内容を最新技術に対応したものととなり、使用者及び生産者からの製品に対する理解度及び利便性の向上が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称を“歯切工具－歯形及び寸法”から“歯切工具－基準ラック歯形”に変更する。 ・歯形・寸法において、JIS B 1701-1(円筒歯車－インボリュート歯車歯形－第1部：標準基準ラック歯形)の改正に対応するため、“歯車の基準ラック歯形の種類に対応した歯先の丸み”の規定を追加する。 ・インボリュートスプライン歯形の規定を、JIS B 1603(インボリュートスプライン－歯面合わせ)の廃止により、参考として附属書に移す。 ・プロデュバランス歯形において、こぶの寸法を規定していたが、歯車の設計技術および歯切工具の切削シミュレーション技術の進歩によって、規定された形状が適用される事が減少したため、参考として附属書に移す。			無	第2条の該当号：1(種類、形状、寸法) 対象事項：歯切工具	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、ウ 欠点：いずれも該当しない。		関連する生産統計によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本機械工具工業会のWG	2026年7月			1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	11 産業機械	改正	B6228-2	工作機械－ブラミラーの試験条件－精度試験－第2部:ブリッジ移動形(ガントリー形)	Machine tools – Test conditions for bridge-type milling machines – Testing of the accuracy Part2:Travelling bridge (gantry-type) machines	この規格は、JIS B 6190-2、JIS B 6190-7及びJIS B 6191に基づき、汎用目的で使用する普通精度のブリッジ移動形(ガントリー形)ブラミラーの静的精度、工作精度及び数値制御軸の位置決め精度の検査条件について規定したものである。対応国際規格であるISO8636-2は、近年、作業効率向上のために回転テーブルを付加したブラミラーが増えていること、また、より高精度な部品の製造が求められていることなどの市場背景に対応するために2024年に改訂され、検査項目の見直しが行われた。ブリッジ移動形(ガントリー形)ブラミラーは、大型のワーク(工作物)の加工に使われ、海外への輸出台数も多い。そのため、我が国においても対応国際規格との乖離を解消するとともに、技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、製品同士の比較、受渡し、保守等の目的で行う精度検査の公正性が担保され、活発かつ公正な商取引を促進することができると期待される。また、最新のISOと整合することによりJISが輸出入の障壁となることを防ぐことで、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ①一般事項において、安全性の向上や新技術の導入のため、機械のレベリング、ソフトウェア補正、測定方法図に関する規定を追加する。 ②静的精度検査の運動軸に関する検査事項において、次の修正を行う。 ・立てフライスヘッドの運動の幾何精度を詳細に試験するために、新たに垂直方向運動(Z軸)に関する試験事項を規定する。 ・移動形クロスレールのW軸の運動の幾何精度を詳細に試験するため、クロスレール運動(R軸)とコラム運動(X軸)及び立てフライスヘッドサドル運動(Y軸)との直角度の検査事項に代えて、新たに真直度試験及び平行度試験を規定する。 ・移動形クロスレールのW軸の傾きを詳細に試験するため、クロスレール運動(R軸)の傾き変動の検査事項に代えて、新たに角度誤差試験を規定する。 ③静的精度検査のテーブルに関する検査事項において、回転テーブルの幾何精度を試験するため、新たに回転テーブルの振れの試験及び回転テーブルの回転軸に対するZ軸運動の平行度試験を規定する。 ④旋回フライスヘッドをもつ機械が少ないため、静的精度検査において、旋回フライスヘッドに関する試験項目を削除する。また、数値制御による位置決め精度検査の旋回軸に関する検査事項を削除し、新たに回転テーブルの位置決め精度試験を規定する。 ⑤JIS B 6190-12:2024として工作精度試験を規定する規格が発行されたため、この規格から工作精度検査を削除する。		ISO 8636-2:2024	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 工作機械	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本工作機械工業会のWG	2025年7月	25.080.20	5	
JSA	08 機械要素	改正	B7072-1	光学及びフォトニクス－光学ガラスにおける屈折率の温度係数の測定方法－第1部:最小偏角法	Optics and photonics – Measuring method for temperature coefficient of refractive index of optical glasses – Part 1:Minimum deviation method	この規格は、最小偏角法を用いて光学ガラスの温度変化に伴って変化する屈折率を測定し、屈折率の温度係数を算出する測定方法について規定したもので、2020年に制定された。 光学ガラスの屈折率は JIS B 7071-1(光学ガラスの屈折率測定方法－第 1 部:最小偏角法)(ISO 21395-1)などの規格が制定されているが、高い解像度が要求されるような光学機器の設計には、その使用環境における光学ガラスの屈折率の温度変化を考慮する必要がある。この屈折率の温度係数の測定方法は国際標準化されていなかったためこの規格を基礎としたISO規格を提案し、2024年にISO 6760-1 (Optics and photonics – Test method for temperature coefficient of refractive index of optical glassesd – Part 1: Minimum deviation method)として制定された。ISO規格を制定した中では、ハーフプリズムを用いた測定方法、温度係数の相関式などが附属書として追加されたが、normativeであったこれらの附属書がinformativeとして発行されてしまった。このため、これらをnormativeとした改訂版が近々発行される予定となっている。このような状況から、この改訂版を対応国際規格として、ハーフプリズム法などの追加を行うため、このJISを改正する必要がある。 なお、対応国際規格の規格名称に合わせて、規格名称を変更する予定である。	我が国が提案した国際規格に整合し、国際的な取引での相互理解の促進を確保することが可能となり、取引の公正化を図ることが期待されるとともに、国際競争力のさらなる向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称を、対応国際規格に整合させて、主題として“光学及びフォトニクス”を追加する。 ・測定手順において、測定試料の温度として六つの温度を規定していたが、任意の温度で測定することが妥当であるため、2つ以上の任意の温度での測定に改める。 ・ハーフプリズム法が、本体に規定の方法と同様に重要な方法であるため、規定として追加する。 ・Δn/ΔTの補間式について、測定品質に関わる重要な事項であるため、規定として追加する。		ISO 6760-1:2025 Optics and photonics – Test method for temperature coefficient of refractive index of optical glasses – Part 1: Minimum deviation method	IDT	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 光学ガラス	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	－		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本光学硝子工業会のWG	2025年10月	37.020	4	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	改正	B7072-2	光学及びフォトニクスー光学ガラスにおける屈折率の温度係数の測定方法ー第2部:干渉法	Optics and photonics – Measuring method for temperature coefficient of refractive index of optical glasses –Part 2 : Interferometry	この規格は、干渉法を用いて光学ガラスの温度変化に伴う光路長の変化を干渉じま(縞)の明暗変化の周期数で読み取り、その光路長の変化から屈折率の温度係数を算出する測定方法について規定したもので、2020年に制定された。高い解像度が要求されるような光学機器の設計には、その使用環境における光学ガラスの屈折率の温度変化を考慮する必要がある。この屈折率の温度係数を測定する方法は国際規格になかったため、B7072-1(光学ガラスにおける屈折率の温度係数の測定方法ー第1部:最小偏角法)とともに、これらの規格を基礎としたISO規格を提案し、2024年にISO 6760-2(Optics and photonics – Test method for temperature coefficient of refractive index of optical glassesd, Part 2:Interferometric method)が制定された。ISO規格の制定に際しては、市場ニーズに合わせ、測定上限温度の拡張を行う、測定精度確保のため、キヤデバイスである平板について詳細に規定する、同じく加熱速度と測定対象試料内の温度分布との関係についても規定するなどの見直しが行われた。このような状況から、対応する国際規格との整合を図るとともに、技術の実態に即した内容とするため、このJISを改正する必要がある。なお、対応国際規格の規格名称に合わせて、規格名称を変更する予定である。	我が国が提案した国際規格に整合し、国際的な取引での相互理解の促進を確保することが可能となり、取引の公正化を図ることが期待されるとともに、国際競争力のさらなる向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称を、対応国際規格に整合させて、主題として“光学及びフォトニクス”を追加する。 ・適用範囲において、その範囲を明確にするために、対象温度幅、測定波長範囲、測定精度を追加する。 ・屈折率の温度係数を用いた任意の温度における測定試料の絶対屈折率の計算において、測定上限温度の拡張に伴い、60℃以上かつ80℃未満の場合の計算式を追加する。 ・平板板について、測定精度に関わる重要な部品であるため、詳細な規定を追加する。 ・加熱速度と温度分布との関係について、測定試料加熱時に測定誤差の原因となる試料内の温度むらを無くすために、規定として追加する。	ISO 6760-2:2024 Optics and photonics – Test method for temperature coefficient of refractive index of optical glasses – Part 2: Interferometric method	IDT	第2条の該当号: 4(測定方法)	対象事項: 光学ガラス	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本光学硝子工業会のWG	2025年10月	37.020	4
JSA	01 基本	改正	B7726	ロックウェル硬さ試験ー試験機及び圧子の検証及び校正	Rockwell hardness test– Verification and calibration of testing machines and indenters	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ロックウェル硬さ試験機の直接検証方法及び間接検証方法について規定するものである。試験機の重要な構成要素である試験力発生機構には、従来の錘を用いた機械的制御方式ではなく、電気的フィードバック制御を実装したものが増加している。電気的フィードバック制御を採用した試験機では、試験力及び押し込み深さの検証時において、機械的制御の試験機とは異なる留意点が存在するため、電気的フィードバック制御の試験機が必要となる検証要件を規定する必要がある。このため、対応国際規格と整合させ、必要となる検証方法を規定することが必要である。 また、球圧子の材質について、現行のJISでは鋼材と超硬合金の2種類が定義されているが、対応国際規格では超硬合金が標準とされている。前回の改正時に、次回改正において超硬合金を標準とし、対応国際規格に整合させることを記載しており、今回の改正でこれを実施することが必要である。	【期待効果】 既に市場に一定数出回っている電気的フィードバック制御を実装した試験機に対する検証方法を規定することは、使用者及び製造業者にとって合理的でありコスト削減につながる。また、球圧子の材料を超硬合金に標準とすることで、基準片の供給者が提供すべきスケールが統廃合され、コスト削減が実現できる。また、スケールの削減により、取引当事者間の取引条件が単純化されることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験力の検証及び校正(箇条6)では、錘を用いた試験機の構造上、圧子軸の移動範囲により試験力が変化するため3か所の位置で試験力を校正することと規定しているが、閉ループ制御を備えた試験力制御システムの場合は、発生している試験力をモニタしながら目的の試験力を発生するため移動範囲による試験力の変化がないため、1か所の位置で校正することに減ずることを可能とする規定を追加する。 ・押し込み深さ測定装置の校正及び検証(箇条6)では、全領域に対して均等な4区間以上を測定することと規定しているので、各区間に対し一回の測定で評価可能と理解できるが、測定の系統誤差、偶然誤差、過失誤差の影響を小さくするため、測定回数の要件を追加して、各区間に対し3回測定して評価する規定に変更する。 ・間接検証(箇条7)において、鋼球を使用したスケールを廃止し、超硬合金球のスケールだけに変更する。	ISO 6508-2	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法)	対象事項: 鉦工業品(ロックウェル硬さ試験機)	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本試験機工業会のWG	2025年4月		4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	改正	B7730	ロックウェル硬さ試験－基準片の校正	Rockwell hardness test－Calibration of reference blocks	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ロックウェル硬さ試験機の間接検証、試験機の日常の精度管理などに使用する硬さ基準片の校正方法について規定したものである。今回、対応国際規格であるISO 6508-3が2023年に改訂され、校正用試験機に対する要求事項が細分化され、事業者間比較試験要求も追加された。この規格も国際間取引の円滑化及び事業者間比較試験による事業者間のばらつき改善を主目的として改正を行う必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に整合させることによって、硬さ基準片の事業者間差の縮小に繋がり、校正の信頼性の向上が期待される。また、国内市場で利用される硬さ試験機の精度管理の利便性、信頼性向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・校正用試験機(箇条5)の内容をJIS B 7726(ロックウェル硬さ試験機の校正)に倣い、より細分化する。 ・事業者間のばらつきを改善する目的で新たに技能試験のような事業者間試験についての項目を追加する。 ・対応国際規格に追加された校正用試験機の附属書Dを現行JISの附属書IAと統合して規定する。		ISO 6508-3	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 鋳工業品(ロックウェル硬さ試験片)	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本試験機工業会のWG	2025年4月		4
JSA	11 産業機械	改正	B8009-5	往復動内燃機関駆動発電装置－第5部: 発電装置	Reciprocating internal combustion engine driven alternating current generating sets ― Part 5: Generating sets	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、往復動内燃機関と交流発電機とが一つの装置として作動する場合の、その組合せに起因する用語の定義及び設計上の基準について規定したもので、ISO 8528-5の第3版(2013年発行)を基として2017年に改正された。その後、ISO 8528-5は、発電機及び内燃機関の技術の進展に伴い、2018年、2022年及び2025年の3回にわたって改訂されてきた。特に2025年のISO改訂では、電圧変動率の定義に関する日本提案が採用されている。これまでの3回の改訂を経て、ISO 8528-5の2025年版(以下、対応国際規格という。)とこの規格とは技術的に大きく乖離しており、また、この規格は市場の実態からも乖離している。このような状況を踏まえ、対応国際規格を基にしてこの規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、最新の技術をJISに導入することが可能となり、品質の改善が期待できる。また、国際規格との整合を図ることにより、国際的な商取引を円滑に進めることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義並びに記号において、最新の発電機及び内燃機関の技術情勢に合わせるため、多数の用語及び定義の追加(グリッド系統運転関連など)、また、定義の見直し(電圧変動率など)を行う。 ・規格の構成を見直し、過周波数特性の規定を3.2に移動する。 ・回転不整率の規定において、技術の実態に合わせて、電圧変動率の定義を見直す。 ・並列運転の規定において、グリッドとの並列運転の規定を追加する。 ・発電装置の性能に影響を与えるその他の要因の規定において、最新の内燃機関の技術動向に合わせて、排気後処理装置の規定を追加する。		ISO 8528-5:2025 Reciprocating internal combustion engine driven alternating current generating sets ― Part 5: Generating sets	IDT	第2条の該当号: 1(性能、品質) 対象事項: 往復動内燃機関駆動発電装置	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	日本内燃機関連合会のWG	2026年4月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	08 機械要素	改正	B8381-2	空気圧用継手－第2部：熱可塑性樹脂チューブ用締込み継手	Connectors for pneumatic fluid power－Part 2: Connectors for thermoplastic tubes	この規格は、機械設備に用いられ、空気圧システムの中で用いるポリアミドチューブ又はポリウレタンチューブを接続する締込み継手の設計及び性能に関する一般要求事項及び試験方法について規定したものである。 このようなポリアミドチューブ又はポリウレタンチューブは、エアシリンダへの供給配管やエアブロー配管の用途がある。近年は、産業ロボットや自動化装置ではロボットハンドや各種アクチュエータへの空気供給配管として用いられ、繰返し曲げや可動部での使用に対応するため、高い柔軟性や耐屈曲性があるチューブが使用されている。また、食品や医薬品の製造設備においては、製品の乾燥や異物除去のためのエアブロー配管などに用いられるようになった。これらに対応するため、チューブ外径に16mmを追加したり、使用圧力が低いポリウレタンチューブを追加するなどの改正が必要であり、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、国内における締込み継手の設計・評価基準が明確化され、製品品質及び安全性の向上、並びに関係者間の共通理解の促進を通じて、機械設備の安定運用に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・性能において、産業ロボットなどの可動部での使用や食品・医薬品製造設備などの用途を考慮し、適用チューブを追加する。 ・チューブ外径において、サイズに16mmを追加する。 ・寸法において、追加するチューブ外径16mmに適用するねじ、全長、2面幅などを規定する。 ・流量特性試験において、JIS B 8381-1(第1部:熱可塑性樹脂チューブ用プッシュイン継手)との整合を考慮し、流量特性を有効断面積で表していたのを、音速コンダクタンスで表すよう見直す。			無	第2条の該当号： 1(形状、寸法、構造、性能) 対象事項： 継手	法律の目的に適合している。	利点： ア、エ 欠点： いずれも該当しない。		関連する生産統計によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本フルードパワー工業会のWG	2026年7月			1
JSA	08 機械要素	改正	B8386	油圧－バルブ－流量に対する差圧特性の決定方法	Hydraulic fluid power－Valves－Determination of differential pressure/flow characteristics	この規格は定常状態における油圧制御弁の流路を通る流量によって発生する差圧特性を決定する方法について規定するものであり、対応国際規格ISO4411:1986を基に2000年に制定された。そして、対応国際規格が2008年10月に改訂されたため、これを基に“標準測定用プレートの追加”，“結果の表示方法変更”を主目的として、2011年に改正された。その後、2019年にも対応国際規格が改訂され、この規格においても、実際の作業においての課題・問題点に対応し、対応国際規格との整合を図り油圧バルブの国際的互換性を確保するため、改正する必要がある。	この改正によって、国際的な互換性を確保することが可能となり、取引の単純公正化、相互理解の促進を図ることが期待できる。また、国際競争力の向上に関して貢献が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・流量記号“q _v ”を“q”に変更し、対応国際規格に整合させる。 ・リリーフ弁の図記号を引用規格JIS B 0125-1(油圧・空気圧システム及び機器－図記号及び回路図－第1部:図記号)の修正に合わせ、ばね部分の表現を変更する。なお、JIS B 0125-1は対応国際規格に整合させるため改正された。 ・“流量”及び“差圧”の定義について、引用規格JIS B 0142(油圧・空気圧システム及び機器－用語)で規定されている定義の方が適切であるため、引用規格に整合させる。		ISO 4411:2019	MOD	第2条の該当号： 4(試験方法) 対象事項： 油圧機器	法律の目的に適合している。	利点： イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本フルードパワー工業会のWG	2025年7月	23.100.50	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準 作成委員会	制定／ 改正／ 廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階	
JSA	08 機 械要素	改正	B8403-1	空気圧シリンダの附属金 具寸法－第1部:スフェリ カルロッドアイー1MPaシ リ리즈(追補1)	Pneumatic fluid power－ Mounting dimensions for accessories－ Part 1: Rod end spherical eyes, 1 MPa series	この規格は、JIS B 8368-1～JIS B 8368-3 に規定する 1 MPa シリズ用空気圧シリンダに使用する附属金具の中のめねじスフェリカルロッドアイの寸法について規定したもので、2009年に改訂されたISO 8139[Pneumatic fluid power－Cylinders, 1 000 kPa (10 bar) series－Mounting dimensions of rod-end spherical eyes]を基に、2013年に改正された。しかし、引用規格であり、適用範囲にも記載のあるJIS B8368-1[空気圧シリンダ取付寸法－第1部:片ロッド－1MPaシリズ－角カバー形－タイロッド締付(取付金具固定)式(内径32mm～250mm)]が廃止されており、これらを修正する必要があるため、追補改正を行う必要がある。なお、対応国際規格は、2018年に改訂されており、JIS B 8368-1の対応国際規格であるISO 6430は、このときに引用しないよう改められている。また、それ以外の改訂内容については、既に対応国際規格の改訂内容に対応していたため、これに合わせたJISの改正を行う必要はないと考えている。また、今回の改正の結果、適用範囲は対応国際規格の2018年版と整合することになる。	改正によって、2018年に改正された対応国際規格の適合範囲と整合することになり、相互理解の促進、国際貿易の円滑化などが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、“JIS B 8368-1～JIS B 8368-3”を、“JIS B 8368-2及びJIS B 8368-3”に置き換える。		ISO 8139:2018	MOD	第2条の該当号: 1(寸法) 対象事項: 空気圧機器	法律の目的に 適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しな い。		国際規格をJIS化する もの	一般社団法人日本フ ルードパワー工業会 のWG	2025年7月	23.100.20	5	
JSA	08 機 械要素	改正	B8403-2	空気圧シリンダの附属金 具寸法－第2部:ロッドク レビスー1MPaシリズ (追補1)	Pneumatic fluid power－ Mounting dimensions for accessories－ Part 2: Rod end clevis, 1MPa series	この規格は、JIS B 8368-1～JIS B 8368-3 に規定する 1 MPa シリズ用空気圧シリンダに使用する附属金具の中のめねじロッドクレビスの寸法について規定したもので、2009年に改訂されたISO 8140 (Pneumatic fluid power－Cylinders, 1 000 kPa (10 bar) series－Mounting dimensions of rod-end clevises)を基に、2013年に改正された。しかし、引用規格であり、適用範囲にも記載のあるJIS B8368-1[空気圧シリンダ取付寸法－第1部:片ロッド－1MPaシリズ－角カバー形－タイロッド締付(取付金具固定)式(内径32mm～250mm)]が廃止されており、これらを修正する必要があるため、追補改正を行う必要がある。なお、対応国際規格は、2018年に改訂されており、JIS B 8368-1の対応国際規格であるISO 6430は、このときに引用しないよう改められている。また、それ以外の改訂内容については、既に対応国際規格の改訂内容に対応していたため、これに合わせたJISの改正を行う必要はないと考えている。また、今回の改正の結果、適用範囲は対応国際規格の2018年版と整合することになる。	改正によって、2018年に改正された対応国際規格の適合範囲と整合することになり、相互理解の促進、国際貿易の円滑化などが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、“JIS B 8368-1～JIS B 8368-3”を、“JIS B 8368-2及びJIS B 8368-3”に置き換える。		ISO 8140:2018	MOD	第2条の該当号: 1(寸法) 対象事項: 空気圧機器	法律の目的に 適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しな い。		国際規格をJIS化する もの	一般社団法人日本フ ルードパワー工業会 のWG	2025年7月	23.100.20	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	08 機械要素	改正	B8419	空気圧－方向制御弁－切換時間及び応答時間の測定	Pneumatic fluid power – Directional control valves – Measurement of shifting time and response time	この規格は、電気又は空気圧で操作する方向制御弁及び可動流体素子の、切換時間及び応答時間の測定における試験手順について規定したもので、2001年に発行されたISO 12238を基に、2010年に制定したものである。対応国際規格は、2023年に改訂され、これまで規定されていなかった無排気バルブ位置に弁がシフトする制御弁及び可動流体素子の測定方法が追加され、内容が大きく変更となった。方向制御弁及び可動流体素子の切換時間の測定方法は圧力変化を検出するため、圧力が排気されない無排気バルブでは圧力変化が検出できず、これまで切換時間の測定ができなかった。今回の改訂では測定条件である出力側の配管条件を新たに規定することで、無排気バルブでも圧力変化を検出できるようになった。これらの規定を追加するとともに、国際規格に整合し、性能測定と製品性能である切替時間の互換性を確保するため、このJISを改正する必要がある。	この規格の改正によって、国際的な互換性を確保することが可能となる。これにより適正な性能把握により取引の公正化を図ることが期待でき、国際競争力の向上が期待できる。	主な改正内容は、次のとおりである。 ・無排気バルブ位置に弁がシフトする制御弁及び可動流体素子の切替時間測定方法の規定を追加する。 ・試験装置において、切替時間測定方法の追加に伴い、無排気バルブに対応するため供試弁の出力ポート側に絞り弁と流量計とを設けた試験回路に見直す。 ・試験精度において、測定機器の精度向上に伴い、規定する圧力、温度及び時間のシステムの許容誤差を厳しくする方向で見直す。		ISO 12238:2023 Pneumatic fluid power – Directional control valves – Measurement of shifting time	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 空気圧機器	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本フルードパワー工業会のWG	2025年10月	23.100.50	4	
JSA	11 産業機械	改正	B8628	全熱交換器	Air to air heat and energy exchanger and ventilators	この規格は、居住空間などの快適な空気調和における省エネルギーを目的とした、補助加熱(霜取りを除く。)、冷却、加湿又は除湿部を除いた空気対空気的全熱交換器について規定したもので、全熱交換器が空調分野の省エネ機器として広く採用されるようになったため、2000年に日本冷凍空調工業会規格JRA4038(全熱交換器)を基に制定された。その後、全熱交換器のうち送風機部分を搭載する構成(全熱交換・換気ユニット)の性能試験に関する国際規格ISO 16494が2014年に制定されたことに呼応し、また、その他法規や社会情勢の変化による必要な変更を盛り込み、2017年に基本の製品規格として、この規格を改正し、同時に参照規格としてISO16494と整合するJIS B 8639の制定が行われた。 その後、全熱交換器のうち送風機部分を搭載しない熱交換器部分だけの構成(全熱交換器単体)の性能試験に関する試験規格(ISO 21773)が2021年に制定された。JISでは全熱交換器単体の試験方法は、この規格に定められているが、ISO21773とは整合していない。国内でも全熱交換器単体での販売が行われており、輸出もあることから、関係者から全熱交換器単体に関する標準化が望まれている。そのため、全熱交換器単体に関する静圧損失、熱交換効率、有効換気量などのこの規格の試験規定をISO 21773に対応する新規制定JISから引用し、国際整合に対応した内容及び規格構成に見直す必要がある。また、前回改正後に建築物省エネ法において、全熱交換器の計算が入力可能となり必要な記載が追加されているなど、法規や社会情勢の変化に対応する変更などもあり、この規格の改正が必要である。	【期待効果】 この規格を改正することによって、建築物省エネ法の入力において必要な項目の表示などの規定が網羅され、全熱交換器の適正な省エネ計算への盛り込みが促進され、それにより空調エネルギーの省エネルギー化に寄与することができるだけでなく、全熱交換器単体の試験方法を国際規格との整合化することができ、貿易の障壁が排除され、市場の拡大を促進することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、試験方法が異なる蓄熱形ダクトレス換気装置を対象外とする。 ・用語定義において、仕様書表示に追加した用語及び定義を追加する。 ・仕様書表示において、建築物省エネ法に対応した表示項目(例:ダクトの呼び径など)を追加する。		第2条の該当号: 1(種類、型式、構造、品質、性能、耐久性、安全度) 対象事項: 全熱交換器	法律の目的に適合している。	利点: ウ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人日本冷凍空調工業会のWG	2025年4月	23.120.91.140.30	5			

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	11 産業機械	改正	B8639	全熱交換・換気ユニットー風量、有効換気量、及び熱交換効率の測定方法	Heat and energy recovery ventilators－Method of test for performance of flowrate, net supply airflow and gross effectiveness	この規格は、JIS B 8628 で規定する全熱交換器のうち、全熱交換・換気ユニットの換気関連及びエネルギー関連の性能である風量、有効換気量、及び熱交換効率の測定方法について規定したもので、全熱交換器が空調分野の省エネ機器として広く採用されるようになったため、2014年に性能試験方法の国際規格ISO 16494が制定され、我が国においては、製品規格であるJIS B 8628の改正と同時に、ISO 16494を対応国際規格として制定された。 その後、ISO16494は同規格に関する不確かさにのTRが制定されるのに合わせてシリーズ化しISO 16494-1が制定され、その際に欧州規格(EN)とISOの整合性を取るための空気条件の追加(T8) やその他詳細の見直しが行われた。また、2023年にISO 16494-1における表1の条件追加、図A.1、図B.1及び図C.1の記号修正などのため、AMD1が発行された。この製品の昨今の技術の状況から、国際規格との整合を図りながら、この規格を、市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことによって、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待できる。また、国際規格と整合化することによって、市場の拡大が促進することが期待される。	主な改正点は次の通り。 ・熱交換効率測定において、欧州規格(EN)とISOの整合性を取るため追加された空気条件(T8)を追加する。 ・試験方法としてISO規格の改訂時に追加された試験の一般事項に関する箇条5を追加する。 ・適用範囲に対象とする全熱交換器の熱交換器の形式として、ISO規格の改訂時に追加された、静止形熱交換器、回転形熱交換器、ヒートパイプ形熱交換器を追加する。 ・ISO規格の改訂時に変更された数式の記号類を変更する。		ISO 16494-1:2022+Amendment 1:2023	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：全熱交換器	法律の目的に適合している。	利点：ウ、オ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本冷凍空調工業会のWG	2025年4月	23.120;27.080	5	
JSA	08 機械要素	改正	B8661	電気及び電子制御式油圧ポンプ試験方法	Hydraulic fluid power－Test method for electrically controlled oil hydraulic pumps	この規格は、電気及び電子制御の容積式油圧ポンプの静特性と動特性を確かめるための試験方法について規定したものであり、1989年に制定され2002年に改正された。2002年改正の際、ISO17559が開発途中であったため、ISO/DIS17559を基に改正された。その後2003年にISO17559(以下、ISO17559:2003を対応国際規格という。)が制定されていたが、DISに沿って改正されたという事実が確認されたのが2022年であった。そこで、対応国際規格との差異を確認したところ、動特性試験の圧力補償時の応答特性における圧力上昇率が、対応国際規格では680～920 MPa/sとしているのに対し、690～2 060 MPa/sのため、圧力上昇率が速過ぎ、試験者に対して危険となる可能性がある、測定精度等級Bの回転速度の許容系統誤差が±1ではなく±1.5と大きくなっており、流量の計測値にも悪影響を及ぼすなど、いくつか改正すべき点があった。今回、これらに対応し、ISOと整合させるため、このJISを改正する必要がある。	この改正によって、品質を明確化し、また国際的な互換性を確保することが可能となり、取引の単純公正化、相互理解の促進を図ることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・動特性試験の圧力補償時の応答特性において、圧力上昇率が早すぎるため、対応国際規格に合わせ690～2 060 MPa/sを680～920 MPa/sに改める。 ・動特性試験の流量のステップ応答特性において、ポンプの流量入力信号値について、試験結果に違いが出ないように対応国際規格に合わせ、最大流量の10%から90%、75%、50%、25%にそれぞれステップ状に変化させるよう改める。 ・測定精度の等級において、測定器の許容系統誤差のうち、測定精度等級Bの回転速度の許容系統誤差を±1.5から±1に改める。		ISO 17559:2003	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：油圧機器	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、ウ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本フルードパワー工業会のWG	2025年7月	23.100.10	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C3103	電気機器巻線用軟銅線	Annealed Copper Wires for Winding Wires	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、断面が円形で軟質の電気機器巻線用の軟銅線について規定するものである。今般、各特性の試験方法として引用しているJIS C 3002(電機用銅線及びアルミニウム線試験方法)が、導電率及び引張りの試験について、最近の市場の実態に合わせるための見直しが行われ、簡条構成も含め2025年に改正された。このため、この規格においても、引き続き、改正されたJIS C 3002を引用規格とすることとし、各試験方法について該当する簡条番号・項目と整合を図るため、改正が必要である。なお、この規格は、前回改正(1984年)から40年以上が経過し、規格様式が現在のJIS Z 8301を反映したものとなっていないことから、最新のものに整合を図るための改正も行う。	【期待効果】 この規格の改正によって、導電率、伸びなどの試験について、最近の市場に即した方法で実施することが可能となることから、品質の明確化、取引の単純公正化及び国際貿易の円滑化が寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格様式をJIS Z 8301:2019に基づき、最新版のものに合わせる。 ・試験方法のうち7.1～7.4について、JIS C 3002:2025の簡条番号・項目にあわせ、次のとおり改める。 7.1の“JIS C 3002の3.による。”を“JIS C 3002の5.1(外観)による。”に改める。 7.2の“JIS C 3002の4.による。”を“JIS C 3002の5.2(構造)による。”に改める。 7.3の“JIS C 3002の5.による。”を“JIS C 3002の5.3(引張り)による。”に改める。 7.4の“JIS C 3002の6.による。”を“JIS C 3002の5.4(導電率)による。”に改める。			無	第2条の該当号: 1(寸法、性能) 対象事項: 電気機器巻線用軟銅線	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年7月			1
JSA	05 電気	改正	C3104	平角銅線	Rectangular copper wires for electrical purposes	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気用の平角銅線について規定するものである。今般、各特性の試験方法として引用しているJIS C 3002(電機用銅線及びアルミニウム線試験方法)が2025年に改正された。このため、この規格においても、引き続き、改正されたJIS C 3002を引用規格とすることとし、各試験方法について該当する簡条番号・項目と整合を図るため、改正が必要である。なお、この規格は、前回改正(1994年)から30年以上が経過し、規格様式が現在のJIS Z 8301を反映したものとなっていないことから、最新のものに整合を図るための改正も行う。	【期待効果】 この規格の改正によって、導電率、伸びなどの試験について、最近の市場に即した方法で実施することが可能となることから、品質の明確化、取引の円滑化及び市場の拡大が期待できる。 また、引き続き、生産性等の向上、および産業の合理化が期待でき、公正な取引に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格様式をJIS Z 8301:2019に基づき、最新版のものに合わせる。 ・試験方法のうち、7.1～7.5について、JIS C 3002:2025の簡条番号・項目にあわせ、次のとおり改める。 7.1の“JIS C 3002の3.(外観)による。”を“JIS C 3002の5.1(外観)による。”に改める。 7.2の“JIS C 3002の4.(構造)による。”を“JIS C 3002の5.2(構造)による。”に改める。 7.3の“JIS C 3002の5.(引張り)による。”を“JIS C 3002の5.3(引張り)による。”に改める。 7.4の“JIS C 3002の6.(導電率)による。”を“JIS C 3002の5.4(導電率)による。”に改める。 7.5の“JIS C 3002の7.(エッジワイズ曲げ)による。”を“JIS C 3002の5.5(エッジワイズ曲げ)による。”に改める。			第2条の該当号: 1(種類、寸法、性能) 対象事項: 平角銅線	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年7月			1	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準 作成委員会	制定／ 改正／ 廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格 番号及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階	
JSA	05 電 気	改正	C3215-0-6	巻線共通規格－第0－6部：一般特性－樹脂又はワニスを含浸させたガラス巻銅線及びエナメルガラス巻銅線	Specifications for particular types of winding wires- Part 0-6: General requirements- Glass-fibre wound resin or varnish impregnated, bare or enamelled round copper wire	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、樹脂又はワニスを含浸させたガラス巻銅線及びエナメルガラス巻銅線の一般特性について規定するもので、IEC 60317-0-6:2007を基として2017年に改正された。その後、対応国際規格であるIEC 60317-0-6が、グレード1のガラス巻銅線の寸法のうちの最大仕上り外径について、それまで規定されていなかった公称導体径の範囲においても、市場の実態を反映して当該外径の値を規定し、2020年に改訂された。 このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、我が国の市場の実態に即し、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、対応国際規格との整合を図るとともに、我が国の市場の実態が反映されることから、品質の向上、国際取引の円滑化及び市場の拡大に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・導体径において、グレード1の二重エナメルガラス巻銅線、及びグレード1の二重エナメルガラス巻銅線のうち、公称導体径が1.700 mm～5.000 mmの範囲にある導体の最大仕上り外径の値を追加する。		IEC 60317-0-6:2020 Specifications for particular types of winding wires - Part 0-6: General requirements - Glass-fibre wound resin or varnish impregnated, bare or enamelled round copper wire	MOD	第2条の該当号：1(種類、寸法、品質、性能) 対象事項：ガラス巻銅線	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年7月			1
JSA	05 電 気	改正	C3215-2	巻線個別規格－第2部：クラス130の融着層付きはんだ付け可能ポリウレタン銅線	Specifications for particular types of winding wires-Part 2: Solderable polyurethane enamelled round copper wire, class 130, with a bonding layer	この規格は、クラス130のポリウレタン樹脂を主体としたエナメル銅線の上に融着皮膜をもつ二重皮膜のエナメル銅線について規定するもので、対応国際規格であるIEC 60317-2:2012(ED:4)を基として、2016年に制定された。その後、対応国際規格は、2019年にED:5、2024年にAMD:1が発行され、それまで検討中であったピンホール試験に関する要求事項が追加された。このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場実態に即し、JISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・ピンホール試験に関する要求事項が追加され、品質の改善に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際取引の円滑化に寄与し、ひいては市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・ピンホール試験において、対応国際規格との整合を図り、要求事項を新たに規定する。		IEC 60317-2:2019, AMD1:2024	MOD	第2条の該当号：1(寸法、性能、品質) 対象事項：巻線	法律の目的に適合している。	利点： ア、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2025年7月	29.060.10	4	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3215-31	巻線個別規格－第31部:樹脂又はワニスを含浸させた、温度指数180のガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線	Specifications for particular types of winding wires- Part 31: Glass-fibre wound, resin or varnish impregnated, bare or enamelled rectangular copper wire, temperature index 180	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、樹脂又はワニスを含浸させた、温度指数180のガラス巻平角銅線、及びエナメルガラス巻平角銅線について規定するもので、IEC 60317-31:2015を基とした規格である。今般、共通規格として引用しているJIS C 3215-0-4:2014が、2025年に改正された。主な改正内容は、最近の市場の実態を踏まえた公称導体厚の範囲の拡大、及び品質向上のための絶縁破壊電圧、軟らかさ、密着試験などの規定内容の見直しであり、この規格においても、こうした最新の共通規格を引用することによって、最近の我が国の市場及び技術の実態に即した規格となるよう改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、以下の効果が期待できる。 ①最近の市場の実態を反映されることから、グレード1の巻線の絶縁皮膜厚みが薄い製品設計が可能となり、巻線の薄型化による、最終製品の小型・軽量化に貢献できる。 ②共通規格としてJIS C 3215-0-4:2025の改正内容を反映させることで、巻線メーカーでの製造性が改善でき、生産性及び歩留まり向上に寄与することが期待できる。	主な改正点は以下の通り。 ・共通規格を“JIS C 3215-0-4:2014”から“JIS C 3215-0-4:2025”に改める。		IEC 60317-31:2015 Specifications for particular types of winding wires - Part 31: Glass fibre wound, resin or varnish impregnated, bare or enamelled rectangular copper wire, temperature index 180	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、性能) 対象事項: ガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年7月		1
JSA	05 電気	改正	C3215-32	巻線個別規格－第32部:樹脂又はワニスを含浸させた、温度指数155のガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線	Specifications for particular types of winding wires-Part 32: Glass-fibre wound, resin or varnish impregnated, bare or enamelled rectangular copper wire, temperature index 155	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、樹脂又はワニスを含浸させた、温度指数155のガラス巻平角銅線、及びエナメルガラス巻平角銅線について規定するもので、IEC 60317-32:2015を基とした規格である。今般、共通規格として引用しているJIS C 3215-0-4:2014が、その対応国際規格であるIEC 60317-0-4の改訂を踏まえて、2025年に改正された。主な改正内容は、最近の市場の実態を踏まえた公称導体厚の範囲の拡大、及び品質向上のための絶縁破壊電圧、軟らかさ、密着試験などの規定内容の見直しであり、この規格においても、こうした最新の共通規格を引用することによって、最近の我が国の市場及び技術の実態に即した規格となるよう改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、以下の効果が期待できる。 ①最近の市場の実態を反映されることから、グレード1の製品設計(巻線の絶縁皮膜厚みが薄い)が可能となり、巻線の薄型化による、最終製品の小型・軽量化に貢献できる。 ②共通規格としてJIS C 3215-0-4:2025の改正内容を反映させることで、巻線メーカーでの製造性が改善でき、生産性及び歩留まり向上に寄与することが期待できる。	主な改正点は以下のとおり。 ・共通規格を“JIS C 3215-0-4:2014”から“JIS C 3215-0-4:2025”に改める。		IEC 60317-32:2015 Specifications for particular types of winding wires - Part 32: Glass fibre wound, resin or varnish impregnated, bare or enamelled rectangular copper wire, temperature index 155	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、性能) 対象事項: ガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年7月		1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準 制定・改正 委員会	制定／ 改正／ 廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階	
JSA	05 電 気	改正	C3215-49	巻線個別規格―第49部：樹脂又はワニスを含浸させた、温度指数180のガラス巻銅線及びエナメルガラス巻銅線	Specifications for particular types of winding wires-Part 49: Glass-fibre wound high temperature resin or varnish impregnated, bare or enamelled round copper wire, temperature index 180	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、樹脂又はワニスを含浸させた温度指数180のガラス巻銅線、及びグレード1又はグレード2のエナメルガラス巻銅線について規定したもので、IEC 60317-49:2012を基とした規格である。 その後、対応国際規格であるIEC 60317-49においては、2013年に正誤表が発行されて、エナメルガラス巻銅線に使用するエナメル銅線のクラスが、クラス200以上から180以上に訂正されている。 また、JIS C 3215-0-6が同時に改正されることから、最新に改める。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、対応国際規格との整合が図られることから、取引の円滑化による市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・絶縁の耐熱性及び種類において、使用するエナメル線の温度指数を“200以上”から“180以上”に改める。 ・グレード1の一重及び二重の公称導体径の範囲を改める。		IEC 60317-49:2012 Specifications for particular types of winding wires - Part 49: Glass-fibre wound high temperature resin or varnish impregnated, bare or enamelled round copper wire, temperature index 180	MOD	第2条の該当号：1(種類、寸法、性能) 対象事項： ガラス巻銅線及びエナメルガラス巻銅線	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、キ 欠点： いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年7月		1
JSA	05 電 気	改正	C3216-1	巻線試験方法―第1部：一般事項	Winding wires-Test methods-Part 1:General	この規格は、巻線に用いる各種エナメル銅線、エナメルアルミニウム線、横巻銅線及び横巻アルミニウム線の試験方法の全般事項について規定するもので、対応国際規格であるIEC 60851-1:1996(Ed.2)+AMD1:2003+AMD2:2009を基として、2011年に制定された。その後、対応国際規格は、2021年にED.3、2025年にAMD1が発行され、寸法、機械的特性、化学的特性、電気的特性などの試験方法が規定されている各引用国際規格(IEC 60851-2、-3、-4、-5など)の最新版を適用するための改訂が行われた。また、これらの引用国際規格に対しては、対応するJIS C 3216規格群があり、国際規格の動向に合わせて改正されてきている。このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場実態に即し、JIS C 3216規格群の最新版の個別試験規格を適用するために、JISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際取引の円滑化に寄与し、ひいては市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格との整合を図り、JIS C 3216規格群(個別試験規格)の目次一覧の記載を削除する。 (対応国際規格ではメンテナンス性向上のために削除された。)		IEC 60851-1:2021, Amd1:2025	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項： 巻線	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、キ 欠点： いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2025年7月	29.060.10	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3216-3	巻線試験方法－第3部：機械的特性	Winding wires-Test methods-Part 3: Mechanical properties	この規格は、巻線に用いる各種エナメル銅線、エナメルアルミニウム線、横巻銅線及び横巻アルミニウム線機械的特性の試験方法について規定するもので、対応国際規格であるIEC 60851-3:2009 (ED.3)を基として、2011年に制定された。 その後、対応国際規格は2013年にAMD1、2019年にAMD2、2023年にED4.0が発行され、市場の実態に合わせ、“ワニス含浸繊維巻丸線及び平角線”などの密着試験方法の変更、融着性試験のエナメル平角線への適用などについて改訂された。このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場実態に即し、JISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・密着試験方法がより明確化され、市場の製品品質の向上に寄与する。 ・融着性試験をエナメル丸線に加え、エナメル平角線にも適用されることから、製品品質の向上に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際取引の円滑化に寄与し、ひいては市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・密着試験において、対応国際規格との整合を図り、“ワニス含浸繊維巻丸線及び平角線”、“繊維巻エナメル丸線及び平角線”、及び“テープ巻丸線及び平角線”について、皮膜浮きの測定方法を明確化(切れ目から線の長手方向に皮膜が浮いている部分の長さを測定)する。 ・融着性試験において、対応国際規格との整合を図り、エナメル平角線にも適用するよう改める。		IEC 60851-3 Ed. 4.0:2023	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：巻線	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、キ 欠点： い、ずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2025年7月	29.060.10	4
JSA	05 電気	改正	C4402	浮動充電用サイリスタ整流装置	Thyristor rectifiers for floating charge	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、据置アルカリ蓄電池及び据置鉛蓄電池の浮動充電用サイリスタ整流装置で、公称直流電圧200 V以下で、定格直流電流600 A以下のものについて規定したものである。 近年、産業用リチウム二次電池と組み合わされたサイリスタ整流装置が増加してきたため、市場実態に合わせてサイリスタ整流装置の規定を追加する必要がある。 また、整流装置を収納する箱体(筐体)に関して、現行規格では標準的な箱体の寸法と対応する箱体番号の一覧表とを規定しているが、設置場所、条件などに応じて製造業者が対応するため、現在、箱体番号は実務上及び商務上取り扱われておらず、市場実態とかい(乖)離した規定は、混乱を避けるため削除する必要がある。 このような状況から、この規格を、市場の実態に即して改正する必要がある。	【期待効果】 浮動充電用サイリスタ整流装置の規定の追加によって、性能・品質の明確化、市場での相互理解の促進などに寄与することが期待される。また、市場実態に即した箱体番号・箱体寸法の規定の削除によって、蓄電池の種類・数量に応じた箱体寸法の自由度が上がり、開発による小型化、省スペース化などが促進され、利便性の向上が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・産業用リチウム二次電池と組み合わせられたサイリスタ整流装置を適用範囲に追加し、引用規格を追加する。 ・産業用リチウム二次電池の浮動充電用サイリスタ整流装置に対応する規定を追加する。 （7. 1 電圧電流特性 7. 1. 2 直流電流電圧特性 a) 低電圧特性 及び c) 垂下特性 に規定を追加） ・箱体番号及び箱体寸法の規定を削除し、寸法公差だけを規定する。 （9. 2箱体寸法を9. 2箱体寸法の公差に修正し、箱体番号・箱体寸法を規定する表12～表17を削除）			無	第2条の該当号：1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項：浮動充電用サイリスタ整流装置	法律の目的に適合している。	利点： ア、エ、オ 欠点： い、ずれも該当しない。	公共調達基準等に引用される規格	—	一般社団法人電池工業会のWG	2025年10月	29.200	3

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5101-8	電子機器用固定コンデンサー第8部:品種別通則:固定磁器コンデンサ種類1	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 8: Sectional specification:Fixed capacitors of ceramic dielectric, Class 1	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 5101-1を品目別通則とする品種別通則で、電子機器用固定磁器コンデンサ種類1(温度補償用)について規定したもので、適切な品質評価手順、試験方法及び測定方法の選定、並びに一般的要求事項を規定する通則である。この規格を適用するコンデンサは多くの業種で用いられている基本部品である。この規格の対応国際規格IEC 60384-8が2024年8月に改訂され、磁器コンデンサの静電容量の温度特性の規定に大きな変更があった。変更の背景として、上市されている磁器コンデンサの温度特性は、IEC規格、JIS又はEIA(米国電子工業会)規格が規定するカテゴリに準拠しているが、世界的に採用され流通しているコンデンサの品名はEIA規格のカテゴリに準拠しているため、国際的な市場動向とIEC規格とが大幅に乖離した状態となっていた。今回IEC規格が従来のカテゴリにEIA規格のカテゴリを追加して取り込む有意義な見直しを行ったことから、対応国際規格の内容を反映し、整合化を図るためこの規格の改正が必要である。 ブランク個別規格であるJIS C 5101-8-1で規定している評価水準EZの表を、新設する附属書“品質適合検査”へ移行するため、JIS C 5101-8-1を廃止する。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の單純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・温度特性の公称温度係数及び温度係数の許容差を表す記号として、EIA規格のカテゴリの“COG”と“U2J”を、誘電正接、温度サイクルによる静電容量、はんだ耐熱性試験など各種試験後の最終検査における要求事項の表に追加する。また、EIA規格の基準温度25℃に対する温度係数及び許容差の要求事項を附属書に新設する。 ・ブランク個別規格であるJIS C 5101-8-1で規定している評価水準EZの表“ロットごとの品質確認検査及び定期的品質確認検査の試験計画”を、新設する附属書“品質適合検査”へ移行する。これによってJIS C 5101-8-1を廃止する。	C5101-8-1	IEC 60384-8:2024	IDT	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月	31.060.20	5
JSA	06 電子	改正	C5101-9	電子機器用固定コンデンサー第9部:品種別通則:固定磁器コンデンサ種類2	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 9: Sectional specification :Fixed capacitors of ceramic dielectric, Class 2	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電子機器用固定コンデンサーに属する固定磁器コンデンサ種類2(高誘電率用)について適切な品質評価手順、試験方法及び測定方法の選定、並びに一般的要求事項を規定する品種別通則である。この規格を適用するコンデンサは多くの業種で用いられている基本部品である。この規格の対応国際規格IEC 60384-9が2024年8月に改訂され、磁器コンデンサの静電容量の温度特性の規定に大きな変更があった。変更の背景として、上市されている磁器コンデンサの温度特性は、IEC規格、JIS又はEIA(米国電子工業会)規格が規定するカテゴリに準拠しているが、世界的に採用され流通しているコンデンサの品名はEIA規格のカテゴリに準拠しているため、国際的な市場動向とIEC規格とが大幅に乖離した状態となっていた。今回IEC規格が従来のカテゴリにEIA規格のカテゴリを追加して取り込む有意義な見直しを行ったことから、対応国際規格の内容を反映し、整合化を図るためこの規格の改正が必要である。 ブランク個別規格であるJIS C 5101-9-1で規定している評価水準EZの表を、新設する附属書“品質適合検査”へ移行するため、JIS C 5101-9-1を廃止する。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の單純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・静電容量の温度特性について、EIA規格の基準温度25℃の要求事項を、はんだ耐熱性試験及び繰返しのない衝撃試験の最大静電容量変化、並びに一連耐候性試験、高温高湿試験及び耐久性試験の最終測定及び要求事項の表に追加する。また、EIA規格の基準温度25℃に対する温度係数及び許容差の要求事項を附属書に新設する。 ・ブランク個別規格であるJIS C 5101-9-1で規定している評価水準EZの表“ロットごとの品質確認検査及び定期的品質確認検査の試験計画”を、“品質適合検査”として新たに追加する附属書へ移行する。これによってJIS C 5101-9-1を同時に廃止する。	C5101-9-1	IEC 60384-9:2024	IDT	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月	31.060.20	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5101-14	電子機器用固定コンデンサー第14部:品種別通則:電源用電磁障害防止固定コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment – Part 14: Sectional specification – Fixed capacitors for electromagnetic interference suppression and connection to the supply mains	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、直流1 000V以下、交流1 000 V(実効値)以下で、周波数100 Hz以下の交流電源又はその他の電源回路に接続することを目的とする電源用電磁障害防止固定コンデンサと抵抗器コンデンサとを組み合わせた部品の品種別通則について規定したもので、IEC 60384-14:2023を基に2024年に改正されたものである。その後、この規格の対応国際規格において、誘電正接の試験の適用範囲を明確にするなどのAmendment1による改訂が2025年7月に行なわれたため、JISにおいても国際整合化及び技術の実態に対応させるためJISを追補改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・電氣的試験の誘電正接において、誘電正接測定試験の適用範囲を明確にするため、“この試験は、メタライズドコンデンサ及び磁器コンデンサだけに適用する。”を“この試験は、RCユニットには適用しない。”に改める。 ・誘電正接の測定試験の適用範囲を明確にするため、“一連耐候性－要求事項”、“高温高温(定常)－電圧印加せずに試験した試料の要求事項”などの表の中の測定項目の表記の“誘電正接(tan δ)(メタライズドコンデンサの場合に適用)”を“誘電正接(tan δ)(メタライズドフィルムコンデンサ及び紙コンデンサの場合に適用)”へ改める。 ・品質評価手順のサンプリング計画の安全性を要求する試験の表などにおいて、受動燃焼性及び能動燃焼性では初期の電気測定は行わないことに合わせて、試験群0の試験項目の“定格電圧及びサブクラスごとの試料数”の欄に記載されている試験群6及び試験群7の試料数を削除する。		IEC 60384-14:2023+AMD1:2025 Fixed capacitors for use in electronic equipment – Part 14: Sectional specification – Fixed capacitors for electromagnetic interference suppression and connection to the supply mains+Amendment 1	IDT	第2条の該当号: 1(種類、品質、性能) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2026年7月			1
JSA	06 電子	改正	C5101-14-1	電子機器用固定コンデンサー第14-1部:ブランク個別規格－電源用電磁障害防止固定コンデンサー評価水準DZ	Fixed capacitors for use in electronic equipment – Part 14: Sectional specification – Fixed capacitors for electromagnetic interference suppression and connection to the supply mains	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 5101-14を品種別通則とするブランク個別規格で、電源用電磁障害防止用コンデンサの評価水準DZについて規定するもので、IEC 60384-14-1:2016を基に2020年に改正された規格である。JIS C 5101-14は、我が国の電気用品安全法省令の技術基準に採用された、電子機器の安全要求事項を規定するJIS[例:JIS C 62368-1(オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第1部安全性要求事項)]に引用されており、この規格は、JIS C 5101-14の補足の安全要求事項を規定した重要な規格である。JIS C 5101-14の対応国際規格IEC 60384-14が2023年に改訂、2025年度に追補改訂され、高湿度条件下での使用に関する要求事項などが新たに追加された。それに整合させるために、この規格の対応国際規格IEC 60384-14-1が2025年に改訂された。このような状況から、対応国際規格との整合化及び親規格JIS C 5101-14にも整合させ、実態に即した内容とするため、この規格の改正を行う必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・一般事項の寸法において、具体的な規定値が示されていない外形寸法の記号及び寸法の表を削除し、本文中に、寸法は許容差も含め製造業者の部品仕様書に規定する旨の要求事項を追加する。 ・交流定格安全認証のコンデンサを直流(DC)で用いる場合の要求事項(JIS C 5101-14の附属書H:サンプル数量が12個であることを追記)及び高湿度条件下の使用に関する要求事項(JIS C 5101-14の附属書I:誘電正接の要求対象に紙コンデンサを追加)を新たに規定する。		IEC 60384-14-1:2025 Fixed capacitors for use in electronic equipment – Part 14-1: Blank detail specification – Fixed capacitors for electromagnetic interference suppression and connection to the supply mains – Assessment level DZ	IDT	第2条の該当号: 1(種類、品質、性能) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2026年7月			1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	06 電子	改正	C5101-14-2	電子機器用固定コンデンサー第14-2部:ブランク個別規格－電源用電磁障害防止固定コンデンサー安全性試験	Fixed capacitors for use in electronic equipment – Part 14: Sectional specification – Fixed capacitors for electromagnetic interference suppression and connection to the supply mains	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 5101-14を品種別通則とするブランク個別規格で、電源用電磁障害防止固定コンデンサの安全性試験について規定するものでIEC 60384-14-2:2016を基に2020年に改正された規格である。JIS C 5101-14は、我が国の電気用品安全法省令の技術基準に採用された、電子機器の安全要求事項を規定するJIS[例:JIS C 62368-1(オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第1部安全性要求事項)]に引用されており、この規格は、JIS C 5101-14の安全要求事項を規定した重要な規格である。評価水準によるブランク個別規格JIS C 5101-14-1とは別に、試験機関による認証が要求されている国での試験機関が適用する安全性を要求する試験だけについての試験計画を規定することによって、その利便性、国際的な安全性への相互理解及び経済性・貿易を考慮してこの規格は制定された。 JIS C 5101-14の対応国際規格IEC 60384-14が2023年に改訂、2025年度に追補改訂され、高湿度条件下での使用に関する要求事項などが新たに追加された。それに整合させるために、この規格の対応国際規格IEC 60384-14-2が2025年に改訂された。このような状況から、対応国際規格との整合化及び親規格JIS C 5101-14にも整合させ、実態に即した内容とするため、この規格の改正を行う必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。		IEC 60384-14-2:2025 Fixed capacitors for use in electronic equipment – Part 14-2: Blank detail specification – Fixed capacitors for electromagnetic interference suppression and connection to the supply mains – Safety tests only		IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2026年7月			1
JSA	06 電子	改正	C5101-21	電子機器用固定コンデンサー第21部:品種別通則:表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類1	Fixed capacitors for use in electronic equipment – Part 21: Sectional specification: Fixed surface mount multilayer capacitors of ceramic dielectric, Class 1	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 5101-1を品目別通則とする品種別通則で、電子機器用表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類1(温度補償用)について規定したもので、適切な品質評価手順、試験方法及び測定方法の選定、並びに一般的要求事項を規定する通則である。この規格を適用するコンデンサは多くの業種で用いられている基本部品である。この規格の対応国際規格IEC 60384-21が2024年6月に改訂され、磁器コンデンサの静電容量の温度特性の規定などに大きな変更があった。変更の背景として、上市されている磁器コンデンサの温度特性は、IEC規格、JIS又はEIA(米国電子工業会)規格が規定するカテゴリに準拠しているが、世界的に採用され流通しているコンデンサの品名はEIA規格のカテゴリに準拠しているため、国際的な市場動向とIEC規格とが大幅に乖離した状態となっていた。このため、今回、対応するIEC規格が従来のカテゴリにEIA規格のカテゴリを追加して取り込む有意義な改定を行ったものである。このような状況から、JISにおいても対応国際規格の内容を反映し、整合化を図るためこの規格の改正が必要である。 ブランク個別規格であるJIS C 5101-21-1で規定している評価水準EZの表を、新設する附属書“品質適合検査”へ移行するため、JIS C 5101-21-1を廃止する。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・温度特性の公称温度係数及び温度係数の許容差を表す記号として、EIA規格のカテゴリの“C0G”と“U2J”を、誘電正接、温度サイクルによる静電容量、はんだ耐熱性試験など各種試験後の最終検査における要求事項の表に追加する。また、EIA規格の基準温度25℃に対する温度係数及び許容差の要求事項を附属書に新設する。 ・“試験及び測定方法”の“外観検査”において、極小コンデンサの検査に関する規定を追加し、各試験[耐プリント板曲げ性、はんだ耐熱性、はんだ付け性、一連耐候性、高温高湿(定常)、耐久性]の試験手順に、この追加する規定を適用する旨を追加規定する。 ・耐プリント板曲げ性試験において、超堅牢性設計されたコンデンサに対する曲げ深さDの規定を追加する。 ・ブランク個別規格であるJIS C 5101-21-1で規定している評価水準EZの表“ロットごとの品質確認検査及び定期的品質確認検査の試験計画”を、新設する附属書“品質適合検査”へ移行する。これによってJIS C 5101-21-1を廃止する。	C5101-21-1	IEC 60384-21:2024	IDT	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月	31.060.10	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5101-22	電子機器用固定コンデンサー第22部:品種別通則;表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類2	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 22: Sectional specification: Fixed surface mount multilayer capacitors of ceramic dielectric, Class 2	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 5101-1を品目別通則とする品種別通則で、電子機器用表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類2(高誘電率用)について規定するもので、適切な品質評価手順、試験方法及び測定方法の選定、並びに一般的要求事項を規定する通則である。この規格を適用するコンデンサは多くの業種で用いられている基本部品である。この規格の対応国際規格IEC 60384-22が2024年6月に改訂され、磁器コンデンサの静電容量の温度特性の規定に大きな変更があった。変更の背景として、上市されている磁器コンデンサの温度特性は、IEC規格、JIS又はEIA(米国電子工業会)規格が規定するカテゴリに準拠しているが、世界的に採用され流通しているコンデンサの品名はEIA規格のカテゴリに準拠しているため、国際的な市場動向とIEC規格とが大幅に乖離した状態となっていた。このため、今回、対応するIEC規格が従来のカテゴリにEIA規格のカテゴリを追加して取り込む有意義な改定を行ったものである。このような状況から、JISにおいても対応国際規格の内容を反映し、整合化を図るためこの規格の改正が必要である。 ブランク個別規格であるJIS C 5101-22-1で規定している評価水準EZの表を、新設する附属書"品質適合検査"へ移行するため、JIS C 5101-22-1を廃止する。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・静電容量の温度特性について、EIA規格の基準温度25℃の要求事項を、誘電正接、はんだ耐熱性試験、温度急変試験など各種試験後の最終検査における要求事項の表に追加する。また、EIA規格の基準温度25℃に対する温度係数及び許容差の要求事項を附属書に新設する。 ・"試験及び測定方法"の"外観検査"において、極小コンデンサの検査に関する規定を追加し、各試験[耐プリント板曲げ性、はんだ耐熱性、はんだ付け性、一連耐候性、高温高湿(定常)、耐久性]の試験手順に、この追加する規定を適用する旨を追加規定する。 ・耐プリント板曲げ性試験において、超堅牢性設計されたコンデンサに対する曲げ深さDの規定を追加する。 ・ブランク個別規格であるJIS C 5101-22-1で規定している評価水準EZの表"ロットごとの品質確認検査及び定期的品質確認検査の試験計画"を、新設する附属書"品質適合検査"へ移行する。これによってJIS C 5101-22-1を廃止する。	C5101-22-1	IEC 60384-22:2024	IDT	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月	31.060.10	5
JSA	06 電子	改正	C5160-2	電気及び電子機器用固定電気二重層コンデンサー第2部:品種別通則ーパワー用電気二重層コンデンサ	Fixed electric double-layer capacitors for use in electric and electronic equipment - Part 2: Sectional specification - Electric double layer capacitors for power application	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 5160-1を品目別通則とする品種別通則で、パワー用電気二重層コンデンサについて規定した通則である。 この規格の対応国際規格 IEC 62391-2:2006の改訂作業が行われ、2024年11月にFDIS、2025年にISが発行された。対応国際規格の改訂の内容は、推奨耐候性カテゴリのカテゴリ上限温度を実態に即した内容とするほか、親規格であるJIS C 5160-1が改正され、ISO/IEC Directives Part 2に従った簡条構成に改められた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、技術の実態に即した内容とするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・推奨耐候性カテゴリにおいて、試験のカテゴリ上限温度規定を、高耐熱化による定格温度上限値を拡充するため、"+60℃又は+70℃"から"受け渡し当事者間の協定がない限り+60℃又は+70℃"へ改める。 ・規格全般において、親規格であるJIS C 5160-1の簡条構成に合わせ、簡条構成を変更する。 ・規格名称を、品目別通則 JIS C 5160-1の変更に合わせて"電子機器用"から"電気及び電子機器用"に変更する。		IEC 62391-2:2025	IDT	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: 電気二重層コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月	31.060.10	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準 制定・改正 委員会	制定／ 改正／ 廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	06 電 子	改正	C5381-11	低圧サージ防護デバイス－第11部：交流低電圧電力システムに接続するサージ防護デバイス (SPD) の要求事項及び試験方法	Low-voltage surge protective devices – Part 11: Surge protective devices connected to AC low-voltage power systems – Requirements and test methods	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、交流50/60 Hzの1000 V以下の電源回路及び機器に接続し、雷又はその他の過渡的過電圧の直接的及び間接的な影響のサージに対する防護デバイスの要求性能、標準的な試験方法及び定格について規定したもので、IEC 61643-11:2011を基礎として2014年に制定された規格である。その後、この規格の対応国際規格のIEC 61643-11 (Low-voltage surge protective devices – Part 11: Surge protective devices connected to AC low-voltage power systems – Requirements and test methods)が2025年に改訂され、全てのSPDに対する共通の要求事項及び試験方法を定めたIEC 61643-01 (Low-voltage surge protective devices – Part 01: General Requirements and test methods):2024の後続規格 (relevant subsequent parts)となり、低圧配電システム用SPDだけに適用する規定を除き、用語、分類、表示を含む製品情報、使用条件、要求事項(電気的、機械的、環境・材料など)及び試験方法は、IEC 61643-01を引用するように改訂されるとともに、実態に対応させてタイプAプラグ接続形機器として可搬型SPDを追加するなどの改訂がされた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに実態に即した内容とするため、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格全体として、JIS C 5381-01 (同時に公示予定) に合わせた箇条構成に改める。 ・この規格 (低圧配電システム用SPD) だけに適用する規定を除き、JIS C 5381-01の箇条・細分箇条を引用する表記に改める。 ・表示及びひまかの製品情報の箇条で、ユーザー及び試験機関向けに、製造業者が提供する表示などの情報を追加規定する。 ・新たな要求事項として、“タイプAプラグ接続形機器として規定する可搬型SPD”を追加するとともに、詳細事項を附属書として規定する。 ・現行のJIS C 5381-11に適合する低圧配電システム用SPDに対する縮小試験方法を附属書に規定する。 ・“タイプAプラグ接続形機器として規定する可搬型SPD”に関する詳細事項を附属書に規定する。		IEC 61643-11:2025 Low-voltage surge protective devices – Part 11: Surge protective devices connected to AC low-voltage power systems – Requirements and test methods	IDT	第2条の該当号：1 (種類、性能) 対象事項：サージ防護デバイス	法律の目的に適合している。	利点： イ、キ 欠点： いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2026年7月		1
JSA	06 電 子	改正	C5381-21	低圧サージ防護デバイス－第21部：通信及び信号回線に接続するサージ防護デバイスの要求事項及び試験方法	Low-voltage surge protective devices – Part 21: Surge protective devices connected to telecommunications and signalling networks – Requirements and test methods	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、雷又は一時的過電圧の直接及び間接的影響に対し、通信及び信号回線のサージ防護のためのデバイスの要求性能及び試験方法について規定したもので、IEC 61643-21:2009を基に2014年に改正された規格である。その後、この規格の対応国際規格は改訂され、全てのSPDに対する共通の要求事項及び試験方法を定めたIEC 61643-01 (Low-voltage surge protective devices – Part 01: General Requirements and test methods):2024の後続規格 (relevant subsequent parts)となり、通信・信号用SPDだけに適用する規定を除き、用語、分類、表示を含む製品情報、使用条件、要求事項及び試験方法(電気的、機械的、環境・材料など)は、IEC 61643-01を引用し、100Wを超える通信・信号線に接続するSPDに対する安全要求事項と試験方法の追加など、多くの変更が行われた。このような状況から、対応国際規格と整合させ、最新の技術を取り込んだ内容に改正するため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格全体として、JIS C 5381-01 (制定予定) に合わせた箇条構成に改める。 ・この規格 (通信・信号用SPD) だけに適用する規定を除き、JIS C 5381-01の箇条・細分箇条を引用する表記に改める。 ・適用範囲において、パワーオーバーイーサネット (PoE) など同じ回線で電力を供給する場合も適用範囲に含むことを明記する。 ・表示及びひまかの製品情報の箇条で、ユーザー及び試験機関向けに、製造業者が提供する表示などの情報を追加規定する。 ・新たな要求事項として、感電保護、機械的 要求事項、環境及び材料の要求事項、並びに100Wを越える通信・信号線に接続するSPDに対する安全要求事項を追加する。 ・試験の箇条において、感電保護、機械的試験、環境及び材料の試験、100Wを越える通信・信号線に接続するSPDに対する安全試験を追加し、電気的試験については、伝送試験を除き、防護モード毎での試験に改める。 ・現行のJIS C 5381-21に適合する通信・信号用SPDに対する縮小試験方法を附属書に規定する。		IEC 61643-21:2025 Low-voltage surge protective devices – Part 21: Surge protective devices connected to telecommunications and signalling networks – Requirements and test methods	IDT	第2条の該当号：1 (種類、性能) 対象事項：サージ防護デバイス	法律の目的に適合している。	利点： イ、キ 欠点： いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2026年7月		1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5900	光伝送用受動部品通則	Generic specification of fiber optic passive devices	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、石英系光ファイバを用いた光伝送に使用する光受動部品の通則であり、光伝送用受動部品の用語、定格などの一般的な共通事項について規定している。 1987年に制定された後、5回の改正が行われ、2019年に最後の改正が行われた。一方、関連するIEC規格では、光伝送用受動部品の用語について、IEC/TS 62627-09:2016 (Fibre optic interconnecting devices and passive components – Part 09: Vocabulary for passive optical devices)に記載されている。2025年12月8日に、IEC/TS 62627-09/AMD1 Ed.1が発行され、チューナブル(可変)光フィルタに関する一つの用語の定義が変更され、“固定光フィルタ”など、二つの用語及び定義が追加された。チューナブル光フィルタは、光増幅器など多くの光ファイバ通信システム及びサブシステムに用いられており、国内においても、多く製造され、使用されているものである。 このような状況から、チューナブル光フィルタに関する用語及び定義について、国際市場の拡大、技術の実態に即した規定内容とするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 今回の改正によって、国内外の市場における混乱を防ぎ、特に中規模企業が多い光減衰器の国内製造業者の活性化が図られるとともに、光減衰器の国内外における商取引がより円滑になり、国際貿易の円滑化が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、“光フィルタ”の用語の定義の注釈1を、実態に即して“光フィルタ”には固定光フィルタと可変光フィルタがある”に改める。さらに注釈2として“信号光を透過する波長範囲を通過帯域、パスバンド”という。複数のパスバンドがあってもよい。”を追加する。 ・用語及び定義において、対応国際規格に盛り込まれたため、“固定光フィルタ”及び“可変光フィルタ”の用語及び定義を追加する。		IEC/TS 62627-09: 2016 + AMD1: 2025 CSV Fibre optic interconnecting devices and passive components – Part 09: Vocabulary for passive optical devices	MOD	第2条の該当号：1(用語及び定義、種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項：光伝送用受動部品	法律の目的に適合している。	利点：キ 欠点：いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2026年7月		1
JSA	06 電子	改正	C5920-1	光伝送用パワー制御受動部品－第1部:通則	Fiber optic passive power control devices – Part 1: Generic specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光ファイバを用いた光伝送用に使用するパワー制御受動部品の通則であり、用語、分類などの一般的な共通事項について規定している。この規格は、2012年に改訂されたIEC 60869-1を基に2015年に制定されたが、その後、対応国際規格が2018年に改訂され、Annexに使用ガイド(Apprication note)及び技術情報が盛り込まれた。さらに、引用しているJISが改正及び廃止、並びに引用国際規格が改訂されるなど、これらの状況に対応した内容に改める必要が生じている。 光伝送用パワー制御受動部品のひとつである光減衰器は国内製造業者が多く、国内及び海外の光伝送装置にも多く用いられている。このため、対応国際規格との整合を図り、引用規格を我が国の実情に合わせた内容にするとともに、用語及び定義を改正されたJIS C 5900:2015と整合させるため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 今回の改正によって、国内及び海外の市場における混乱を防ぐことができ、特に中規模企業が多い光減衰器の国内製造業者の活性化を行うことができる効果があるとともに、光減衰器の国内及び海外を含む商取引がより円滑に行うことが可能となり、国際貿易の円滑化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格において、JIS C 5901が廃止されたため、移行先のJIS C 61300規格群に置き換える。 ・用語及び定義において、2019年に改正されたJIS C 5900に規定する「最大入力光パワー」を削除、対応国際規格から「減衰量公差」を追加、対応国際規格から国内で流通していない光受動部品の性能パラメータである「光リミッタ入力光パワー」及び「光リミッタ出力光パワー」を削除、国内で用いられていない性能パラメータである「最小挿入損失」を削除する。 ・附属書において、使用ガイド(Apprication note)及び技術情報を追加する。		IEC 60869-1:2018	MOD	第2条の該当号：1(構造、性能) 対象事項：光受動部品	法律の目的に適合している。	利点：キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年4月	33.180.20	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5925-1	光伝送用WDMデバイス－第1部:通則	Fiber optic WDM devices－Part 1: Generic specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、3個以上の光パワーの入出力端子をもち、各端子間の光パワーの分配率が波長に依存するよう設計している受動部品の光ファイバ伝送用 WDM デバイスの一般的な共通事項について規定したものである。 この規格は、2009年に発行されたIEC 62074-1を基に2011 年に制定され、2014年のIEC 62074-1第2版を反映して、2016年に改正された。その後、IEC 62074-1は第3版が、用語及び定義をIEC TS 62627-09(対応JIS:JIS C 5900)と整合させ、用語及び定義などが市場の実態に合わせて改訂され、2025年6月に発効された。このため、対応国際規格との用語及び定義の整合を図ることが求められている。 一方、光伝送用WDMデバイスは、1.31 μ m/1.55 μ mWWDM、CWDMデバイス、DWDMデバイスなど多くの品種があり、国内での製造業者も多く、国内での光伝送通信システム製造業者が広く使用している。このため、対応国際規格との整合を図り、用語及び定義を、IEC TS 62627-09に対応させて改正されたJIS C 5900と整合させるため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 今回の改正によって、国内及び海外の市場における混乱を防ぐことができ、特に中規模企業が多い光減衰器の国内製造業者の活性化を行うことができる効果があるとともに、光減衰器の国内及び海外を含む商取引がより円滑に行うことが可能となり、国際貿易の円滑化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法において、JIS C 5901が廃止されJIS C 61300規格群に移行されたため、それに対応した内容に改める。 ・用語及び定義において、JIS C 5900に規定する用語との重複を避け、挿入損失の用語を削除する。あわせて対応国際規格で重複している定義をひとつにまとめる。		IEC 62074-1:2025(予定) Fibre optic interconnecting devices and passive components－Fibre optic WDM devices－Part 1: Generic specification	MOD	第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: 光ファイバ伝送用WDM デバイス	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年10月	33.180.01; 33.180.20	4
JSA	06 電子	改正	C5925-5	光伝送用WDMデバイス－第5部:シングルモード光ファイバビッグテール形中規模1×N DWDMデバイス	Fiber optic WDM devices－Part 5: Non-connectorized single-mode fiber optic middle-scale 1xN DWDM devices	この規格は、屋内環境条件で光ファイバを用いた光伝送に使用するシングルモード光ファイバビッグテール形中規模 1×N DWDM デバイスの定格、光学特性、耐環境性及び耐久性について規定した規格で、2014年に第2版として発行されたIEC 61753-081-2(以下、対応国際規格という。)を基に2020年に改正したものである。 その後、2023年に対応国際規格(61753-081-02)が、光学特性における挿入損失、チャネル均一性などの各試験項目における測定の不確かさなどについて、技術の進展に対応した内容に改訂された。 このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに近年の技術の実態に即した内容とするため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、シングルモード光ファイバビッグテール形中規模1×N DWDM デバイスの国内及び海外を含む商取引がより円滑に行うことが可能となり、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・光学特性において、挿入損失、チャネル均一性、通過帯域リップル、偏光依存性損失(PDL)並びに最大入力光パワーの各試験項目における規定値及び測定の不確かさを、最新の対応国際規格に整合させて近年の技術の実態に即した値に改める。 ・耐環境性及び耐久性において、光ファイバクランプ強度の試験条件を、最新の対応国際規格に整合させて、軸方向引っ張りから繰り返し曲げ(ブーツ付きの場合)に改める。		IEC 61753-081-02:2023 Fibre optic interconnecting devices and passive components－Performance standard－Part 081-02: Non-connectorized single-mode fibre optic middle-scale 1 x N DWDM devices for category C－Controlled environments	MOD	第2条の該当号: 1(性能、耐久度) 対象事項: DWDMデバイス	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2026年1月	33.180.10	3

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準 作成委員会	制定／ 改正／ 廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格 番号及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階	
JSA	06 電 子	改正	C5964-13	光ファイバコネクタかん合標準－第13部:FC－P C形光ファイバコネクタ類(F01形)	Fiber optic connector interfaces – Part 13: Type FC-PC connector family(F01 Type)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、FC-PC形光ファイバコネクタ類のかん合構造及び互換寸法について規定しており、2006年に第2版として発行されたIEC 61754-13を基として、2015年に制定された。 その後、国際規格としてマルチモード光ファイバ用の光ファイバコネクタ光学互換標準であるIEC 63267-1が2023年5月に、IEC 63267-2-1が2024年3月に発行され、マルチモード光ファイバを用いたときの挿入損失等級がAm、Bm及びCmとして規定された。これへの対応を含む最新の引用規格及び参考文献に対応するため、対応国際規格は2024年5月に第3版として改訂され、技術的な変更点として、挿入損失等級Amのときのフェルールの外径寸法は、業界の実態を考慮して現時点では規定しないことに改められた。 このような状況から、国内においても、近年の技術進歩に対応した内容とするとともに対応国際規格との整合を図るため、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格に合わせた改正を行うことによって、光ファイバコネクタ製品の寸法規格を国際規格と整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図られるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・光コネクタプラグかん合部のフェルールの等級ごとの外径寸法を国際規格との整合を図るため、石英系マルチモードの等級Amを今回の改正で削除することし、等級Bm及びCmは寸法の規定値の小数点以下の桁数を4桁から3桁に改める。 ・光コネクタプラグかん合部のフェルール先端部の寸法を対応国際規格との整合を図るため、寸法BF及びBGはJIS C 5965-3-1を引用するように改める。		IEC 61754-13:2024	MOD	第2条の該当号: 1(寸法、構造) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年4月	33.180.20	5
JSA	06 電 子	改正	C6122-5-1	光増幅器－測定方法－第5－1部:光反射率パラメータ－光スペクトラムアナライザ法	Optical amplifiers-Test methods – Part5-1: Reflectance parameters-Optical spectrum analyzer method	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、現在商用化されている希土類が添加されたアクティブ光ファイバを使用した光ファイバ増幅器の光スペクトラムアナライザを用いた光反射率パラメータ測定方法について規定している。 この規格は、2000年に第1版として発行されたIEC 61290-5-1(以下、対応国際規格という。)を基に技術的内容及び構成を変更することなく、JIS C 6122-5-1として、2001年に制定された。制定から23年が経過しているが、その間に対応国際規格は、適用範囲を光ファイバ増幅器だけでなく市販されている全ての光増幅器及び光増幅システムへと拡張した改訂が2006年に行われており、少なくとも2027年まで新たな改訂作業は予定されていない。 このような状況から、この規格は、対応国際規格の改訂にあわせ、JISにおいても市販されている全ての光増幅器及び光増幅システムを対象とした規定内容に改める必要に迫られている。よって、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を対応国際規格と一致させることによって、市販されている全ての光増幅器に対して、反射率パラメータ測定方法を規定することができることから、市場の混乱を防止し、国内外の円滑な商取引を促進する効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、市場の実態に対応して、光ファイバ増幅器に加え、市販されている全ての光増幅器及び光増幅システムを追加する。 ・用語、定義及び略語の箇条を新たに設け、増幅された自然放出光(ASE)などの略語を追加規定する。		IEC 61290-5-1:2006	IDT	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 光増幅器	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年7月	33.180.30	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C6191	波長可変光源試験方法	Test methods of tuneable laser sources	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、波長可変光源の波長及び出力光パワーを、事前にトレーサブルに校正された光波長計(光周波数計を含む。)、光パワーメータなどの基準計測器によって校正するための、安定かつ再現性のある手順について規定している。ITU-T(国際電気通信連合 電気通信標準化部門)の規定する波長グリッドに基づく波長多重方式(WDM)の光ファイバ通信において、様々なWDM光伝送システムの特性を評価する上で、波長可変光源は、不可欠な光測定器であり、国内外で広く使用されている。 この規格は、2005年にJIS C 6191(波長可変光源試験方法)として制定された後、日本からの提案によって、2014年に発行されたIEC 62522 を基として2019年に改正されたものである。 その後、対応国際規格は、昨今の技術の進歩に対応するために2024年6月にEd.2として改訂され、参照用光測定器として用いられる光パワーメータや光波長計の校正に関する要求が追加された一方、校正機関への要求事項であるISO/IEC 17025の要件を満たすことは過剰であるとして参考扱いとなるなど、内容が大きく改正された。 このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正で、波長可変光源試験における測定の内容が明確になるとともに、当該波長可変光源の試験手順を標準化することができ、波長可変光源の国内及び海外を含む商取引がより円滑に行うことが可能となり、国際貿易の円滑化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語、定義及び略語において、「デシベル」は附属書で解説することとし、用語からは削除する。 ・校正の準備において、この規格に基づき試験する者にとって、校正機関への要求事項であるISO/IEC 17025への適合は過剰であるとして、対応国際規格の改訂に合わせて参考扱いに変更する。 ・波長校正において、数式の文字が何を表すのかを一覧できる表を箇条の冒頭に追加する。また、参照用光波長計の校正は重要な事項であることから、推奨の表記を要求事項に改める。 ・光パワー校正において、数式の文字が何を表すのかを一覧できる表を箇条の冒頭に追加する。また、参照用光パワーメータの校正は重要な事項であることから、これに関する要求事項を追加する。 ・一定の波長又はパワー範囲にわたる偏差の平均化において、広い範囲で偏差を平均化すると不確かさが増大する場合があることから、対応国際規格の改訂に合わせて附属書「一定の波長又はパワー範囲にわたる平均化」全体を削除する。		IEC 62522:2024	MOD	第2条の該当号：4(試験の方法) 対象事項：波長可変光源	法律の目的に適合している。	利点：キ 欠点：いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年4月	31.260;33.180.01	5
JSA	06 電子	改正	C6825	光ファイバ構造パラメータ試験方法—光学的特性	Test methods for structural parameters of optical fibers— Optical characteristics	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、シングルモード光ファイバ、石英系マルチモード光ファイバ、多成分系マルチモード光ファイバ、プラスチックラッドマルチモード光ファイバ、全プラスチックマルチモード光ファイバ及びイントラコネクション光ファイバの素線及び心線の光学的特性に関わる構造パラメータの試験方法について、IEC 60793-1-1:2017及びIEC 60793-1-43:2015～IEC 60793-1-45:2017を基に2020年に改正されたものである。 その後、光ファイバの主要なパラメータであるカットオフ波長試験方法を規定しているIEC 60793-1-44が、試験方法の明確化及び補助手法の整理のため、試験構成図の追加や曲線近似法の参考化などの改訂が2023年に行われ、また、モードフィールド径試験方法を規定しているIEC 60793-1-45が、測定精度の向上及び条件の標準化のため、検出器配置条件の見直しや推奨値の明示などの改訂が2024年に行わた。このような状況から、我が国においても対応する国際規格との整合及び近年の技術の実態に対応した規格とするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 本規格は、各種パラメータ、等級、用語の定義及び試験方法について規定したこととで、国際標準との互換性が高まり、JISで製造及び試験された製品が、そのままの国際規格に適用されるので海外展開が容易となり、国際貿易の円滑化に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおりである。 ・カットオフ波長の試験方法において、カットオフ波長の概念を明確にするため、カットオフ波長の種類と試験方法の概要の内容が明確となるよう書き改めるとともに試験構成および測定原理を視覚的に示す図を追加して理解しやすい表記に改める。 ・カットオフ波長の試験方法の関連事項として規定していたカットオフ波長試験精度向上のための曲線近似法の附属書を、本手法が測定精度向上を目的とした任意(optional)の補助的手法であり、標準的な試験方法ではないことを明確化するため、規定から参考の附属書へ改める。 ・モードフィールド径(MFD)の試験方法のうち、方法Aのファーフールド操作法の要求事項を規定している附属書において、モードフィールド径計算時の誤差を保証するため、検出器と光ファイバ端面の距離(distance = d)を現行の条件式(d > 2wb/λ)から、新たに d = K×2wb/λ で定義し、解像度係数 Kを導入するよう改める。 ・同方法Aのファーフールド操作法の要求事項を規定している附属書において、参考情報として記載されているダイナミックレンジや最大走査半角 などについて、光ファイバの種類によらず測定条件を標準化するため、これらの推奨値を新たに提示する。	(1)IEC 60793-1-1:2022 Optical fibres – Part 1 –1: Measurement methods and test procedures – General and guidance (2)IEC 60793-1-43:2015 Optical fibres – Part 1 –43:Measurement methods and test procedures – Numerical aperture measurement (3)IEC 60793-1-44:2023 Optical fibres – Part 1 –44:Measurement methods and test procedures – Cut-off wavelength (4)IEC 60793-1-45:2024 Optical fibres – Part 1 –45:Measurement methods and test procedures – Mode field diameter	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点：キ 欠点：いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2026年1月	33.180.10	3		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6831	光ファイバ心線	Jacketed optical fibers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、マルチモード光ファイバ素線及びシングルモード光ファイバ素線の外傷からの保護を目的とした、ポリアミド樹脂などの2次被覆を施した光ファイバ心線について規定したもので、2001年に改正されたものである。 今回、対応国際規格 IEC 60793-2:2019において、2種の素線に加え、イントラコネクション用光ファイバ素線及び偏波保持光ファイバ素線の追加など、近年の技術動向および実際の使用状況を踏まえ改訂を行った。このような状況から、我が国においても対応する国際規格との整合及び近年の技術の実態に対応した規格とするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 規格の改正により、より広範な用途や技術への対応が可能となることで、国際標準との互換性が向上し、国際競争力の強化および国際貿易の円滑化に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・近年の技術動向および実際の使用状況を踏まえ、適用対象となる光ファイバ素線の品種に、イントラコネクション用光ファイバ素線及び偏波保持光ファイバ素線の2種の素線を追加する。 ・現行JISは2001年版と古く、箇条構成がISO/IEC Directives Part2に従っておらず、引用規格も改正されているため、これらを整合化して改める。		(1)IEC 60793-2:2019 Optical fibres - Part 2: Product specifications - General (2)IEC/CDV 60794 -3:2022 Optical fibre cables - Part 3: Sectional specification - Outdoor cables	MOD	第2条の該当号: 1(種類、性能) 対象事項: 光ファイバ心線	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2026年1月	33.180.10	3
JSA	05 電気	改正	C7709-1	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金	Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 1: Lamp caps	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電球、放電ランプなどの口金・受金及びこれらを検査するためのゲージを規定するJIS C 7709規格群の内、口金の種類及び寸法について規定したものである。電球類の安全性及び互換性を維持するための重要な規格であるため、市場における口金類の生産及び取引の実態に対応して迅速に改正する必要がある。 この規格の対応国際規格であるIEC 60061シリーズは、市場の実態に合わせて追補が発行されていることから、市場の実態への対応及び対応国際規格との整合を図ると共に、日本で新たに提案されたLEDランプ用の口金を追加するため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、国際規格との整合を図り、輸出入における技術的な障壁を緩和し、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。また、日本で新たに提案された口金を用いる新たな照明製品の規模拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格IEC 60061-1 第3版 Amendment62(2022)、63(2022)及び64(2025)による改訂に合わせ、LEDランプ用のGJ6.6に関する口金類のデータシートを追加する。 ・日本提案のLEDランプ用のG27に関する口金のデータシートを追加する。		IEC 60061-1:1969 Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 1: Lamp caps, Amendment 62, 63, 64	MOD	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法) 対象事項: 照明器具(電球類の口金)	法律の目的に適合している。	利点: オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	003		一般社団法人日本照明工業会のWG	2026年7月		1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C7709-2	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第2部 受金	Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 2: Lampholders	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電球、放電ランプなどの口金・受金及びこれらを検査するためのゲージを規定するJIS C 7709規格群の内、受金の種類及び寸法について規定したものである。電球類の安全性及び互換性を維持するための重要な規格であるため、市場における受金類の生産及び取引の実態に対応して迅速に改正する必要がある。 この規格の対応国際規格であるIEC 60061シリーズは、市場の実態に合わせて追補が発行されていることから、市場の実態への対応及び対応国際規格との整合を図ると共に、日本で新たに提案されたLEDランプ用の口金に用いる受金を追加するため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、国際規格との整合を図り、輸出入における技術的な障壁を緩和し、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。また、日本で新たに提案された口金用の受金を用いる新たな照明製品の規模拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格IEC 60061-2 第3版 Amendment58(2022)、59(2023)、60(2025)及び61(2025)による改訂に合わせ、LEDランプ用のGJ6.6に関する受金類のデータシートを追加する。 ・日本提案のLEDランプ用のG27に関する受金のデータシートを追加する。		IEC 60061-2:1969 Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 2: Lampholders, Amendment 58, 59, 60, 61	MOD	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法) 対象事項: 照明器具(電球類の受金)	法律の目的に適合している。	利点: オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本照明工業会のWG	2026年7月		1
JSA	05 電気	改正	C7709-3	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第3部 ゲージ	Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 3: Gauges	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電球、放電ランプなどの口金・受金及びこれらを検査するためのゲージを規定するJIS C 7709規格群の内、検査ゲージの種類及び寸法について規定したものである。電球類の安全性及び互換性を維持するための重要な規格であるため、市場における口金類及び受金類の生産及び取引の実態に対応して迅速に改正する必要がある。 この規格の対応国際規格であるIEC 60061シリーズは、市場の実態に合わせて追補が発行されていることから、市場の実態への対応及び対応国際規格との整合を図ると共に、日本で新たに提案されたLEDランプ用の口金及び受金を検査するためのゲージを追加するため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、国際規格との整合を図り、輸出入における技術的な障壁を緩和し、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。また、日本で新たに提案された口金及び受金を用いる新たな照明製品の規模拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格IEC 60061-3 第3版 Amendment59(2023)及び60(2024)による改訂に合わせ、LEDランプ用のGR6dに関する検査方法の修正及びLEDランプ用のGJ6.6に関するゲージ類のデータシートを追加する。 ・日本提案のLEDランプ用のG27に関するゲージのデータシートを追加する。		IEC 60061-3:1969 Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 3: Gauges, Amendment 59, 60	MOD	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法) 対象事項: 照明器具(電球類の検査ゲージ)	法律の目的に適合している。	利点: オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本照明工業会のWG	2026年7月		1

JIS作成予定(一覧表) (改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C8366	ライティングダクト	Lighting busways	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、照明器具及び／又は小形電気機械器具へ電気を供給する、交流電圧300 V以下、定格電流30 A以下のクラスⅠライティングダクト、クラスⅢライティングダクト及び共用電源ライティングダクト並びにそれらの附属品について規定した製品規格である。 現行の規格は、国際規格への整合化を目的に旧規格の適用範囲からクラス0タイプを削除したため、ライティングダクトの寸法規定の形状をクラス0タイプからクラスⅠタイプへ変更し、最低限の寸法標準化を図った。しかし、標準化した寸法規定が十分でなく、ライティングダクトに違う製造業者のプラグが堅く上手く取り付けができないなど市場で混乱が生じ、製造業者間でも互換性担保のため詳細なダクト寸法の標準化が望まれており、JISを改正する必要がある。さらに、引用規格のうち、特に照明器具用ダクトの安全性要求事項であるJIS C 8472が2025年に改正され、また電源用ダクトの安全性要求事項であるJIS C 8473が改正中であることからJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、製造業者間での寸法標準化による互換性が向上し、ライティングダクトへの各種プラグの取付性が改善することで、ライティングダクト及びプラグ製品の利便性が向上し、市場の拡大が期待される。 また、異なる製造業者製品の取付性が改善することで、消費者の商品選択の自由度向上が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、引用規格での新しい用語との整合・統一を図る。 ・性能の5.2.2垂直荷重及び5.2.5外郭強度において、引用JISを適用してよいことを記載する。 ・構造において、各項目に対する判定方法を記載する。 ・形状・寸法において、図1に2極接地極付125V 15Aの主要部寸法を追加・変更する。			無	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、性能) 対象事項: ライティングダクト	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ 欠点: いずれも該当しない。	2. 消費者保護の観点から必要な分野		一般社団法人日本照明工業会のWG	2026年4月		2
JSA	05 電気	改正	C8473	ライティングダクトー 電源用ダクトシステムの安全性要求事項	Lighting busways－Particular safety requirements for power supply use	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、IEC 61534-1:2011及びAmendment1:2014を基にして、定格電圧が単相交流 277 V 以下、又は三相交流若しくは三相交流 480 V 以下であって周波数が50/60Hz で定格電流が 50 A 以下の電源用ダクトの安全性要求事項について規定している。 対応国際規格は、電気安全に必要な短絡保護及び短絡耐力の規定及び試験が必要であること、及び表示の耐久性を明確にするための試験方法の改善が要望されていた。このため、2020年にAmendment2が発行され、短絡電流から生じる熱応力及び動的応力に耐えられる構造要求及び試験が規定された。また、治具による表示の耐久性試験が追加された。 我が国も同様の状況であるため、国際規格との整合を図りながら、この規格を市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、電源用ダクトシステムにおける短絡に対する保護及び耐力が向上し使用者の安全性が向上する。また、表示の耐久性の適否判定が明確になり品質向上が図られる。さらに、国際規格との整合によって、我が国の電源用ダクトの国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・短絡保護及び短絡耐力に関する規定を新たに箇条18として追加する。 ・表示の耐久性試験に、試験用の治具を使用した試験方法を追加する。 ・短絡に関する要求事項が追加するため、用語及び定義(箇条3)に必要な用語を追加する。		IEC 61534-1:2011、AMD1:2014,AMD2:2020	MOD	第2条の該当号: 1(種類、構造、品質及び性能) 対象事項: 電源用ライティングダクト	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電気設備学会のWG	2025年1月	29.060.10; 29.120.20	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C8513	リチウム一次電池の安全性	Primary batteries – Safety of lithium batteries	本規格は、リチウム一次電池の正常使用時及び誤使用時における安全性を確保するために、必要な要求事項及び試験方法について規定している。 基礎とする対応国際規格 IEC 60086-4(Primary batteries – Part4:Safety of lithium batteries) は、コイン電池の誤飲事故減少のための表示要求の条件変更、近年の使用機器の変化に則した過放電試験条件の見直しなどを反映して、2025年1月に改訂された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに消費者保護、技術の実態に即した試験条件の反映の観点から、JISを改正する必要がある。	この改正によって、電池の評価基準値を規定することによる品質の改善、及びコイン電池の表示要求の条件変更による消費者保護の充足が期待される。また、この改正によって、国際規格との整合化を図ることができ、国際産業競争力強化への寄与が期待される。	主な改正点は、次のとおり ・試験評価基準及び、用語及び定義に「漏液」と「弁作動」を追加する。 ・過放電試験を改める。 ・コイン形リチウム電池の表示要求の条件を変更する。 ・コイン形リチウム電池の誤飲防止パッケージの曲げ試験の条件を変更する。 ・消費者による交換を意図していない電池の誤使用に対する追加対策を盛り込んだ規定を新設する。 ・用語及び定義をアルファベット順から機能別に並べ替える。 ・衝撃試験の衝撃加速度の免除を12 kg から 4.482 kg に変更する。		IEC 60086-4	MOD	第2条の該当号: 1(性能(安全性に限る)) 対象事項: リチウム系一次電池	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電池工業会のWG	2025年7月	13.300;29.220.10	5
JSA	05 電気	改正	C9318	抵抗溶接装置－水冷二次ケーブル	Resistance welding equipment – Water-cooled secondary connection cables	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ポータブル・トランスとポータブル・ガンを接続するために使用するローリアクタンス及び単線往復式の水冷二次ケーブルについて規定したもので、ポータブル溶接機及びロボット溶接機を対象としている。昨今のロボット溶接機は、水冷二次ケーブルを使用しなくなっており、また、対応国際規格もISO 8205の規格群を統合したISO 8205が2021年に制定されたところである。 これらのことから、対応国際規格の構成に整合させ、併せて現状の実態に即して、試験方法及びその合否判定を見直すため、改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することで、今後、輸入拡大などが見込まれ、海外製品の国内流通において、品質が確保でき、ポータブル溶接機の使用時に、火災の防止などに役立つことが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格の規格群が一つの規格に統合されたため、その規格の構成に合わせる。 ・ケーブル名称の用語を、流通形態にあわせて修正する。 ・機械的要求事項に関する試験において合否を明確にするため、合否判定を追加する。 ・ロボット溶接機の耐久性試験を行っていたが、昨今のロボット溶接機は水冷二次ケーブルを使用しなくなってきたため、規定から削除し、参考として附属書に示す。		ISO 8205:2021	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 水冷二次ケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本溶接協会のWG	2026年1月	25.160.30	3

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60068-2-1	環境試験方法－電気・電子－第2-1部:低温(耐寒性)試験方法(試験記号:A)	Environmental testing – Part 2-1: Tests – Test A: Cold	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、発熱がない供試品及び発熱がある供試品に適用する低温(耐寒性)試験について規定するもので、輸送又は保管することができる能力を調べることを目的として作成された規格でIEC 60068-2-1:2007を基に2010年に改正されたものある。 その後、対応国際規格は、昨今の技術の進歩に対応するために2025年に改訂され、試験条件及び試験手順の追加、試験手順の明確化など、内容が大きく変わった。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 試験条件及び手順の明確化によって、品質の改善及び設計の明確化に寄与する。また、対応国際規格と整合を図ることによって、国際貿易の円滑化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験Ab、試験Ad及び試験Aeの試験方法において、「試験室内の温度と等しい温度」としていた試験槽内温度を、具体的な数値範囲「試験に用いる標準大気条件の温度15℃～35℃」に変更する。また、供試品の測定点についての規定を追加する。 ・試験Abの試験方法において、供試品の通電条件について、「動作の必要な場合」に加えて「放熱性能を満たさない場合」を追加する。また、供試品に通電後の「低温条件にさらされることがある。」との記載を要求事項「供試品は、規定の暴露時間t1の間、低温調節温度TAにさらす。」に変更する。 ・試験Ad及び試験Aeの試験方法において、低風速条件の試験が困難である場合、同等の冷却効果を実現するための高風速条件下の温度補正方法を新たに規定して、高風速条件の試験を代替手段として許容する。		IEC 60068-2-1:2025 Environmental testing – Part 2-1: Tests – Test A: Cold	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ 欠点: い、ずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月		2
JSA	05 電気	改正	C60068-2-30	環境試験方法－電気・電子－第2-30部:温湿度サイクル(12+12時間サイクル)試験方法(試験記号:Db)	Environmental testing – Part 2-30: Tests – Test Db: Damp heat, cyclic (12 h + 12 h cycle)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、高湿度の下で温度変化が繰り返されて、部品、機器又はその他の製品(以下、供試品という。)の表面に結露が生じるような条件で、使用、輸送又は保管する供試品に対する適正を判定する試験方法について規定している。この規格は、1980年発行のIEC 60068-2-30(第2版)を基にして1988年に第1版が制定された。その後、2005年のIEC第3版の発行に対応して、2011年にJISも改正された。近年、昨今の技術の進歩に対応するため、また、試験結果の再現性を高めるため、大幅な改訂が実施され、2025年にIEC第4版が発行された。第4版では、試験槽に対する要求事項の改訂、試験の温度許容差から上限値及び下限値への変更、明確化のための図の更新、前処理中の温度および相対湿度の上限値及び下限値への変更、中間測定方法の改訂、ならびに試験報告書の要求事項の改訂が行われた。このような状況から、国際規格と整合を図り、また、近年の技術の実態に即した内容とするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 本改正により、使用・輸送・保管環境における供試品の耐環境性および信頼性の向上が図られるとともに、国際規格(IEC)との整合化によって国際取引のさらなる円滑化に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験結果の再現性を高めるため、温湿度の限界値内での維持、空気の連続攪拌、放射熱や水滴落下への対策、加湿用水の管理など、試験槽に対する要求事項を更新する。 ・試験の温度許容差(「基準値 ± 〇℃」などの表現)を、温度範囲の上限値及び下限値に変更する。 ・温度および湿度の限界値(上限・下限)の範囲を視覚的に明確化するため、各図を更新する。 ・前処理及び試験サイクル中の温度および相対湿度の上限値及び下限値を変更する。 ・試験サイクル中に行う中間測定に関する規定を改訂する。 ・試験報告書に記載すべき標準的な要求事項を改訂する。		IEC 60068-2-30:2025 Environmental testing – Part 2-30: Tests – Test Db: Damp heat, cyclic (12 h + 12 h cycle)	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、キ 欠点: い、ずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定 機関	産業標 準作成 委員会	制定 改正 廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	06 電 子	改正	C60068-2-42	環境試験方法－電気・電 子－第2－42部:接点及 び接統部の二酸化硫黄 試験方法(試験記号:K c)	Environmental testing – Part 2-42: Tests – Test Kc: Sulphur dioxide test for contacts and connections	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、二酸化硫黄で汚染された大気が、電気・電子 技術の部品、機器の接点及び接統部に及ぼす腐食効果を 評価するための加速的試験方法について規定したもので、 1993年にIEC 60068-2-42:1982を基に制定された。対応国 際規格のIEC 60068-2-42は、2003年に初期測定及び最終 試験における接触抵抗の測定方法を近年の技術に即した 方法に改めるなどの改訂が行われた。このような状況から、 国際規格との整合及び技術の実態に即したものとするた め、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化する ことによって、国内外における受渡当事者 間での相互理解が容易になり、取引の単 純公正化、国際貿易の円滑化及び我が 国の技術的な貿易障壁の未然防止が期 待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・初期測定及び最終試験において、接触抵 抗の測定を、対応国際規格に整合させ、 “低電圧低電流法”から、“ミリボルトレベル 法”に改める。		IEC 60068-2-42:2003 Environmental testing – Part 2-42: Tests – Test Kc: Sulphur dioxide test for contacts and connections	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子部品	法律の目的に 適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しな い。	—	国際標準をJIS化する もの	一般社団法人電子情 報技術産業協会の WG	2026年7月		1
JSA	06 電 子	改正	C60068-2-43	環境試験方法－電気・電 子－第2－43部:接点及 び接統部の硫化水素試 験方法(試験記号Kd)	Environmental testing – Part 2-43: Tests – Test Kd: Hydrogen sulphide test for contacts and connections	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、接点及び接統部に使用される銀及び銀合金 に発生する腐食の影響を評価するための加速試験方法に ついて規定したもので、1993年にIEC 60068-2-43:1976を 基に制定された。対応国際規格のIEC 60068-2-43は、 2003年に初期測定及び最終試験における接触抵抗の測 定方法を近年の技術に即した方法に改めるなどの改訂が された。このような状況から、国際規格との整合及び技術の 実態に即したものとするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化する ことによって、これに基づいた部品・機器 の性能比較が可能となるため、国内外に おける受渡当事者間での相互理解が容 易になり、取引の単純公正化、国際貿易 の円滑化及び我が国の技術的な貿易障 壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・初期測定及び最終試験において、接触抵 抗の測定について、現行規格で引用してい るIEC130-1:1988の“低電圧低電流法”か ら、IEC60512-2-1:2002の対応JISのJIS C 5402-2-1で規定する“ミリボルトレベル法”に 改める。 ・ISO/IEC Directivesに従い箇条構成を変 更する。		IEC 60068-2-43:2003	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子部品	法律の目的に 適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しな い。		国際標準をJIS化する もの	一般社団法人電子情 報技術産業協会の WG	2025年7月	19.040;19. 080	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C60068-2-83	環境試験方法－電気・電子－第2－83部:試験I－ソルダペーストを用いた平衡法による表面実装部品(SMD)のはんだ付け性試験方法	Environmental testing – Part 2-83: Tests – Test I: Solderability testing of electronic components for surface mounting devices (SMD) by the wetting balance method using solder paste	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ソルダペーストを用いた平衡法による表面実装部品(SMD)のはんだ付け性試験を規定したものであり、IEC 60068-2-83:2011に基づき制定されたものである。その後、基礎とした国際規格は、日本主導によって多岐にわたるSMDのはんだ付け性試験の前処理方法を実際の市場における倉庫保管に対応する内容に変更し、2025年5月に改訂された。このような状況から、対応国際規格とのギャップを解消すると共に、現在の市場の環境に即した内容にするために、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の單純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・実倉庫保管に合わせた前処理条件に対応するため、JIS C 60068-2-20:2022で規定している保管環境をシミュレートした前処理方法に合致するように変更する。		IEC 60068-2-83:2025 Environmental testing – Part 2-83: Tests – Test I: Solderability testing of electronic components for surface mounting devices (SMD) by the wetting balance method using solder paste	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子部品	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人電子情報技術産業協会のWG	2026年7月		1
JSA	05 電気	改正	C60068-3-1	環境試験方法－電気・電子－第3－1部:支援文書及び指針－低温(耐寒性)試験及び高温(耐熱性)試験	Environmental testing – Part 3-1: Supporting documentation and guidance – Cold and dry heat tests	この規格は、低温(耐寒性)試験及び高温(耐熱性)試験の支援文書であり、試験の実施について指針を示すもので、1974年に制定されたIEC 60068-3-1を基に1995年に制定された。その後、対応する国際規格は、技術の進展を反映して、試験片の温度に関する情報の改訂、複数の試験片に対する試験に関する情報の改訂、空気密度の影響の追加、赤外放射に関する是正措置の推奨事項の追加、試験片の取り付けと支持に関する要件の改訂などの修正が実施されて2023年に改訂された。このような状況から、国際規格との整合を図ると共に、技術の実体に則した試験規格とするために、JISを改正する必要がある。	この改正によって、試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法の選択(簡条4) 試験片の表面の温度変化は、ほぼ指数関数に従い、大きい供試品の内部では、かなりの遅延を伴って温度均一化に到達するとの情報を追加する。 ・試験方法の選択(簡条4) 複数の試験片を試験すると、均一な流入気流に影響するとの情報を追加する。 ・試験方法の選択(簡条4) 冷たい空気は暖かい空気よりも空気密度が高いため、暖かい空気は冷たい空気よりも熱伝導小さいとの情報を追加する。 ・試験方法の選択(簡条4) 赤外放射の影響を最小限にするために、試験槽窓(観測窓)を通る赤外放射が供試品の温度に影響を与える可能性の考慮を追加する。 ・試験方法の選択(簡条4) 複数の試験片を同時に試験する場合、試験片間および試験片と試験槽面の間に自由な循環が確保されるように試験片の配置の考慮を追加する。		IEC 60068-3-1:2023	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2025年7月	19.040	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C60664-1	低電圧電力システム内装置用絶縁協調－第1部：基本原則，要求事項及び試験	Insulation coordination for equipment within low-voltage supply systems – Part 1: Principles, requirements and tests	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、低電圧電力システム内装置用の絶縁協調を規定している基本安全規格としてIEC 60664-1:2020を基に2023年に改正されたもので、多くの製品安全規格に引用されている。基礎として用いた対応国際規格では、昨今の技術の進歩に対応するために、2025年5月に、過渡過電圧レベルの減衰の規定、主電源から直接給電される装置の規定などの変更、特別な対策を必要とする装置についての規定の追加などを含むAMD.1が発行された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正による試験手順、試験の適用などの明確化によって、品質の改善、研究開発活動の基盤形成に寄与し、さらに、安全性確保に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・「 過渡過電圧レベルの減衰 」において、製品規格が過渡過電圧を制限する手段の寿命を考慮することを、要求事項として追加する。 ・「 主電源から直接給電される装置 」において、製品規格が、この箇所の説明に基づいて過電圧カテゴリを規定することから、Uimpを定義する際にこの箇所の説明を考慮することへ要求事項を変更する。 ・ 過電圧カテゴリ向けに設計されている機器が、電気設備への接続を意図している場合についての要求事項を、「特別な対策を必要とする装置」の細分箇条として追加する。 ・「 空間距離の検証 」の「一般事項」において、インパルス電圧試験の適用についての記載を整理して変更する。		IEC 60664-1:2020, Amd.1:2025	IDT	第2条の該当号：1(品質、性能) 対象事項：低圧系統内機器	法律の目的に適合している。	利点： ア、エ、カ 欠点： いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2026年1月	29.080.30	4
JSA	05 電気	改正	C60721-2-2	環境条件の分類－第2-2部：自然環境の条件－降水及び風	Classification of environmental conditions – Part 2-2: Environmental conditions appearing in nature – Precipitation and wind	この規格は、電気製品及び電子製品に対する降水及び風に関する環境条件の基本的な性質、定量的な特性及びその分類を規定している。この規格は、IEC 721-2-2:1988を基にして1996年に制定された。その後、IECでは環境データの蓄積に伴い、降水及び風に関する環境条件の内容が大幅に拡充され、2024年に第3版が発行された。このような状況から、国際規格と整合を図り、また、近年の環境条件に即した内容とするため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、降水及び風に関する環境条件の評価の精度が向上し、評価方法やテスト条件の明確化が進み、製品の性能及び品質の向上、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・雨(簡条4)特性の降雨において、対応国際規格では、地球規模のデータが蓄積され、世界の陸地の平均年間降水量の図、雨滴サイズの分布の表が追加されたため、追加する。 ・雪(簡条5)特性の雪において、対応国際規格では、地球規模のデータが蓄積され、人工衛星による雪氷の平均雨量換算の図が追加されたため、追加する。 ・ひょう(簡条6)特性のひょうについて、対応国際規格では、地球規模のデータが蓄積され、ひょうの世界的な分布図、指定された最大ひょうの大きさ及び1立方メートル当たりのひょうの数が追加されたため、追加する。 ・着氷(簡条7)特性の着氷について、対応国際規格では、雨雪着氷に追加して、ホアー霜、リムアイス、及びグレースド霜が追加されたため、追加する。 ・風(簡条8)特性の風について、対応国際規格では、地球規模のデータが蓄積され、世界の陸地の平均風速の図、世界の観測点の情報が追加されたため、追加する。		IEC 60721-2-2:2024	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点： ア、キ 欠点： いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2025年7月	19.040	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C61000-3-2	電磁両立性－第3－2部：限度値－高調波電流発生限度値(1相当りの入力電流が20A以下の機器)	Electromagnetic compatibility (EMC) – Part 3-2: Limits – Limits for harmonic current emissions(equipment input current ≤ 20 A per phase)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電圧300 V以下の商用電源系統に接続して用いる1相当りの定格入力電流が20 A以下の電気・電子機器(家電・汎用品)に適用し、入力電流に含まれる高調波成分の限度値について規定している。対応国際規格のIEC 61000-3-2:2018を基に2019年に改正された。 その後、ビニールハウス加温用のヒートポンプ暖房機器が集中して多数連系する一部の配電系統において、総合電圧ひずみ率が高調波環境目標レベルの5%を超過し、高調波が原因と考えられる機器障害(家電機器の動作不良・異音)も発生している。このため、エアコンディショナ(三相機器)が適用する限度値を実態に合わせて見直すべきではないかとの指摘がされている。 また、対応国際規格においては、技術進歩に合わせた照明機器に関する規定見直し、外部電源に関する規定の追加、多機能機器の規定の追加、測定不確かさの規定追加などの改訂が2025年度までに行われた。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 今回の改正によって、現状のエアコンディショナ(三相機器)の限度値を超える配電系統への高調波流出が抑制され、高調波が原因と考えられる機器障害の増加を抑制することが可能となり、品質改善への寄与が期待される。 また、試験方法などを見直すことによって、試験の合理化が実現し、生産性の向上及び効率的な産業活動への寄与が期待される。 この改正によって、国際規格との整合化を図ることができ、国際貿易の円滑化への寄与が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・高調波電流限度値において、有効入力電力600 Wを超えるエアコンディショナ(三相機器)の限度値(規定)をエアコンディショナ(単相機器)の限度値を目標として見直す。 ・形式試験の条件において、照明機器に関する照明器具の規定を見直し、特定の機器及び不特定の機器に用いる外部電源に関する規定を追加する。 ・国際規格との整合化のため、新たに部分奇数次高調波電流の計算について、規定の附属書を追加する。 ・機器の分類において、外部電源装置が機器の種類に応じて分類されることを規定する細分箇条(規定)を追加する。 ・一般要求事項の制御方法において、非対称制御及び半波整流に関する規定見直し、新たに追加された多機能機器の規定を追加する。 ・測定器における測定不確かさに関する規定の箇条を追加する。		IEC 61000-3-2:2018 +AMD1:2020 +AMD2:2024 Electromagnetic compatibility (EMC) – Part 3-2: Limits – Limits for harmonic current emissions (equipment input current ≤ 16 A per phase)	MOD	第2条の該当号：1(性能) 対象事項：電気・電子機器	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、カ 欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2026年7月			1
JSA	05 電気	改正	C61000-4-2	電磁両立性－第4－2部：試験及び測定技術－静電気放電イミュニディ試験	Electromagnetic compatibility(EMC) – Part 4-2: Testing and measurement techniques – Electrostatic discharge immunity test	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、人体から直接の、又は人体から近接している物体への静電気放電(ESD)にさらされる電気・電子装置に対するイミュニティ要求事項及び試験方法について、IEC 61000-4-2:2008のEd.1を基に制定されたもので、家庭用及び産業用の全ての共通規格、製品群規格、及び製品規格に引用される基本規格である。しかし、基礎として用いた国際規格は、昨今の技術の進歩に対応するために2025年3月にEd.3として改訂され、放電電流波形規定の追加及び放電電流波形の校正装置のセットアップ変更、並びに試験セットアップ、試験の実行に関する印加箇所などの共通化・統一化などの改訂見直しが行われた。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正により、ESD発生器の放電電流波形の違いによる試験結果の相違・ばらつきを抑制することが可能となり、品質の改善及び測定の合理化に寄与する。また、試験方法を最新対応国際規格に整合させることで国際貿易の円滑化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・ESD発生器の一般事項において、放電電流波形の品質を向上させる第2放電ピーク電流(Ip2)の規定を追加する。 ・ESD発生器の校正環境の設置高さを規定し、床の基準グラウンド板の設置を必須とすることで、周辺物との間に発生する寄生容量を同一にして、測定ばらつきを抑制し校正の平準化を図る。 ・試験セットアップにおいて、間接放電試験の水平結合板を供試体の大きさに対応させる、規定がなかった壁取り付け装置の試験配置を規定する、ウェアラブル装置の試験法を規定するなど共通化及び効率化を図る。 ・試験手順において印加箇所、印加回数などは、附属書(参考)に移動し、必要な条件、その考え方などを示し、適宜条件判断が可能ないように見直し、試験の統一化を図る。		IEC 61000-4-2:2025 Electromagnetic compatibility(EMC) – Part 4-2: Testing and measurement techniques – Electrostatic discharge immunity test	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：電気・電子機器	法律の目的に適合している。	利点： ア、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2026年7月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C61300-2-11	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2－11部：試験－光ファイバクランプ強度－軸方向圧縮	Fiber optic interconnecting devices and passive components－ Basic test and measurement procedures－ Part 2-11: Tests－ Axial compression	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光ファイバ用クロージャなどの光ファイバ接続デバイスにおいて、光ファイバケーブルに軸方向の圧縮力を加えた場合のクランプ強度試験方法について規定している。 この規格は、2012年に第2版として改訂されたIEC 61300-2-11(Fibre optic interconnecting devices and passive components－ Basic tests and measurement procedures－ Part 2-11: Tests－ Axial compression)を基に、2015年に制定された。その後、IEC 61300-2-11は、用語及び定義が追加されたほか、技術の実態に即して、試験の厳しさの見直し及びクロージャに対する要求の削除、並びに詳細な規定事項について他文書との整合を図るなどの改訂が行われ、第3版として2023年11月に発効された。このような状況から、この対応国際規格との整合を図るとともに、市場の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格の最新版に整合させることによって、特に海外との商取引において混乱を避けることができ、この規格を引用する製品規格及び製品仕様に係る製品の輸出入の拡大を図ることが可能になる。	主な改正点は、次のとおり。 ・略語の簡条を設け、「DUT」を規定する。 ・装置の概要において、供試品の設置方法などについてより詳細で明確な内容に改める。 ・試験の厳しさの程度において、試験の厳しさの程度(推奨値)の表に「テンションメンバ無し」の項目を追加し、それに代えて、試験の厳しさの程度(推奨値)(クロージャに適用)の表全体を削除する。		IEC 61300-2-11:2023 Fibre optic interconnecting devices and passive components－ Basic test and measurement procedures－ Part 2-11: Tests－ Axial compression	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：光ファイバクランプ	法律の目的に適合している。	利点：キ 欠点：いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年10月	33.180.20	4
JSA	06 電子	改正	C61300-2-22	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2－22部：試験－温度サイクル試験	Fiber optic interconnecting devices and passive components－ Basic test and measurement procedures－Part 2-22: Tests－Change of Temperature	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は光ファイバ接続デバイス及び光受動部品の温度変化、又は温度変化の繰返しに対する耐久性を判定する手順について、IEC 61300-2-22:2007を基に2012年に制定されたものである。 その後、対応国際規格では、最初に高温にする条件の削除、試験の厳しさの程度をIEC 61753-1:2018(Fibre optic interconnecting devices and passive components－ Performance standard－ Part 1: General and guidance)と整合させるため、2024年に改訂された。 日本国内においても多く使用される製品にかかわるものであり、国際規格との整合を図るとともに技術の実態に即した試験方法とするため、改正を行う必要がある。	【期待効果】 この改正によって、より多くの製品種類について、国内での測定結果をそのまま国際取引で使用可能となり、市場の混乱回避と、取引の円滑化が見込まれる。さらに、電気・電子機器に組み込んで使用することが容易になり、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・装置において、試験装置及び測定装置について、参照すべき規格として、JIS C 60529、JIS C 61300-2-38、JIS C 61300-3-1、JIS C 61300-3-3、JIS C 61300-3-4、及び JIS C 61300-3-6 を追加する。 ・手順において、試験条件について、大型の供試品では保持時間を長くし、試験中の測定は少なくとも各温度状態の最後で行うよう規定する。また、測定間隔は最大10分とするよう追加するとともに、最初に高温にする条件を削除する。 ・試験の厳しさの程度において、追加の熱源がある場合のカテゴリを追加するとともに、保持時間の推奨値を新たに規定する。		IEC 61300-2-22:2024 Fibre optic interconnecting devices and passive components－ Basic test and measurement procedures－ Part 2-22: Tests－ Change of temperature	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：光受動部品	法律の目的に適合している。	利点：キ 欠点：いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2026年7月		1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C61300-2-44	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2－44部:試験－光ファイバクランプ強度－繰返し曲げ	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 2-44: Tests – Flexing of the strain relief of fiber optic devices and components	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、通信用光部品の光ファイバクランプ強度試験のうち、繰返し曲げについて規定した規格で、繰返し曲げに対して、光ファイバ接続デバイス及び光受動部品を構成する光ファイバクランプの強度が十分であるかを評価する試験手順について規定している。この規格は、2013年に第3版に改訂されたIEC 61300-2-44 (以下、対応国際規格という。)を基に、2015年に制定された。 その後、対応国際規格の第4版は、2024年2月に改訂されている。対応国際規格の第4版では、用語及び定義の追加、試験手順の詳細な記載、及び試験の厳しさの程度(推奨値)について関連する国際規格のIEC 61753-1 (Fibre optic interconnecting devices and passive compontnes – Test and measurement procedures – Part 1: General and guidance) に従った統一化が図られている。 我が国においても近年の技術進歩に則した内容にするとともに、対応国際規格との整合を図るため、JISの改正を行う必要がある。	【期待効果】 国際規格に合わせた改正を行うことにより、光ファイバ接続デバイス及び光受動部品における繰返し曲げ試験方法を国際規格と整合することができ、国内の光部品製造業者と光通信システム製造業者との商取引及び海外の製造業者と使用者との商取引において、仕様整合時の混乱を避けることができるとともに、円滑な事業活動を促進することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義並びに略語において、この項目を箇条3として追加し、略語に「DUT」を記載する。 ・手順において、試験中の損失変動が秒単位のため、引用する測定方法のJISを、JIS C 61300-3-3からJIS C 61300-3-28に改める。 ・試験の厳しさの程度において、環境カテゴリ、引張力及び曲げサイクル数を最新の表記に改める。		IEC 61300-2-44:2024	IDT	第2条の該当号: 4 (試験の方法、測定の方法) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年4月	33.180.20	5	
JSA	06 電子	改正	C62024-1	高周波誘導部品－電気的特性及び測定方法－第1部:ナノヘンリー範囲の表面実装インダクタ	High frequency inductive components – Electrical characteristics and measuring methods – Part 1: Nanohenry range chip inductor	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、通常高周波帯域(100 kHz)に用いるナノヘンリー範囲の表面実装インダクタの電気的特性及び測定方法について規定した規格であり、IEC 62024-1:2017を基に2022年に改正されたものである。この規格は、スマートフォンをはじめとする電気・電子機器の高周波回路の整合素子やフィルタ回路のチョーク用素子としても用いられているインダクタの規格であり、このインダクタは、高周波回路において、整合回路やフィルタ回路として用いられる重要な電子部品である。 対応国際規格であるIEC62024-1が、我が国からの提案によって2024年7月に改訂された。 今回の改訂では、インダクタの生産、販売、測定技術などにおいて先行する我が国の実態に沿って、インダクタの電気的特性の測定方法を追加した。具体的には、5Gの普及などに伴い、通信回路における使用周波数が高くなり、3 GHz以上のインダクタンスやインピーダンスを測定する必要性が出てきたため、高周波特性を表すSパラメータを新規測定指標として追加するとともに、Sパラメータからインダクタンスなどに変換する手法を追加した。また、最近の表面実装に適応するため実装方法を追加した。 このような状況から、JISにおいても国際規格と整合させ、市場の実態に即した内容に改正を行う必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・高周波特性を表すため、Sパラメータ測定を追加する。 ・高周波測定に対応するため、ネットワークアナライザーを用いた反射係数法によるインダクタンス、Qファクター、及びインダクタのインピーダンスを追加し、また、2ポートネットワークアナライザーを用いたインダクタの共振周波数測定を追加する。 ・最近の表面実装に適応するため、鉛フリーはんだを使用した表面実装型インダクタの実装方法の追加する。		IEC 62024-1:2024	IDT	第2条の該当号: 4 (試験方法) 対象事項: インダクタ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月	29.100.10	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C62813	電気・電子機器用リチウムイオンキャパシター電気的特性の試験方法	Lithium ion capacitors for use in electric and electronic equipment - Test methods for electrical characteristics	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気・電子機器用リチウムイオンキャパシターの電気的特性(静電容量、内部抵抗、放電電力量及び電圧保持率)の試験方法について規定した規格で、IEC 62813:2015を基に2016年に制定された規格である。この規格の対応国際規格 IEC 62813:2015の改訂作業が行われ、2024年10月にFDIS、2025年にISが発行された。対応国際規格の改訂の内容は、エネルギー換算法による静電容量及び放電電力量の算出の新ルールへの適合、最新版の引用規格への変更などである。このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、技術の実態に即した内容とするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・エネルギー換算法による静電容量及び放電電力量の算出において、内部抵抗算出に用いる電流値と静電容量算出に用いる電流値との識別を明確にするため、放電電力量及び静電容量の測定時に用いる放電電流I ₁ の10分の1を表す記号として、新たにI _{cap} を定義して算出式を改める。		IEC 62813:2025	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: リチウムイオンキャパシタ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月	31.060.99	5
JSA	05 電気	改正	C62868-1	一般照明用有機EL(OLED)光源－安全仕様－第1部：一般要求事項及び試験方法	Organic light emitting diode (OLED) light sources for general lighting Safety-Part 1: General requirements and tests	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、入力電圧が1000V以下の直流電源又は1000V以下の50Hz若しくは60Hzの交流電源に使用する、屋内用途の一般照明用有機EL(OLED)光源の安全に関する一般要求事項及び試験方法を規定したものであり、2020年に制定された。その後、当該機器に関連する国際規格では、OLED技術の進化及び市場での製品普及の実態を踏まえて、2025年に、OLED光源の個別規格であるIEC 62868-2-1(制御装置一部内蔵形OLEDモジュール)、IEC 62868-2-2(制御装置内蔵形OLEDモジュール)及びIEC 62868-2-3(フレキシブルOLEDパネル及びOLEDタイル)が改訂され、また、新たにIEC 62868-2-4(OLEDパネル及びOLEDタイル)が制定された。こうした中で、対応国際規格であるIEC 62868-1も一般要求事項と個別要求事項との規格体系の整理及び明確化のため、適用範囲、表示、安全項目などの一般要求事項が改訂された。このような状況から、最新技術への対応、一層の安全確保及び国際規格との整合を図るため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、国際規格との整合が図られ、輸出入における技術的な障壁を緩和でき、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。また、有機EL照明の普及段階から、最新の技術に対応した製品の生産及び供給がなされ、消費者保護及び安全性確保に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、個別要求事項との関係を明確にするために、OLED光源のタイル、パネル、モジュール及びランプを対象とする一般要求事項であることを明記する。 ・用語及び定義において、“器具一体形OLEDモジュール”、“器具組込み形OLEDモジュール”などについて、一般要求事項を規定するに適した定義に改める。 ・表示の耐久性及び判読性において、判定基準である目視検査の内容を明確にするため、具体的な確認項目に改める。 ・各個別規格における共通的要求事項(“過入力状態の試験項目である入力安定性試験”、“充電部への偶発的な接触に対する保護”、“ねじ、通電部及び接続部”、“耐腐食性”及び“保護接地”)を追加し、一般要求事項について規定するこの規格と個別規格との関係を明確化する。		IEC 62868-1:2020 + AMD1:2025	MOD	第2条の該当号: 1(種類、構造、品質) 対象事項: 一般照明用有機EL(OLED)光源	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本照明工業会のWG	2026年1月	29.140.99	3

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定・改正・廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	10 金属・無機材料	改正	H0500	伸銅品用語	Glossary of terms used in wrought copper and copper alloys	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、伸銅品の種類、加工、熱処理、品質、性能、試験などに関連する主な用語とその定義について規定したものであるが、1998年に制定して以来30年近くが経過しており、近年の技術の進歩、新合金の開発及びこれらを反映した伸銅品の多くのJISの改正に伴い、用語及び定義について現状との乖離が生じている。このような状況から、最近の市場・技術の実態を反映するとともに、関連するJISとの整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、最近の市場・技術の実態が反映されるとともに、関連するJISとの整合が図られることから、規格利用者の利便性向上、相互理解の促進、取引の円滑化等に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・伸銅品JIS、関連規格などで使用される用語及び現在の我が国の市場で広く使用されている用語として、“鉛レス・カドミウムレス快削黄銅”、“コルゾン系合金”、“曲げ試験”、“疲労試験”、“蟻の巣状腐食”などの用語を追加する。 ・最新の技術の進歩及び我が国の市場の実態に即して、“純銅”、“黄銅”、“熱間加工”、“冷間加工”、“被削性”などの用語の定義を変更する。 ・用語の分類において、“その他”として分類していた“鋳物”は、伸銅品には含まれないため、削除する。 ・現在の我が国の市場では使用されなくなった用語、伸銅品との関連性が低い用語、一般に使用される常識的な用語、及び別の用語に変更・統合された“テレル銅”、“雷管用銅”、“ベリリウム銅地金”、“ばね限界値試験”、“非精製銅・精製銅”などの用語を削除する。		ISO 197-1:1983、ISO 197-2:1983、ISO 197-3:1983、ISO 197-4:1983、ISO 197-5:1980 Copper and Copper alloys - Terms and definitions - Part 1: Materials, Part 2:Unwrought products (refinery shapes) , Part 3:Wrought products, Part4: Castings, Part 5:Methods of processing and treatment	MOD	第2条の該当号：5(用語) 対象事項：伸銅品	法律の目的に適合している。	利点： イ、ウ、エ 欠点： いずれも該当しない。	—	関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本伸銅協会のWG	2026年1月	01.040.77; 77.120.30	3
JSA	10 金属・無機材料	改正	H1611	チタン及びチタン合金－分析方法通則	Titanium and titanium alloys – General rules for chemical analysis	この規格は、チタン及びチタン合金の分析方法に共通な分析用試料の調製方法、分析値のまとめ方などに関する一般的な事項について規定したもので2020年に改正された規格である。この規格は、チタン及びチタン合金の製品規格での化学成分の分析方法における分析手順は、全てこの規格を引用している。一方、チタン及びチタン合金の分析においては、成分ごとに化学分析法、原子吸光法などの様々な分析方法が規定されており、分析作業が煩雑となっているため、規格の使用者から多成分が分析可能な方法の規格化が強く求められていた。このような状況から、近年の技術の進歩に対応させて、ICP発光分光分析による多元素定量方法の規格(JIS H 1633)が2024年に制定された。このため、近年の技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	近年の技術の進歩に対応して制定したJISの引用によって、分析精度の向上及び分析の合理化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・各成分の定量方法において、ICP発光分光分析による多元素定量方法の規格(JIS H 1633)を化学分析方法として適用してよい規格の一つとして追加、規定する。				第2条の該当号：4(分析方法) 対象事項：チタン及びチタン合金	法律の目的に適合している。	利点： ア、エ 欠点： いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本チタン協会のWG	2025年7月	77.120.50	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	10 金属・無機材料	改正	H1617	チタン及びチタン合金－炭素定量方法－高周波誘導加熱燃焼－赤外線吸収法	Titanium and titanium alloys－Determination of carbon－Infrared absorption method after combustion in an induction furnace	この規格は、チタン及びチタン合金中の炭素定量方法について規定したものである。現行規格は、1995年改正されたが、その後引用規格である分析方法などについての通則規格が改正され、この規格の内容と齟齬が生じている。さらに、我が国からの提案によって、炭素定量方法について、新たにISO 13093として2023年に制定されており、近年の技術の進歩を反映した国際規格との整合が市場から求められている。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに、関連する引用規格に対応させて試料のはかりとりを改めるなど技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、技術的内容が国際規格に整合することで、国際的な取引での相互理解の促進を確保することが可能となり、取引の公正化を図ることが期待されるとともに、国際競争力の更なる向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・定量方法の区分において、対応国際規格に整合させ、かつ、我が国の市場の実態に即し、定量方法を“燃焼－赤外線吸収法”だけに改め、燃焼－赤外線吸収法以外の燃焼－硫酸滴定法、燃焼－伝導率法などの方法は削除する。 ・一般事項において、引用した分析方法通則についてのJISの改正に対応して、試料のはかりとり、分析値のまとめ方などを改める。 ・対応国際規格に整合させて、試薬について新たに箇条を設け、試薬の仕様を規定する。 ・対応国際規格に整合させて、炭素含有量許容差、併行許容差などの許容差について、新たに箇条を設けて規定する。		ISO 13093:2023	MOD	第2条の該当号: 4(分析方法) 対象事項: チタン及びチタン合金	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本チタン協会のWG	2025年7月	77.120.50	5
JSA	10 金属・無機材料	改正	H2222	ダイカスト用マグネシウム合金地金	Magnesium alloy ingots for die castings	この規格は、マグネシウム合金ダイカスト製造に用いるマグネシウム合金地金について規定したものであり、マグネシウム合金ダイカストは、主に軽量化ニーズの高い自動車部品、携帯電子機器部品などに使用されている。今後の更なる自動車などの軽量化ニーズに対応するため、新たに開発されたマグネシウム合金によるダイカスト製品の需要が拡大することが見込まれる中、現行規格の改正(2020年)後も、我が国では新たなダイカスト用マグネシウム合金が開発され実用化されるなどの技術開発が進んでいる。特に自動車部品への適用のために、希土類、カルシウムなどの元素を添加した高耐熱、高靱性、難燃性を有するダイカスト用マグネシウム合金の開発が続いている。市場からはそれらの合金種をJIS化することが望まれるており、我が国の近年の開発状況に即して、この規格を改正を行う必要がある。	規格の改正によって、自動車をはじめとする輸送分野の使用者側にとって採用しやすい材料となり、またそれらの合金種の認知度が高まることで、市場でのマグネシウム合金ダイカストが更に普及することが期待できる。また、輸送分野で新たな合金種の適用が増えることで材料の信頼が高まることによって、他の分野でもマグネシウム合金の採用が進むことが期待される。さらに、今回のJIS改正は、新合金種の対応国際規格への追加を国際提案する際にも、資することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・種類及び種類の記号において、新たに記号を設定して、以下の4種のダイカスト用マグネシウム合金地金を追加する。 － 高耐熱性、高熱伝導性、難燃性の合金。自動車・二輪車部品向け。 － 高靱性、難燃性の合金。自動車ホイール向け。 － 高熱伝導、難燃性の合金。自動車部品向け。 － 高耐熱、難燃性の合金。自動車エンジン部品向け。 ・化学成分において、合金種の追加に伴い、新たな合金種の化学成分を追加する。		ISO 16220:2017	MOD	第2条の該当号: 1(種類、品質、成分) 対象事項: ダイカスト用マグネシウム合金地金	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本マグネシウム協会のWG	2025年7月	77.150.20	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	10 金属・無機材料	改正	H5303	マグネシウム合金ダイカスト	Magnesium alloy die castings	この規格は、マグネシウム合金ダイカストについて規定したものであり、マグネシウム合金ダイカストは、主に軽量化ニーズの高い自動車部品及び携帯電子機器部品に使用されている。マグネシウム合金ダイカストについて規定したものであるが、今後の更なる自動車などの軽量化ニーズに対応するため、新たに開発されたマグネシウム合金によるダイカスト製品の需要が拡大することが見込まれる中、現行規格の改正(2020年)後も、我が国では新たなダイカスト用マグネシウム合金が開発され実用化されるなどの技術開発が進んでいる。特に自動車部品への適用のために、希土類、カルシウムなどの元素を添加した高耐熱、高靱性、難燃性を有するダイカスト用マグネシウム合金の開発が続いている。市場からはそれらの合金種をJIS化することが望まれるており、我が国の近年の開発状況に即して、この規格を改正を行う必要がある。	規格の改正によって、自動車をはじめとする輸送分野の使用者側にとって採用しやすい材料となり、またそれらの合金種の認知度が高まることで、市場でのマグネシウム合金ダイカストが更に普及することが期待される。輸送分野で新たな合金種の適用が増えることで材料の信頼が高まることによって、他の分野でもマグネシウム合金の採用が進むことが期待される。さらに、今回のJIS改正は、新合金種の対応国際規格への追加を国際提案する際にも、資することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・種類及び種類の記号において、新たに記号を設定して、以下の4種のマグネシウム合金ダイカストを追加する。 － 高耐熱性、高熱伝導性、難燃性の合金。自動車・二輪車部品向け。 － 高靱性、難燃性の合金。自動車ホイール向け。 － 高熱伝導、難燃性の合金。自動車ヒートシンク系部品向け。 － 高耐熱、難燃性の合金。自動車トランスミッション等の駆動系部品向け。 ・化学成分において、合金種の追加に伴い、新たな合金種の化学成分を追加する。 ・機械的性質において、合金種の追加に伴い、新たな合金種の機械的性質を追加する。		ISO 16220:2017	MOD	第2条の該当号：1(種類、品質、成分) 対象事項：マグネシウム合金ダイカスト	法律の目的に適合している。	利点：ア、エ、オ、カ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本マグネシウム協会のWG	2025年7月	77.150.20	5
JSA	09 化学	改正	K1557-1	プラスチック―ポリウレタン原料ポリオール試験方法―第1部：水酸基価の求め方	Plastic―Polyols for use in the production of polyurethane― Part 1 : Determination of hydroxyl number	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ポリウレタンの原料として用いるポリオールの水酸基価を求める二つの試験方法について規定するもので、2007年に対応国際規格ISO 14900:2001を基に制定された。ポリウレタン原料であるポリオール中の水酸基価を把握することは、ポリウレタンの適切な生産のために必要である。 ウレタンに関する全ISO規格において、ウレタンの表記を単数形から複数形への改訂を進めており、対応国際規格が試験装置にホットプレートを追加されるなど2023年に改訂された。 また、日本国内では水酸基価を電位差滴定装置で測定する際に使用されるガラス―カロメル複合電極は、水銀を使用した測定方法であるため、水銀汚染・有害廃棄物になりやすいことから、環境汚染防止の対応が求められている。 このような背景を受け、環境汚染防止のために現在の主流で使用されている銀―塩化銀電極に改めるなどの最新の技術を導入したJISに改正する必要がある。	【期待効果】 ウレタンの英文名を改正することおよび、加熱設備を追加することにより、ISO規格との整合性が確保できる。また、水銀の含まれない電極を使用することで、安全・環境・運用面でメリットがある。	主な改正点は、次のとおりである。 ・ウレタンの英語名称を、polyurethaneの単数形より、polyurethanesの複数形に変更する。 ・電位差滴定装置において、環境汚染防止のため、カラメル複合電極の水銀を含まない銀―塩化銀電極を用いることに変更する。 ・加熱装置として国際規格に合わせて、ホットプレートを追加する。		ISO 14900:2023 Plastics ― Polyols for use in the production of polyurethanes ― Determination of hydroxyl number	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：プラスチック	法律の目的に適合している。	利点：ア、ウ、オ 欠点：いずれも該当しない。	―	1国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2026年7月		1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	09 化学	改正	K6217-1	ゴム用カーボンブラックー基本特性ー第1部:よう素吸着量の求め方	Carbon black for rubber industryーFundamental characteristicsーPart 1: Determination of iodine adsorption number	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ゴム用配合剤として用いるカーボンブラックの基本特性のうち、よう素吸着量の求め方について規定しているもので、2008年にISO 1304:2006を基礎として改正された。ISO 1304は2016年に、試験精度に影響なく、実験室の実情に合わせた温度条件、計量器の精度を変更する改訂が行われており、2006年版からの技術的な見直しと整合が必要である。また、ISO1304の2016年版では数式記号の定義の見直しがされているため、それを反映させる必要がある他、すでに廃止となったJISを引用している点についても、変更が必要である。 このような状況から、対応国際規格との整合及び現在のJISの要求事項と整合させるべくJISを改正する必要がある。	【期待効果】 今回の改正によって、国際規格と整合し、近年の効率的かつ精度の高い評価方法を優先することで国際的な商取引の利便性の向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、対応国際規格に整合させ、推奨される方法としてB法:自動滴定装置による電位差滴定法を明記する[液の標定の電位差滴定法(B法)にも同様に明記]。 ・試験において、調整時の濃度の許容差を国際規格と合わせ、要求される事項や引用規格の見直しを行う。 ・液の標定のような素溶液の式において、数式記号の定義を、対応国際規格に合わせて見直す。 ・試験手順の試験条件(温度及び相対湿度)において、対応国際規格との整合を行う。 ・試験報告において、試料の由来、試験条件、滴定の方法などを明確に識別すべく、試験報告書に記載すべき事項の追加を行う。		ISO 1304:2016	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: ゴム用カーボンブラック	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ 欠点: いずれも該当しない。			ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年7月	83.040.20	5
JSA	09 化学	改正	K6217-6	ゴム用カーボンブラックー基本特性ー第6部:ディスク遠心光沈降法による凝集体分布の求め方	Carbon black for rubber industryーFundamental characteristicsーPart 6: Determination of aggregate size distribution by disc centrifuge photosedimentometry	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ゴム用配合剤として用いるカーボンブラックの基本特性のうち、ディスク遠心光沈降法による凝集体分布の求め方について規定しているもので、2019年にISO 15825:2017を基礎として改正された。ISO 15825は現在、新たに濃度勾配を利用した遠心沈降法(CPS法)を追加し改訂中であり、2025年のDIS投票で反対及び技術的な意見がなかったことで、近々ISO規格として承認される見込みである。これにより従来のディスク遠心光沈降法(DCP法)に加えCPS法が規定として使用できることとなる。 ディスク遠心光沈降法(DCP法)は、ストークスの法則に則った方法であり、濃度勾配を利用した遠心沈降法(CPS法)はこれを改良した方法である。CPS法は大きさの既知の粒子と比較しながら粒子径分布を求めるもので再現精度が良い利点がある。 この規格を改訂された対応国際規格と整合することで、CPS法が規定として使用できるようになると、国内市場において製品の品質評価の精度向上が見込まれ、より詳細な品質差の確認を可能とし、顧客との品質差異に関する情報共有が容易になることから、整合を図る必要がある。 このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を対応国際規格と整合させることにより、このCPS法が規定として使用できるようになると、カーボンブラックの粒子径分布の測定精度が向上することで、国内外の製品の品質評価の精度向上が図れ、より詳細な品質差を確認できるほか、顧客との品質差異に関する情報共有化がし易くなるため、品質に優れる国内企業の製品の優位性が明確となり、取引の円滑化も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格に合わせて、新たに濃度勾配を利用した遠心沈降法(CPS法)を追加する。これに伴いディスク遠心光沈降法(DCP法)をA法、濃度勾配を利用した遠心沈降法(CPS法)はB法と規定する。 ・適用範囲において、CPS法を追加する。		ISO/DIS 15825:2025 Rubber compounding ingredientsーCarbon blackーDetermination of aggregate size distribution by disc centrifuge photosedimentometry	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: ゴム用カーボンブラック	法律の目的に適合している。	利点: イ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	ー		ISOで制定された国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2026年4月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K6219-3	ゴム用カーボンブラック造粒粒子の特性－第3部：造粒粒子の硬さの求め方	Carbon black for rubber industry－Characteristics of pelletized carbon black－Part 3: Determination of individual pellet crushing strength	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ゴム工業で原材料の配合剤として用いられるゴム用カーボンブラック(以下、カーボンブラックという。)の造粒粒子の特性のうち、造粒粒子の硬さの求め方について規定しているもので、2006年に制定された。 対応国際規格にあたるISOとして、日本提案でこのJISを基にISO 8942が2010年に第1版として発行された。ISO 8942は、海外の専門家からの要請で、当時国際的に普及が進んだ自動化装置のペレットハードネスデスターを規定として記載している。現在、日本を初めてとして各国のカーボンブラックの製造会社や使用するゴム製品製造会社では、自動化装置のペレットハードネスデスターが主要試験装置として利用されている実態がある。しかし、現行のJISでは自動化装置のペレットハードネスデスターについては備考としての記載に留まっており、規定として記載していないという乖離が生じている。 このような状況から、国際競争力向上のため、対応国際規格との整合及び技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。	【期待効果】 カーボンブラック造粒粒子の硬さは、カーボンブラックのゴムへの分散に大きな影響が有るため、ゴム製品製造会社では作業性のみならず、製品性能にも関わる重要な特性となっており、品質データとしても重要なため、調達したカーボンブラックの統計的なデータを管理することにより、品質保証を行っている。 実態に合わせた自動試験装置の規定への追記は、品質検査などの試料数100を超える試験においても迅速にかつ精度良く測定できるため、カタログ値に対する中心値やバラツキが少ない国内カーボンブラックの品質の高さを実情に合わせて表すことができるため生産・取引の合理化・効率化や取引の円滑化が期待できる。併せて規定として追加することで試験の省力化の面からも安全・環境面の向上が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・硬さ測定装置において、現在許容されている自動化装置のペレットハードネスデスターを規定として測定装置に追加し、対応国際規格との整合を図る。		ISO 8942:2010 Rubber compounding ingredients－Carbon black－Determination of individual pellet crushing strength	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項： ゴム用カーボンブラック	法律の目的に適合している。	利点： イ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。	－	ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年10月	83.040.20	3
JSA	09 化学	改正	K6271-2	加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－電気抵抗率の求め方－第2部：平行端子電極法	Rubber, vulcanized or thermoplastic－Determination of resistivity－Part 2: Parallel terminal electrode system	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの平行端子電極法による体積抵抗率の求め方を規定しているもので、2015年にISO 1853:2011を基礎として制定された。ISO 1853は2018年に改訂され、矛盾のあった試験片の長さが正しい長さに訂正されたため、試験片形状の整合が必要となっている。また、試験精度の維持を目的として、新たにAnnexとして校正計画が追加されたため附属書の追加も必要となっている。 このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することにより、 ・試験片の形状及び寸法において、試験片の長さに戸惑うことなく製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。 ・試験装置を適切に校正できるようになり、試験精度の維持向上が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験片の形状及び寸法において、試験片の長さを95 mm以上に変更する。 ・正誤票の内容を反映して試験結果の求め方における計算式を修正する。 ・試験結果の向上と対応国際規格に整合し、附属書として校正計画を追加する。		ISO 1853:2018	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項： 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、オ 欠点： いずれも該当しない。		ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年1月	83.060	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	09 化学	改正	K6333	溶断用ゴムホース	Gas welding equipment－Rubber hoses for welding, cutting and allied processes	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、溶接、切断及びその関連作業で使用するツインホースを含む低圧(最高使用圧力が1 MPaで、呼び径が6.3 mm以下のホース)に限定する。)及び中圧(最高使用圧力が2 MPaで、すべての呼び径のホース)ゴムホースの要求事項について規定しているもので、1999年及び2001年にISO/DIS 3821:1997を基礎として改正された。その後、ISO 3821は2019年に改訂され、フラックス燃料ガスホースの要求事項の追加、適用サイズの拡大、ガス透過試験の引用規格の変更などが行われており、JISを整合させることが必要となっている。また、ガス種類による外面ゴム色について市場の実態に即した変更が望まれている。 このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべく、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、 ・使用用途に応じたホースや適切なサイズが選択でき、市場の拡大が期待される。 ・引用規格が改正されることにより、より実用性と安全性の向上に繋がる。 ・ガス種による外面ゴムを国内流通実態に合わせた修正により、規格利用者の利便性の向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲について、国際規格との整合を図るため、ホースアッセンブリーに関する要件は規定していない旨を明記する。 ・構造について、ホース総肉厚に関する内面ゴム層の厚さの要求事項を追加する。 ・構造及び性能について、フラックス燃料ガスホースに関する要求事項を追加する。 ・寸法について、呼び径の追加と許容差の見直し、外径許容差の追加と偏肉の基準の見直しを行う。 ・ホースの色について、国内流通実態を踏まえ、見直しを行う。		ISO 3821:2019	MOD	第2条の該当号： 1(種類、寸法、構造、品質) 対象事項： 溶断用ゴムホース	法律の目的に適合している。	利点： イ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。			ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年7月	25.160.30; 83.140.40	3
JSA	09 化学	改正	K6399	合成ゴム－IR－試験方法	Isoprene rubber (IR)－Non-oil-extended, solution-polymerized types－Evaluation procedure	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、合成ゴムIR(ポリイソプレンゴム、以下、IRという。)のうち、溶液重合によって得られる非油展の一般用IRの物理及び化学試験方法並びに加硫試験方法(標準配合剤、配合及び混練方法を含む。)について規定しているもので、2003年にISO/DIS 2303:2000を基礎として改正された。 その後、引用規格ISO 1795には対応するJIS K6298(原料ゴム－天然ゴム・合成ゴム－サンプリング及びその後の準備手順)が制定され、また試験方法の引用規格JIS K6250(対応国際規格:ISO 471)、JIS K6300-2(対応国際規格:ISO 3417)もそれぞれ対応国際規格の廃止に伴い、実態と合わない。そのほか、ゴム関連の試験方法規格がISO規格の改訂に伴い大きく変更されている。 一方、対応国際規格ISO 2303は2011年及び2019年に改訂され、灰分測定、揮発分測定、加硫測定のための方等の引用規格の変更、ミニチュア密閉式混練機を用いた1段練り、2段練りにミニチュア密閉式混練機を使用する方法の追加、サンプル調製方法の変更など技術の進歩に即した内容に改訂された。 このような状況から、灰分、揮発分及び加硫測定の見直し、ミニチュア密閉式混練機の採用、試験方法規格の見直しなど、対応国際規格と整合させ近年の技術の実態に即した内容にJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化による国際競争力の強化、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・原料ゴムの物理及び化学試験において、近年の技術開発と対応国際規格の改訂に対応して、ゴムの灰分測定の新しい方法(C法とTGA法)、揮発分測定の新しい方法(自動赤外線乾燥熟重量測定装置)を追加し、試験方法の引用規格を変更する。また同様に、加硫試験における試験方法規格を対応国際規格の変更及び市場の実態に合わせ、変更する。 ・混練方法において、近年の技術開発と対応国際規格の改訂に対応して、サンプルの均質性及び安全衛生面を向上させるため、サンプルの混練方法を変更する。 ・試料及び試験片の調整において、対応国際規格の改訂に伴い、加硫試験結果の精度向上につながる試験片形状を追加する。 (現状のISO/DIS 2303での主な技術面での改訂内容)		ISO 2303:2019	MOD	第2条の該当号： 4(試験方法) 対象事項： 合成ゴム(IR)	法律の目的に適合している。	利点： エ、オ エ:近年の技術開発に対応し、効率的な研究開発活動の基盤形成に寄与する。 オ:高品質の日本製品を正しく評価でき、国際産業競争力強化に寄与する。 欠点： いずれも該当しない。			ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年10月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	09 化学	改正	K6404-2	ゴム引布及びプラスチック引布試験方法－第2部:物理試験(基本)	Testing methods for rubber- or plastics-coated fabrics－Part 2: Determination of basic physical properties	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ゴム引布及びプラスチック引布の物理試験(基本)について規定しているもので、2015年にISO 1421:1998、ISO 2411:2000、ISO 3303-2:2012、ISO 4674-1:2003及びISO 4674-2:1998を基礎として制定された。その後、対応国際規格はいずれも改訂されており、それぞれの改訂内容との整合が必要となってきた(ISO 1421は2016年の改訂で、新たな用語、試験片寸法、製造後から試験までの期間などが追加。ISO 2411は2017年及び2024年の改訂で、新たな試験片寸法及び状態調節が追加。ISO 3303-2は2020年の改訂で、試薬、試験の状態調節、試験方法についての規定などが追加。ISO 4674-1は2016年の改訂で、製造後から試験までの期間、試験結果の異常値の取扱いなどが追加。ISO 4674-2は2021年の改訂で試験時間が追加規定。)。また、産業界での近年の適用状況に整合した用語や定義の修正も必要となっている。 このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、日本製品が海外市場において、物理特性などが適切に評価されることとなり、混乱を防ぐことが可能となるだけでなく、正しい認知が定着することにより、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、ゲージ長の具体的な設定のため「標準標識」の用語及び定義を新たに追加する。また、既存の「切断力」の用語について、国際標準及び国内産業界と整合を図って、図(切断時の引張力)に明記する。 ・それぞれの物理試験方法において、試験片についての寸法などをそれぞれ関連する対応国際規格に整合させた寸法値などに改める。 ・さらに、それぞれの物理試験方法において、必要な試薬の追加、状態調節や製造後から試験までの期間、試験値の異常値の取扱いなど、それぞれ対応する国際規格の規定内容に整合させ、それぞれの物理試験方法に新たに追加規定する。		ISO 1421:2016 ISO 2411:2024 ISO 3303-2:2020 ISO 4674-1:2016 ISO 4674-2:2021	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: ゴム引布及びプラスチック引布	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年4月	59.080.40	4	
JSA	09 化学	改正	K6404-3	ゴム引布及びプラスチック引布試験方法－第3部:物理試験(応用)	Testing methods for rubber- or plastics-coated fabrics－Part 3: Determination of physical properties (Application)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ゴム引布及びプラスチック引布の物理試験(応用)について規定しているもので、2020年にISO 1420:2016、ISO 4675:2017、ISO 5978:1990、ISO 6450:2005、ISO 7229:2015を基礎として改正された。吸水試験については、このJISを基に制定したISO 17581が2025年に制定され、Annex Aとして試験に使用するインクの分離性を予め試験し、本テストに適したインクであるかを判断する方法が追加されたため、整合を図る必要がある。耐寒試験は、現行規格では3種類の試験法が規定されているが、近年の技術の実態において高まっている新たな試験方法の追加の需要に応えるため、ゴム材料の試験方法を参考にしたゴム引布及びプラスチック引布の低温衝撃試験(ISO 4646:2022)を新しい対応国際規格として追加し、4種類目の試験法としてこのJISにも新たに規定を追加する必要がある。また、ブロッキング試験は、ISO 5978が2023年に改訂され、ガラス板サイズの規定及び試料のサイズに公差が設けられたため、実際の試験においても利便性が向上していることから、測定精度を上げるためにサイズの公差値を設け、整合を図る必要がある。 このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、日本企業の製品を対応国際規格の実態に合わせた開発・製造が容易となり、海外市場において取引の円滑化も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・吸水試験において、対応国際規格の制定(ISO 17581:2025)に対応して、A法のインクの選定方法及び成立条件、更にITPの結果を追加する。 ・耐寒試験において、近年の技術の実態において高まる需要に応えるため、対応国際規格(ISO 4646:2022)を追加し、低温衝撃試験を新たに規定する。 ・ブロッキング試験において、対応国際規格の改訂に対応して、ガラス板サイズの規定及び試料のサイズに公差を設ける。		ISO 1420:2016, Rubber- or plastics-coated fabrics－Determination of resistance to penetration by water ISO 4646:2022, Rubber- or plastics-coated fabrics－Low-temperature impact test ISO 4675:2017, Rubber- or plastics-coated fabrics－Low-temperature bend test ISO 5978:2023, Rubber- or plastics-coated fabrics－Determination of blocking resistance ISO 6450:2021, Rubber- or plastics-coated fabrics－Determination of resistance to liquids ISO 7229:2022, Rubber- or plastics-coated fabrics－Measurement of gas permeability ISO 17581:2025, Rubber- or plastics-coated fabrics－Determination of water absorption resistance	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: ゴム引布及びプラスチック引布	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2026年1月		2		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	09 化学	改正	K6799-1	ガラス短繊維強化ポリエチレン(PE-sGF)配管システム—第1部:通則	Polyethylene reinforced with short glass fibres (PE-sGF) piping systems—Part 1: General	【制定・改正する理由(必要性)】 ガラス繊維強化ポリエチレン管システムに関するJISは、高機能JIS等整備事業のもと、地下に埋設し、主に水などの液体物を対象とした輸送に供するガラス繊維強化ポリエチレン管システムの規格群(以下、JIS規格群という。)として、2018年に 第1部:通則、第2部:管、第3部:継手として制定された。制定後は、国内のガラス繊維強化ポリエチレン管及びこれらを用いた管路システムの、当該分野での普及が進み、年々需要が増加している。 一方、国際標準化加速事業によって、JIS制定と並行して、当該分野のISO規格の標準化も進められ、およそ10年に渡り、ISO/TC138での世界レベルでの技術審議が続けられた。その結果、2022年(Part 1, 2)及び2024年(Part 3, 5)に、ISO/PAS 22101シリーズの公開仕様書となって国際標準が制定された。これらの国際標準は、現行のJIS規格群の内容に比べ、ISO規格に体系付けられた、定義、略称、関連国際規格、要求性能等に関し、海外展開の際に必要とされる市場の要望及び実績が反映されており、内容が拡充したものとなっている。 この状況を踏まえ、本JIS規格群の改正により、国際的な要望、構成、性能基準、形状寸法などを反映させた、対応ISO規格群に整合させた、新たなJIS規格群とすることが強く要望されている。 なお、ISOで制定されたISO/PAS 22101のPart 5の内容は、Part 1,2,3の内容を受けてのシステム適合性に関する仕様書なので、今回は、日本国内の現状を考慮し、本規格群の第1,2,3部の中に必要事項を盛り込むこととし、今回本規格群の第5部としての新規制定は実施しない。 今回、JIS K 6799-1(第1部:通則)は、ISO/PAS 22101-1:2022を対応国際規格として改正を実施する。	【期待効果】 本JIS規格群(通則、管、継手)の改正により、国際規格のMODとして、日本国内事情を加味した上で、国際整合したJIS規格群とすることができる。 そのため、当該製品は、性能基準、形状寸法などにつき、国際的な整合の取れた製品となり、技術の相互理解、品質明確化、安全性確保と共に、国内のみならず世界市場での当該製品及び輸送管路の更なる普及が促進され、我が国の産業競争力の強化、及び国内産業の発展につなげることが可能になる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称において、対応国際規格に整合して変更する。 ・適用範囲において、従来記載より実績等を考慮して発電設備(火力発電所:取水放水管路)、水力発電設備(小水力発電所:水圧管、導水管)及び海水取水施設を追加する。 ・引用規格について、対応国際規格に整合させ、最新規格へ修正する。 ・用語及び定義において、対応国際規格に整合させ、「公称管厚」などの用語を追加する。 ・記号及び略号において、対応国際規格に整合させ、管厚「r」を測定管厚「e」への変更などをおこなう。 ・材料において、対応国際規格に整合させ、コンパウンドの密度など試験条件・試験方法を表形式で明記する。		ISO/PAS 22101-1:2022 Polyethylene reinforced with short glass fibres (PE-sGF) piping systems for industrial applications Part 1: General	MOD	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: ガラス繊維強化ポリエチレン管システム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。	—		国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2025年10月			2
JSA	09 化学	改正	K6799-2	ガラス短繊維強化ポリエチレン(PE-sGF)配管システム—第2部:管	Polyethylene reinforced with short glass fibres (PE-sGF) piping systems—Part 2: Pipes	【制定・改正する理由(必要性)】 ガラス繊維強化ポリエチレン管システムに関するJISは、高機能JIS等整備事業のもと、地下に埋設し、主に水などの液体物を対象とした輸送に供するガラス繊維強化ポリエチレン管システムの規格群(以下、JIS規格群という。)として、2018年に 第1部:通則、第2部:管、第3部:継手として制定された。制定後は、国内のガラス繊維強化ポリエチレン管及びこれらを用いた管路システムの、当該分野での普及が進み、年々需要が増加している。 一方、国際標準化加速事業によって、JIS制定と並行して、当該分野のISO規格の標準化も進められ、およそ10年に渡り、ISO/TC138での世界レベルでの技術審議が続けられた。その結果、2022年(Part 1, 2)及び2024年(Part 3, 5)に、ISO/PAS 22101シリーズの公開仕様書となって国際標準が制定された。これらの国際標準は、現行のJIS規格群の内容に比べ、ISO規格に体系付けられた、定義、略称、関連国際規格、要求性能等に関し、海外展開の際に必要とされる市場の要望及び実績が反映されており、内容が拡充したものとなっている。 この状況を踏まえ、本JIS規格群の改正により、国際的な要望、構成、性能基準、形状寸法などを反映させた、対応ISO規格群に整合させた、新たなJIS規格群とすることが強く要望されている。 なお、ISOで制定されたISO/PAS 22101のPart 5の内容は、Part 1,2,3の内容を受けてのシステム適合性に関する仕様書なので、今回は、日本国内の現状を考慮し、本規格群の第1,2,3部の中に必要事項を盛り込むこととし、今回本規格群の第5部としての新規制定は実施しない。 今回、JIS K 6799-2(第2部:管)は、ISO/PAS 22101-2:2022を対応国際規格として改正を実施する。	【期待効果】 本JIS規格群(通則、管、継手)の改正により、国際規格のMODとして、日本国内事情を加味した上で、国際整合したJIS規格群とすることができる。 そのため、当該製品は、性能基準、形状寸法などにつき、国際的な整合の取れた製品となり、技術の相互理解、品質明確化、安全性確保と共に、国内のみならず世界市場での当該製品及び輸送管路の更なる普及が促進され、我が国の産業競争力の強化、及び国内産業の発展につなげることが可能になる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称において、対応国際規格に整合して変更する。 ・適用範囲において、従来記載より実績等を考慮して発電設備(火力発電所:取水放水管路)、水力発電設備(小水力発電所:水圧管、導水管)、海水取水施設を追加する。 ・引用規格において、対応国際規格に整合させ、最新規格へ修正する。 ・用語及び定義において、対応国際規格に整合させ、た円度や電気融着ソケット形受口等を追加する。 ・一般特性において、対応国際規格に整合させ、管の外観と形状を一般特性と形状・寸法に分け、追加及び修正する。 ・形状・寸法において、対応国際規格に整合させ、Siシリーズ表記や電気融着ソケット形の寸法の追加及び修正する。 ・機械特性において、対応国際規格に整合させ、試験条件や試験方法を記載した表としてまとめる。 ・耐薬品性において、対応国際規格に整合させ、記載事項を追加する。		ISO/PAS 22101-2:2022 Polyethylene reinforced with short glass fibres (PE-sGF) piping systems for industrial applications Part 2: Pipes	MOD	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、品質) 対象事項: ガラス繊維強化ポリエチレン管システム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。	—		国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2025年10月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	09 化学	改正	K6799-3	ガラス短繊維強化ポリエチレン(PE-sGF)配管システム―第3部:継手	Polyethylene reinforced with short glass fibres (PE-sGF) piping systems―Part 3:Fittings	【制定・改正する理由(必要性)】 ガラス繊維強化ポリエチレン管システムに関するJISは、高機能JIS等整備事業のもと、地下に埋設し、主に水などの液体物を対象とした輸送に供するガラス繊維強化ポリエチレン管システムの規格群(以下、JIS規格群という。)として、2018年に 第1部:通則、第2部:管、第3部:継手 として制定された。制定後は、国内のガラス繊維強化ポリエチレン管及びこれらを用いた管路システムの、当該分野での普及が進み、年々需要が増加している。 一方、国際標準化加速事業によって、JIS制定と並行して、当該分野のISO規格の標準化も進められ、およそ10年に渡り、ISO/TC138での世界レベルでの技術審議が続けられた。その結果、2022年(Part 1, 2)及び2024年(Part 3, 5)に、ISO/PAS 22101シリーズの公開仕様書となって国際標準が制定された。これらの国際標準は、現行のJIS規格群の内容に比べ、ISO規格に体系付けられた、定義、略称、関連国際規格、要求性能等に関し、海外展開の際に必要とされる市場の要望及び実績が反映されており、内容が拡充したものとなっている。 この状況を踏まえ、本JIS規格群の改正により、国際的な要望、構成、性能基準、形状寸法などを反映させた、対応ISO規格群に 整合させた、新たなJIS規格群とすることが強く要望されている。 なお、ISOで制定されたISO/PAS 22101のPart 5の内容は、Part 1,2,3の内容を受けてのシステム適合性に関する仕様書なので、今回は、日本国内の現状を考慮し、本規格群の第1,2,3部の中に必要事項を盛り込むこととし、今回本規格群の第5部としての新規制定は実施しない。 今回、JIS K 6799-3(第3部:継手)は、ISO/PAS 22101-3:2022を対応国際規格として改正を実施する。	【期待効果】 本JIS規格群(通則、管、継手)の改正により、国際規格のMODとして、日本国内事情を加味した上で、国際整合したJIS規格群とすることができる。 そのため、当該製品は、性能基準、形状寸法などにつき、国際的な整合の取れた製品となり、技術の相互理解、品質明確化、安全性確保と共に、国内のみならず世界市場での当該製品及び輸送管路の更なる普及が促進され、我が国の産業競争力の強化、及び国内産業の発展につなげることが可能になる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称において、対応国際規格に整合して変更する。 ・適用範囲において、従来記載より実績等を考慮して、発電設備(火力発電所:取水放水管路)、水力発電設備(小水力発電所:水圧管、導水管)、海水取水施設を追加 ・引用規格において、対応国際規格に整合させ、最新規格へ修正する。 ・用語及び定義において、対応国際規格に整合させ、電気融着ソケット形継手や機械継手、組立品を追加する。 ・材料において、対応国際規格に整合させ、PEコンパウンド、ポリエチレン以外の部品材料を追加する。 ・一般特性において、対応国際規格に整合させ、継手の外観と形状を、一般特性と形状・寸法に分け追加及び修正する。 ・形状・寸法において、対応国際規格に整合させ、SIシリーズ表記やルースバックিংフランジの追加及び修正する。 ・機械特性において、対応国際規格に整合させ、一般、状態調節、要求性能を追加し、試験条件や試験方法を記載した表としてまとめる。 ・耐薬品性において、対応国際規格に整合させ、記載事項を追加する。 ・要求性能において、対応国際規格に整合させ、記載事項を追加する。		ISO/PAS 22101-3:2022 Polyethylene reinforced with short glass fibres (PE-sGF) piping systems for industrial applications Part 3: Fittings	MOD	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、品質) 対象事項: ガラス繊維強化ポリエチレン管システム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。	―		国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2025年10月			2
JSA	09 化学	改正	K7126-1	プラスチックフィルム及びシート―ガス透過度試験方法―第1部:差圧法	Plastics-Film and sheeting-Determination of gas-transmission rate-Part 1 : Differential-pressure method	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、フィルム、シート、ラミネート、共押出品及びフレキシブルプラスチックコーティングされた材料の差圧法によるガス透過度試験方法について規定しているもので、2007年にISO 15105-1:2002を基に制定された。この規格の第2部であるJIS K 7126-2の対応国際規格ISO 15105-2が日本からの提案として2025年に審議が開始され、2025年11月に改訂された。それに伴い、JIS K 7126-2はISO 15105-2のIDTとして2026年中に発行される見込みである。ISO 15105-2の改正において用語の定義の修正が加わり、JIS K 7126-2にも同様の修正を行った。この規格も同じ定義に統一する必要があることから、すでに日本からこの規格に対応するISO 15105-1の改正を2025年11月のISO TC61会議で提案し承認されている。 また、ISO 15105-1の試験ガスは単体ガスと混合ガスが対象であり、後者の混合ガス全体の透過度を求めるときは全圧を、混合ガス中の特定のガス成分の透過度を求めるときには分圧を用いるが、現在は、全圧のときに用いる計算式だけのため、分圧のときに用いる計算式を追加することが決定した。 このような状況から対応国際規格(ISO 15105-1)に整合し、使用者の利便性のため、混合ガスを対象とした場合、全圧及び分圧の両方に用いるため二つの式にするなどJISの改正が必要である。	【期待効果】 JIS K 7126シリーズの用語の定義を統一しガス透過度の計算式を修正することにより、ISO 15101-1のIDTとなり、同規格の利用者の利便性の向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲を、対応国際規格(ISO 15105-1)と整合させるために、対象を単層・多層のフィルム又はシートとし、測定法の種類(圧力センサ法、ガスクロマトグラフ法)を明記する。 ・用語及び定義において、ガス透過度及びガス透過係数(ガス透過率)の定義を、使用者の利便性のために、JIS K 7126-2と同じ定義に修正する。 ・圧力センサ法及びガスクロマトグラフ法による試験方法において、対応国際規格と整合させるために、測定装置のバルブ操作を追加する等、試験手順を詳細にする。また、計算式をSI単位のための式に修正し、参考計算式(SI単位以外を単位系に含む式)については単位系の記載のみに修正する。 ・ガスクロマトグラフ法による試験方法において、試験ガスとして単体ガスに混合ガスを追加する。また、ガス透過度の計算式を全圧の場合と分圧の場合の二つの式に改める。		ISO 15105-1:202X Plastics film and sheeting-Determination of gas-transmission rate-Part 1 : Differential-pressure method	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 鉱工業製品(プラスチックフィルム・シート)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。	―		国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2026年7月			1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K7126-2	プラスチックフィルム及びシートーガス透過度試験方法ー第2部:等圧法	Plastics-Film and sheeting-Determination of gas-transmission rate-Part 2 : Equal-pressure method	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、プラスチックのフィルム、シート、ラミネート、共押出品等の材料の等圧法によるガス透過度試験方法について規定している。 現行規格のJIS K 7126-2:2006は、ISO 15105-2:2003を対応国際規格として制定された。制定以来、定期見直しで承認されていたが、2024年に、附属書B(規定)ガスクロマトグラフ法による試験方法 B.7.1 ガス透過度を求める式の係数に誤りがあることが判明した。そのため、至急係数を修正する必要がある。同式のSI単位系は産業界で慣用的に使用されていないことから、誤りに気が付かなかったと思われる。本改正では単位系の表記も議論し、産業界で実際に使用されている単位系も併記し、SI単位系との比較及び換算式も記載する。 また、本来ガス透過度を求める式には、変数として温度がない(標準状態273 Kを前提としている)ので、実際の温度でのガス透過度を求めることが煩雑である。そこで、現行のガス透過度の式に温度のファクターを導入することにより利便性が向上することが期待される。 一方、対応国際規格のISO 15105-2にも同じ誤りがあるため、2024年11月のISO TC61米国会議にて、日本提案として改正を提案して、同意が得られ、現在改正作業を進めている。ISO 15105-2の改訂されたものを今回のJIS K 7126-2改正の対応国際規格とする予定である。	【期待効果】 ガス透過度を求める式の誤りを正すとともに、現在産業界で使用されている単位系とSI単位系との比較及び換算式を提示し分かりやすくする。また、現行のガス透過度の式に温度のファクターを導入する。以上のことから、同規格の利用者の利便性の向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・ガス透過度の式((1)式)の定数を正しい値に修正する。 GTR=k×(D×C×P_a)/(A×Po) …… (1)式 k=7.44×10 ⁻⁷ (誤)からk=7.35×10 ⁻¹² (正)に修正する。 GTR: ガス透過度 [mol/(m ² ・s/Pa)] D: キャリアーガス流量 (cm ³ /min) C: ガス中の測定ガスの体積濃度 A: 試験片の有効透過面積 (m ²) Pa: 大気圧 (Pa) Po: 測定ガスの分圧 (Pa) ・ガス透過度の式に関して、産業界で使用されている単位系とSI単位系 (ISO) との比較及び換算式を提示し、わかりやすくする。 ・ガス透過度の式に変数として温度 (T(K)) を導入し、式の利便性を向上させる ((2)式)。 GTR=(D×C×P_a)/((60×10 ⁶)×R×T×A×Po) …… (2)式 R: 気体定数 8.31 Pa・m ³ /mol・K	ISO 15105-2	IDT	第2条の該当号: 4(フィルム・シートのガス透過度) 対象事項: プラスチック製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1			日本プラスチック工業連盟のWG	2025年4月	83.140.10	5
JSA	09 化学	改正	K7142	プラスチックー屈折率の求め方	Plastics - Determination of refractive index	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、プラスチック成形品、キャストシート、フィルムの屈折率の測定方法に関する規格である。屈折率は、素材の互換性や品質保証面で重要な物理量であり、プラスチックの屈折率は、材料の純度や同定、光学部品の設計において重要となる光学特性の一つでもある。プラスチック素材やシート、フィルム等の素材を海外へ販促する際に、光学特性の違い等による混乱が生じないようにするために、対応国際規格との整合性が重要となっている。1999年に制定されたISO 489は、2014年に制定されたJIS K7142と一致し整合が保たれていた。しかし、2022年のISOの改訂において、試験片のサイズ規定の変更、温度調整装置に関する変更、精度における再現性についての記載変更などの改訂が行われた。材料および製品の国際的な取引の円滑化の観点から、国際規格との整合を保持するため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格に合わせた改正を行うことにより、この規格の整合性が維持され、材料特性が国際基準に準じることとなる。これによりユーザーや関係者間に混乱が生じることなく、国際的な取引の円滑化が期待できる。また国内、海外とで性能の認識を共有できるようになる。	主な改正点は、次のとおり。 ・装置及び試薬において、A法の温度調節装置の温度維持に関する記述を変更する。 ・試験片サイズの記述を変更する。 ・精度において、本文を附属書Aに移行し、再現性について記載を変更する。 ・試験報告書において、B法で使用される浸漬液の種類を追加する。		ISO 489:2022 Plastics - Determination of refractive index	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: プラスチック	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2026年4月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	09 化学	改正	K7222	発泡プラスチック及びゴム—見掛け密度の求め方	Cellular plastics and rubbers—Determination of apparent density	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は主に断熱材として使用される発泡プラスチックの密度の測定方法について規定したもので、ISO 845:1988に整合させる目的で2005年に改正されている。その後、ISO 845はほとんど改訂されていないことから、JIS K 7222の改正も行われていなかった。 近年、計測機器が技術の進歩により、デジタル化され高精度な計測機器が普及したことで、JIS K 7222で要求するような寸法測定は一般的ではなくなってきた。近年(2022~2024)改正された関連JIS(JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9526等)における密度の測定はJIS K 7222を引用規格しているものの、実際の測定方法はJIS K 7222の方法とは異なっているため、見掛け密度の測定方法がJIS K 7222と他の関連JISとで整合していない問題が生じている。主な異なる点は、JIS K 7222では寸法をmm単位、質量をg単位で測定するのに対して、関連JISでは各々0.1mm以下、0.1g以下の単位で測定する。 JIS K 7222を合理的な試験方法に改善し、他の関連JISの測定方法と整合させることにより、JIS K 7222を見掛け密度の試験試験方法の上位規格の地位を維持し、試験機関または試験者に混乱が起これないようにすることが必要である。なお、今回のJIS K 7222の改正はISO 845:2006を対応国際規格としてMODにて行うが、ISO 845の改訂も予定している。	【期待効果】 国内の各種発泡プラスチック系材料に対し、JIS規格(JIS K 7222)の運用が普及することで、測定方法が標準化され、品質の明確化・生産者と使用者の相互理解の促進・性能評価の効率化による研究開発活動の基盤形成などが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・測定試験片の数(5.2) 現行規格では「軟質材料は3個以上、硬質材料は5個以上」と記載されていたが、試験片の数は3個で統一する。軟質材料と硬質材料を区別する根拠はなく、3個で十分と考えられる。因みに他の関連JIS(JIS A 9521、JIS A 9511、JIS A 9526)では、試験片の数は3個と規定されており、他試験規格と整合する。 ・操作(6.1)「JIS K 7248に従って、試験片の寸法をミリメートル単位で測定する」と記載されていたが、精度の向上及び他試験規格での運用を考慮し、「試験片の寸法を0.1mm以下の単位で測定する。」と記載する。 ・操作(6.1)「各寸法を3回別々に測定する」と記載されているが、意味が不明確なのでこの表現を削除する。また、「長さ及び幅を3か所以上、厚さを5か所以上測定」と記載されているが、「板状の材料は、長さ、幅及び厚さを3箇所以上測定する。」へと変更する。デジタルノギスの普及と、ノギスの精度を考慮すると、各寸法を必要以上に繰り返し測定する必要はないと考えられる。 ・操作(6.2)「各試験片の質量を0.5%の精度で測定し、質量をグラム単位で記録する」と記載されていたが、「各試験片の質量を0.1g以下の精度で測定して記録する。」へと変更する。この規格を引用している他JIS規格において、0.1g単位で測定し記録する運用をしているほか、規格を分かりやすくし、精度の向上及び利便性を改善することが必要である。		ISO 845:2006	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: プラスチック	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2025年4月	83.100	5	
JSA	09 化学	改正	K7341	プラスチック―小火炎に接触する可とう性フィルムの垂直燃焼性試験方法	Plastics — Determination of burning behaviour of thin flexible vertical specimens in contact with a small-flame ignition source	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は垂直に支えた厚さ3 mm以下のプラスチック製フィルム又はシートを、小さな着火炎にさらしたときの炎の広がり特性を測定するための試験方法について規定するもので、2006年にISO 9773:1998及びAMENDMENT 1(2003)を基に、技術的内容を変更することなく制定された。その後、ISO 9773は、燃焼特性の評価方法をより精密化して精度と再現性を向上させること、および、安全性を向上させるために、試験チャンバー内装の暗色化、チャンバー内の明るさレベル、試験片の調整の修正、試験用木綿の具体的な仕様・試験前調整に関する規定の追加などとして2024年に改正された。我が国としても、プラスチックフィルムやシートの燃焼特性を評価する規格を最新の技術および安全性に対応させることを目的に、国際規格に適合したJISに改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によってJIS K 7341がISO 9773:2024に対応することになり、国際的な適合性と相互運用性の確保、最新の技術や情報の共有、規制遵守と国際的信頼性の向上ができる。例えば、JIS K 7341において小火炎に垂直に接触する可とう性フィルムの燃え広がり特性の測定の精度及び再現性が向上し、国際的に通用する試験結果を公表することができる。また、国際市場での製品・技術の採用や取引が容易になり、品質や安全性の確保が促進され、日本の産業と技術のグローバルな発展に寄与できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語の定義において、利用者がわかりやすいようにISO 13943に合わせる。 ・装置及び材料において、対応国際規格に整合させるために、チャンバー内の色、必要照度レベル、綿の仕様及び試験前調整を追加する。 ・試験片において、対応国際規格に整合させるために、密度測定、ふさわしい試験片の厚さに関する情報を追加する。 ・試験手順において、対応国際規格に整合させるために、試験手順を詳細にする。		ISO 9773	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: プラスチック	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2025年7月	13.220.40; 83.080.01	4		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8030	アセトアルデヒド(試薬)	Acetaldehyde (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるアセトアルデヒドについて規定するもので、2010年に改正された。 ・性状に“水、エタノール及びジエチルエーテルに極めて溶けやすい”と記述しているが、学術的には混ざるが正しく、修正する必要がある。 ・定性方法に化学反応を用いているが、海外試薬は赤外吸収スペクトログラフィーを採用しており、整合性を持たせるため、変更する必要がある。 ・濃度試験が滴定法となっているが、海外規格及び海外試薬は、ガスクロマトグラフィーを採用しており、整合性をもたせるため、変更する必要がある。また、規格値も質量分率80.0 %以上から海外並みに98.0 %以上などに変更する必要がある。 ・不揮発物の試験で、水浴が規定されているが、ホットプレートの使用により、操作の利便性向上を図る必要がある。また、操作の利便性を向上させるため、恒量操作の見直しも必要。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となる。 ・純度試験における不純物情報が、より明確になる。 ・試験操作の利便性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 性状の溶解性の表現を改める。 2) 純度試験をガスクロマトグラフィーに改める。 3) 不揮発物試験で、恒量操作を見直し、器具にホットプレートを追加する方向で改める。				第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	JISマーク制度への活用		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4
JSA	09 化学	改正	K8034	アセトン(試薬)	Acetone (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるアセトンについて規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。● 対応国際規格がある場合は、記載する。(朝山) ・性状に“水、エタノール及びジエチルエーテルに極めて溶けやすい”と記述しているが、学術的には混ざるが正しく、修正する必要がある。 ・純度試験のガスクロマトグラフィーにヘリウムを用いているが、供給が不安定になることもあり、窒素ガスを追加し、試験の実施を確実にする必要がある。また、近年の製法変更に伴い、不純物に変化しており、ガスクロマトグラフィーの条件を見直す必要もある。 ・水分の試験方法に、利便性の高い電量滴定を追加する必要がある。また、使用する試薬も選択制を高めて、規格の使用者の利便性を向上させる必要がある。 ・不揮発物の試験で、水浴が規定されているが、ホットプレートの使用により、操作の利便性向上を図る必要がある。また、操作の利便性を向上させるため、恒量操作の見直しも必要。 ・過マンガン酸還元性物質の試験で、数値の規格値になっているが、海外では試験適合が一般的である。海外規格との整合性の観点より、見直す必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となる。 ・純度試験における不純物情報が、より明確になる。 ・試験操作の利便性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 性状の溶解性の表現を改める。 2) 純度試験をガスクロマトグラフィーの条件を変更する。 3) 水分試験に電量滴定を追加する。試薬についても、業者が供給する試薬を許容する。 4) 不揮発物試験で、恒量操作を見直し、器具にホットプレートを追加する方向で改める。 5) 過マンガン酸還元性物質の規格値を試験適合に変更する。		ISO 6353-2:1983	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準に引用されている		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定・改正・廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	09 化学	改正	K8051	3-メチル-1-ブタノール(試薬)	3-Methyl-1-butanol (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる3-メチル-1-ブタノールについて規定するもので、2010年に改正された。 ・性状に“エタノール及びジエチルエーテルに溶けやすく”と記述しているが、学術的には混ざるが正しく、修正する必要がある。 ・定性方法に記載する赤外吸収スペクトルの分解能が不十分であり、最新のチャートに更新する必要がある。 ・純度試験のガスクロマトグラフィーにヘリウムを用いているが、供給が不安定になることもあり、窒素ガスを追加し、試験の実施を確実にする必要がある。また、近年の製法変更に伴い、不純物に変化しており、ガスクロマトグラフィーの条件を見直す必要もある。 ・不揮発物の試験で、水浴が規定されているが、ホットプレートの使用により、操作の利便性向上を図る必要がある。また、操作の利便性を向上させるため、恒量操作の見直しも必要。 ・塩基性物質(Nとして)は、制定時のピリジンおよび窒素化合物(N)が転じてこの項目になっているが、純度試験がガスクロマトグラフィーを採用した時点で、検出可能であり、不要と判断される。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となる。 ・純度試験における不純物情報が、より明確になる。 ・不揮発物試験の操作の利便性が向上する。 ・規格項目の見直しで、より合理的な品質保証が、可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 1) 性状の溶解性の表現を改める。 2) 純度試験をガスクロマトグラフィーの条件を変更する。 3) 不揮発物試験で、恒量操作を見直し、器具にホットプレートを追加する方向で改める。 4) 塩基性物質(Nとして)を削除する。				第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準に引用されている		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4	
JSA	09 化学	改正	K8056	アリザリンイエローGG(試薬)	Alizarin yellow GG (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるアリザリンイエローGGについて規定するもので、2010年に改正された。 ・規格名称の“アリザリンイエローGG”は、平成3年6月28日内閣告示第二号『外来語の表記』に基づいて作成された、外来語(カタカナ)表記ガイドライン第3版(一般財団法人テクニカルコミュニケーター協会)に合わせ、“アリザリンイエローGG”に変更する必要がある。なお、海外メーカーの日本語カタログはすべて“メチルイエロー”の表記である。 ・強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)は、含量試験の代替として、ナトリウムを重量法で評価する目的で設定された。しかし、流通する試薬の多くが、色素の含量(Dye contents)規格を50 %以上としている。製法上、塩析に用いた塩化ナトリウムまたは硫酸ナトリウムを多量に含んでおり、規格の意味があいまいになっている。一方、吸光度(5 mg/l, pH9.6)(乾燥物換算)で試験に必要な含量を満たしていることが、間接的に保証される。このような状況から、強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)を削除する必要がある。 ・変色範囲(pH)の試験では、色の変化が“うすい黄—黄—こい黄”と、中間のpH11.0は、判定しにくい。また、海外規格では、pH10.0及び12.0の2点での試験が一般的であり、JISも修正すべきとの意見を受け、pH11.0を削除する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・名称が明確になり、海外試薬との整合性も図れると期待される。 ・強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)の削除で、試験操作の利便性及び安全性向上が期待される。 ・変色範囲(pH)の試験で、あいまいさが減少し、試験の効率化が図れると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 a) 名称をアリザリンイエローGGに変更する。 b) 強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)を削除する。 c) 変色範囲(pH)のpH11.0の試験を削除する。				第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	強制技術基準に引用されている		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8101	エタノール(99.5)(試薬)	Ethanol(99.5)(Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるエタノール(99.5)について規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・性状において、“水、ジエチルエーテルに極めて溶けやすい。”と記載されているが、本来混ざるが正しく、変更する必要がある。 ・純度(C2H5OH)(GC)の試験で、ヘリウムガスを使用しているが、供給不安もあり、窒素ガスの使用を許容する必要がある。また、海外規格に比較して、ガスクロマトグラフィーの温度条件などを見直す必要がある。 ・水分の試験方法に、汎用性の高い電量滴定法を追加し、操作の利便性を向上させる必要がある。 ・過マンガン酸還元性物質の試験で、JIS規格では比色標準液を調製し、判定している。一方、ISO、ACS、ASTMなどの海外規格では、赤が残れば良いとする判定で、日本だけが厳し過ぎる状況にあり、整合性を持たせる意味からも、比色標準液の使用を削除する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・物質の性質が、規格の使用者に正確に伝わり、試薬の応用性が向上することが期待できる。 ・純度試験方法の見直しで、使用するガスの問題が減り、安定供給に寄与し、不純物情報もより正確になることが期待できる。 ・水分の試験で、規格の使用者の選択が増え、利便性が向上する。 ・過マンガン酸還元性物質の試験の比色標準液の使用を削除することで、海外規格との整合性が取れると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 a)性状で、溶けやすいを混ざりやすいに変更する。 b)キヤリアガスの種類に窒素を追加し、測定温度条件などを変更する。 c)水分の試験方法に電量滴定法を追加する。 d)過マンガン酸還元性物質の試験から、比色標準液の使用を削除する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いいずれも該当しない。	強制法規技術基準に引用されている		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4
JSA	09 化学	改正	K8111	塩化亜鉛(試薬)	Zinc chloride (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる塩化亜鉛について規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・市販品の形状に関し、性状に記載されているものと異なる製品が増えており、これを追加しておく必要がある。また、使用者の保管に関する情報として、光による劣化に関する記述を追加する必要がある。 ・現行規格では、窒素化合物(Nとして)を規定しているが、海外製品ではこの項目を硝酸塩及びアンモニウムに分割して保証しており、JISも整合性の観点より変更する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、窒素化合物(Nとして)の項目を硝酸塩及びアンモニウムに分割するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報を提供し、調達可能な製品が増えることによって、安定供給が可能となる。 2)純度試験における硝酸塩及びアンモニウムに関する不純物情報が、より明確になる。	主な改正点は、次のとおり。 ・性状において、色が光によって、白からほとんど白に変化する性質を追加する。 ・品質において、規格項目の窒素化合物(Nとして)を硝酸塩及びアンモニウムに分割する。それにともない、試験方法も硝酸塩及びアンモニウムに分割する。		ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R96	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いいずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8116	塩化アンモニウム(試薬)	Ammonium chloride (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる塩化アンモニウムについて規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・性状において、吸湿性が重要な性質であり、追加する必要がある。 ・純度の試験で、操作の利便性向上のため、自動滴定装置を導入する必要がある。 ・金属不純物の試験にICP発光分光分析法を追加し、操作の利便性を向上させる必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・物質の性質が、規格の使用者に正確に伝わり、試薬の応用性が向上することが期待できる。 ・純度試験方法の見直しで、操作の利便性向上が期待できる。 ・金属不純物の試験で、同時分析が可能になることで、操作の利便性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 a)性状で、吸湿性があると記載する。 b)滴定部分に自動滴定による操作を追加する。 c)金属不純物の測定項目として、ICP発光分光分析法を追加する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	強制法規技術基準に引用されている		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4
JSA	09 化学	改正	K8153	ヘキサクロロ白金(IV)酸六水和物(試薬)	Hydrogen hexachloroplatinate hexahydrate (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるヘキサクロロ白金(IV)酸六水和物について規定するもので、1995年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・英名として、アメリカのACS規格はChloroplatinic acid hexahydrateを用いており、別名として記載する必要がある。 ・市販品の形状に関し、性状に記載されているものと異なる製品が増えており、これを追加しておく必要がある。 ・海外製品ではカリウム分析適合性を保証しており、JISも整合性の観点より追加する必要がある。 上記のような状況から、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)海外規格の名称を追加しておくことで、試薬検索の利便性が向上する。 2)性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となり、また、調達可能な製品が増え、安定供給が可能となる。 3)カリウム分析適合性を追加することで、その目的で使用する使用者の利便性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1)適用範囲に別名(Chloroplatinic acid hexahydrate)を追加する。 2)性状の外観表現を“赤みの黄から暗い赤の結晶又は結晶性粉末”に改める。 3)カリウム分析適合性を規格項目として追加する。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	09 化学	改正	K8154	塩化パラジウム(Ⅱ)(試薬)	Paladium chloride (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる塩化パラジウム(Ⅱ)について規定するもので、1995年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・純度試験においてpHの制御が最も重要な要素であるが、pHを保つ具体的な方法記載されておらず、追加する必要がある。 ・市販品の形状に関し、性状に記載されているものと異なる色の製品が増えており、これを追加しておく必要がある。 ・海外製品ではカリウム分析適合性を保証しており、JISも整合性の観点より追加する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、純度試験では、pHを保つ方法を追加するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)海外規格の名称を追加しておくことで、試薬検索の利便性が向上する。 2)性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となり、また、調達可能な製品が増え、安定供給が可能となる。 3)カリウム分析適合性を追加することで、その目的で使用する使用者の利便性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 適用範囲において、海外規格の名称を別名として追加する。 2) 性状の外観表現を“暗い褐色の粉末で”を“赤みの黄から暗い赤の結晶、結晶性粉末又は粉末で”に改める。 3) 品質において、カリウム分析適合性を規格項目として追加する。				第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003			一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2
JSA	09 化学	改正	K8197	N-1-ナフチルエチレンジアミン二塩酸塩(試薬)	N-1-Naphthylethylenediamine dihydrochloride (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるN-1-ナフチルエチレンジアミン二塩酸塩について規定するもので、1996年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・名称に関し、N-1-ナフチルエチレンジアミン二塩酸塩及びN-1-Naphthylethylenediamine dihydrochlorideとなっているが、N-(1-ナフチル)エチレンジアミン二塩酸塩及びN-(1-Naphthyl)ethylenediamine dihydrochlorideが、より正しく変更する必要がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルが、やや鮮明さに欠けており、最新のものに変更する必要がある。 ・市販品の形状に関し、性状に記載されているものと異なる色の製品が増えており、これを追加しておく必要がある。 ・水分測定において、滴定溶剤がメタノールとなっているが、近年、装置製造業者の推奨する試薬も使用可能であり、追加する必要がある。 ・強熱残分(硫酸塩)において、硫酸を先に添加する場合、加熱時に試料が跳ね出す危険性があり、灰化後に変更する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、水分測定では、滴定溶剤を追加するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)名称を変更することで、試薬及び文献検索の利便性が向上する。 2)定性方法の赤外吸収スペクトルの更新で、より正確な定性が可能となる。 3)性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となり、また、調達可能な製品が増え、安定供給が可能となる。 4)水分測定の試薬入手の利便性が向上する。 5)強熱残分(硫酸塩)の試験における安全性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 規格の名称をN-(1-ナフチル)エチレンジアミン二塩酸塩及びN-(1-Naphthyl)ethylenediamine dihydrochlorideに変更する。 2) 定性方法の赤外吸収スペクトルを最新のものに更新する。 3) 性状において、外観表現を改める。 4) 水分測定において、滴定溶剤として、装置の製造業者が推奨する試薬を追加する。 5) 強熱残分(硫酸塩)の試験の手順において、硫酸添加を灰化後に変更する。				第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003			一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8271	キシレン(試薬)	Xylene (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるキシレンについて規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・純度に関し、JISと海外規格との整合性が取れていない。 原因は、純度の定義にあり、JISは、o-,m-,p-キシレンの含量で80 %以上としているが、米国ACS規格などは、“Xylene isomers pulus ethyibenzene”として98.5 %以上としている。また、ISO 6353では、純度の規格項目はないが、名称の注記で“1) This reagent is generally a mixture of the isomeric xylenes and ethylbenzene.”としている。したがって、JISも純度の定義をこれらに整合させ、規格値を98.5 %以上とする必要がある。 ・海外規格と同様にエチルベンゼンを規格項目に加え、規格値25.0 %以下とする必要がある。 ・英名に関し、ACSIは、Xylenesと複数形にしており、別名として追記する必要がある。 ・性状の表現で溶けるが用いられているが、正しくは混ざるであり、修正する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、純度では、規定内容の定義を変更するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)英名での検索精度が向上する。また、性状の表現が正確になり、正しい情報が提供できる。 2)純度も定義が海外と整合する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 適用範囲に別名を追記する。 2) 性状の表現で、溶けるを混ざるに変更する。 3) 純度の規格値を80 %以上から98.5 %以上に変更する。 4)品質において、規格項目にエチルベンゼンを追加する。		ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R95	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2
JSA	09 化学	改正	K8272	キシレンシアンロールFF(試薬)	Xylene cyanol FF (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるキシレンシアンロールFFについて規定するもので、1994年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・式量を最新の原子量表で計算すると、538.62ではなく538.61となり、修正する必要がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルが、やや鮮明さに欠けており、最新のものと変更する必要がある。 ・市販品の形状に関し、性状に記載されているものと異なる色の製品が増えており、これを追加しておく必要がある。 ・強熱残分(硫酸塩)において、硫酸を先に添加する場合、加熱時に試料が跳ね出す危険性があり、灰化後に変更する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、強熱残分(硫酸塩)では、試験の手順を変更するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)式量を変更することで、使用者に正確な情報を提供できる。 2)定性方法の赤外吸収スペクトルの更新で、より正確な定性が可能となる。 3)性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となり、また、調達可能な製品が増え、安定供給が可能となる。 4)強熱残分(硫酸塩)の試験における安全性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 式量を、538.62から538.61に変更する。 2) 定性方法において、赤外吸収スペクトルを、最新のものに更新する。 3) 性状の外観において、市場の実態に合わせて、記載以外の色を追加する。 4) 強熱残分(硫酸塩)の試験手順において、硫酸添加を灰化後に変更する。	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8283	くえん酸一水和物(試薬)	Citric acid monohydrate (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるくえん酸一水和物について規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は、改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルが、やや不鮮明であり、更新する必要がある。 ・硫酸着色物質の試験方法で、加熱温度100 ℃、30分と規定されているが、加熱方法の記述がなく、濃い硫酸の加熱の為、危険性が伴い、明確な加熱方法の記述が必要である。 ・しゅう酸の試験で発色試薬を添加した後の放置時間の記述がない。海外規格では30分間放置が多く、これに整合させる必要がある。 ・カルシウム(Ca)の試験で、試料溶液と比較溶液に加える量の量が異なり、同量にする必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・物質の判別が、より正確にあることが期待できる。 ・加熱方法を定めることで、操作安全性の向上が期待できる。 ・放置時間の設定で、発色の繰り返し精度向上が期待できる。 ・酸を同量とすることで、より正確な試験結果を得やすくなることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a)定性試験の赤外吸収スペクトルを更新する。 b)硫酸着色物質の試験方法に加熱方法を明記する。 c)しゅう酸の試験で発色操作後の放置時間を明記する。 d)カルシウム(Ca)の試験で、試料溶液と比較溶液に加える量の量を2 mLにする。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4
JSA	09 化学	改正	K8288	くえん酸三ナトリウム二水和物(試薬)	Trisodium citrate dehydrate (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるくえん酸三ナトリウム二水和物について規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・性状の表現が、白い結晶又は結晶性粉末となっているが、結晶は透明なことが多く、表現を変更する必要がある。 ・定性方法で、構造中に-OHが存在しているが、このピークを特定する必要がある。 ・純度試験に用いる電極に関し、複合電極が主流であるが、現行の表現では使えないとの意見を受け、使用する電極の選択を増やす必要がある。また、結晶水の損失があり、規格値の上限値が必要。 ・金属不純物の抽出原子吸光法で、現行の操作では、主成分がくえん酸であるにもかかわらず、操作でくえん酸水素二アンモニウム溶液を加えることになり、矛盾しているとの意見を受け、くえん酸水素二アンモニウム溶液の添加を削除することとした。また、鉛測定に217.0 nmを加えることとした。 ・海外で流通する試薬の規格を調査する段階で、1994年に規格項目から削除した“しゅう酸塩”を保証する製品が多いことが判明し、復活させることとした。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、純度では、試験方法を変更するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・純度の規格値の上限を規定することで、品質保証が向上する。 ・規格項目として、しゅう酸塩を追加することで、品質保証が向上するとともに、海外との取引が容易になる。 ・性状を“無色から白の結晶又は結晶性粉末”に変更することで、海外原料の調達が容易となる。	主な改正点は、次のとおり。 ・性状の表現を“無色から白の結晶又は結晶性粉末”に変更する。 ・定性方法において、赤外吸収スペクトルに-OHの伸縮進藤ピークとして、波数3 450 cm-1を追加する。 ・品質において、規格項目に、“しゅう酸塩(C2O4)”を追加する。 ・純度(C6H5Na3O7・2H2O)において、自動滴定装置で使用する電極の選択を増やす。さらに、規格上限を103.0 %とする。 ・銅(Cu)、鉛(Pb)及び鉄(Fe)の試験の操作において、くえん酸水素二アンモニウム溶液の添加をやめるとともに、鉛(Pb)の測定波長に217.0 nmを追加する。		ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R94	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8308	クレゾールレッド(試薬)	Cresol red (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるクレゾールレッドについて規定するもので、2011年に改正された。 1)定性方法の赤外吸収スペクトルが、乾燥不十分と考えられる不鮮明差があり、最新のものに変更する必要がある。 2)強熱残分(硫酸塩)は、加熱温度が600±50℃となっており、鉛及びカドミウムなどが揮散する可能性があり、500℃±50℃に変更する必要がある。また、硫酸の添加を炭化後に変更し、安全性を向上させる必要がある。 3)現在、乾燥減量1％以下を満たす原料がない状況にあり、海外に整合させ110℃乾燥で、5％以下に変更する必要がある。 4)変色範囲(pH)の試験では、色の変化が“黄―黄みの赤―赤”と、中間のpH8.0は、判定しにくい。また、海外規格では、pH7.2及び8.8の2点での試験が一般的であり、pH8.0を削除する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)定性方法がより明確になることが期待できる。 2)強熱残分(硫酸塩)試験の変更で、安全性の向上及び正確さの向上が期待できる。 3)乾燥減量の変更で、安定供給が期待できる。 4)変色範囲(pH)の試験で、あいまいさが減少し、試験の効率化が図れる。	主な改正点は、次のとおり。 a)定性方法の赤外吸収スペクトルが、不鮮明な部分があったため、最新のものに差し替える。 b)強熱残分(硫酸塩)の温度を500℃±50℃に変更し、硫酸の添加を炭化後に変更する。 c)乾燥減量の温度を110℃に変更し、規格値を5.0％以下に変更する。 d)変色範囲(pH)のpH8.0の試験を削除する。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4
JSA	09 化学	改正	K8352	コンゴールレッド(試薬)	Congo red (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるコンゴールレッドについて規定するもので、2011年に改正された。 1)定性方法の赤外吸収スペクトルが、乾燥不十分と考えられる不鮮明差があり、最新のものに変更する必要がある。 2)強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)は、含量試験の代替として、ナトリウムを重量法で評価する目的で設定された。しかし、流通する試薬の多くが、色素の含量(Dye contents)規格を50％以上としている。製法上、塩析に用いた塩化ナトリウムまたは硫酸ナトリウムを多量に含んでおり、規格の意味があいまいになっている。一方、吸光度(10 mg/l, pH5.0)で試験に必要な含量を満たしていることが、間接的に保証される。このような状況から、強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)を削除する必要がある。 3)変色範囲(pH)の試験では、判定基準が、(紫)3.0～5.0(暗い赤みの黄赤)となっているが、JIS Z 8102物体色の色名を確認するとこの表現が見当たらない。したがって、現状に合わせ紫～黄赤に変更する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)定性方法がより明確になることが期待できる。 2)強熱残分(硫酸塩)試験の削除で、安定供給が期待できる。 3)変色範囲(pH)の試験で、あいまいさが減少し、試験の効率化が図れる。	主な改正点は、次のとおり。 a)定性方法の赤外吸収スペクトルを最新のものに差し替える。 b)強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)の削除である。 c)変色範囲(pH)の色の表現を暗い赤みの黄赤から黄赤に変更する。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8359	酢酸アンモニウム(試薬)	Ammonium acetate (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる酢酸アンモニウムについて規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は、改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 純度試験において、アンモニウム塩はホルマル法を用いているが、海外でホルムアルデヒド液を使わない規格が現れてきた。これは、シックハウス症候群に対する対応が主流と判断される。しかし、ホルマル法を用いる規格も多く、過渡期の為、両方法を記載しておく必要がある。	【期待効果】 この改正によって、海外規格との整合性がとれ、将来ホルムアルデヒド液を使用しない方法が主流となった場合に備えることができる。と期待される。	主な改正点は、次のとおり。 純度(CH3COONH4)試験方法に、ホルムアルデヒド液を用いない、逆滴定法を追加する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4
JSA	09 化学	改正	K8374	酢酸鉛(Ⅱ)三水和物(試薬)	Lead(Ⅱ) acetate trihydrate (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる酢酸鉛(Ⅱ)三水和物について規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・現行規格では、性状が結晶又は結晶性の小塊となっているが、粉末も流通しており、追記する必要がある。 ・海外規格及び海外製品では、純度の規格値に上限が明記されていること場合が多く、JISも追加する必要がある。 ・JISは、硝酸塩を試験適合として保証しているが、海外規格及び海外製品では、亜硝酸及び硝酸塩(NO3として)の規格項目を設定し定量している。整合性の観点からJISも亜硝酸及び硝酸塩(NO3として)に変更する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、純度では規格値に、上限を追加するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)性状に粉末を追加することで、安定供給がはかれる。 2)純度の規格値に上限を規定することで、品質保証が向上する。 3)硝酸塩の規格値を定量化することで、使用者により有意義な情報を定量できる。	主な改正点は、次のとおり。 1) 性状において、外観表現が”結晶又は結晶性の小塊”となっているが、粉末も追加する。 2) 純度において、規格値に上限を追加する。 3) 硝酸塩を、亜硝酸及び硝酸塩(NO3として)に変更し、定量化した規格値を設定する。		ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R71	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8390	サリチルアルデヒド(試薬)	Salicylaldehyde (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるサリチルアルデヒドについて規定するもので、2011年に改正された。 1)純度試験における、ガスクロマトグラフィーの条件が海外と比較して低温で測定しており、高沸点不純物の測定が、最適ではなく、見直す必要がある。 2)水分の測定に用いる試薬が、“クロロホルムとアルキレンカルボネートとを主成分とするカールフィシャー用脱水溶媒”となっており、この記述では選択が困難であり、装置製造者が推奨する試薬を追加する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)純度試験において高沸点不純物の測定が安定することが期待できる。 2)水分測定試薬の選択が容易となることが規定できる。	主な改正点は、次のとおり。 a)ガスクロマトグラフィーの測定条件を見直す。さらに、キャリアーガスに窒素を追加する。 b)水分測定試薬に装置製造者が推奨する試薬を追加する。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4
JSA	09 化学	改正	K8392	サリチル酸(試薬)	Salicylic acid (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるサリチル酸について規定するもので、2006年に改正された。 1)性状において、わずかに光による劣化が起きるため、これを追記し、容器に遮光性を持たせる必要がある。 2)定性方法の赤外吸収スペクトルが、乾燥不十分による不鮮明さがあり、最新のものに更新する必要がある。 3)重金属(Pbとして)は、対象があいまいであり、鉛(Pb)に変更する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)性状への光劣化の記述追加で、試薬の取り扱いが向上することが期待される。 2)赤外吸収スペクトルが鮮明になることで、他の物質との識別が向上すると期待される。 3)重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更することで、不純物情報がより正確になることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状において、わずかに光による劣化が起きることを追記する。 2)定性方法の赤外吸収スペクトルを更新する。 3)重金属(Pbとして)を、鉛(Pb)に変更する。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8400	塩化アンチモン(Ⅲ)(試薬)	Antimony(Ⅲ) chloride (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる塩化アンチモン(Ⅲ)について規定するもので、1994年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・塩化アンチモン(Ⅲ)は、劇物であり、警告の記載が必要である。 ・市販品の形状に関し、性状に記載されているものと異なる色の製品が増えており、これを追加しておく必要がある。 ・純度試験の滴定で作業の利便性及び精度向上のため、自動滴定を導入する必要がある。 ・硫黄化合物(SO4として)は、引火性のジソプロピルエーテルを用い、操作も時間がかかる方法となっている。米国ACS規格では、ジソプロピルエーテルを用いない、より安全で作業性の良い試験方法で、硫酸塩(SO4)として保証している。JISも、硫酸塩(SO4)に変更し、安全性及び作業性向上を図る必要がある。 ・ひ素(As)の試験方法が、JIS K 8001の1992年版を引用しており、吸光度の測定波長が910 nmであり、現行の519 nmに変更する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、純度の試験では、自動滴定を追加するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)警告の追加で、安全性が向上する。 2)性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となり、また、調達可能な製品が増え、安定供給が可能となる。 3)自動滴定の導入により、操作性の向上及び精度向上が可能となる。 4)硫酸塩(SO4)に変更することで、安全性及び作業性が向上する。 5)ひ素(As)の試験方法の見直しで、試験精度が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 塩化アンチモン(Ⅲ)は、劇物のため、適用範囲に警告を追加する。 2) 性状において、市場の実態に合わせて、色を“白〜うすい黄色”から“無色からうすい黄”に修正する。 3) 純度試験において、自動滴定を追加する。 4) 規格項目の硫黄化合物(SO4として)を、硫酸塩(SO4)に変更する。 5) ひ素(As)の試験において、吸光度の測定波長を、910 nmから519 nmに変更する。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	—	分析・研究用として、市場から製品の要求がある。	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2
JSA	09 化学	改正	K8454	N,N-ジエチルジチオアルバシド酸ナトリウム三水合物(試薬)	Sodium N,N-dimethyldithiocarbamate trihydrate (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるN,N-ジエチルジチオアルバシド酸ナトリウム三水合物について規定するもので、1994年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルが、やや鮮明さに欠けており、最新のものと変更する必要がある。 ・市販品の形状に関し、性状に記載されているものと異なる色の製品が増えており、これを追加しておく必要がある。 ・純度試験の滴定方法は、世界的に酸化還元滴定から非水滴定に移行している。JISも変更する必要がある。 ・規格項目に液性があるが、昨今では純度試験が正確になり、この項目は必要がなくなったため、削除する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、純度では、試験方法を見直すほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)定性方法の赤外吸収スペクトルの更新で、より正確な定性が可能となる。 2)性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となり、また、調達可能な製品が増え、安定供給が可能となる。 3)純度試験の精度が向上する。 4)必要性にない規格項目を削除することで、調達及び安定供給に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 定性方法において、赤外吸収スペクトルの図を更新する。 2) 性状の外観表現において、市場の実態に合わせて、異なる色も追加する。 3) 純度において、試験法を酸化還元滴定から非水滴定に変更する。 4) 規格項目から必要がなくなった液性を削除する。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	09 化学	改正	K8461	1,4-ジオキサン(試薬)	1,4-Dioxane (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる1,4-ジオキサンについて規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・性状に、安定剤として2,6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール(BHT)などを含むとしているが、安定剤を含まない試薬も存在しており、表現を変更する必要がある。また、溶けるの表現は、より正しい混ざりに変更する必要がある。さらに、性質として吸湿性があり、追記する必要がある。 ・純度試験で用いるカラムに、使用者の利便性を考慮して、選択性を持たせる必要がある。また、キャリアガスに関し、ヘリウムの供給不安定さ対策として、窒素を加えておく必要がある。 ・水分測定方法に電量滴定法を追加し、使用者の利便性を高める必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、水分の試験では、電量滴定法追加するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)性状の変更で、使用者に質の高い情報を提供できる。 2)純度も純度試験の利便性が向上する。 3)水分試験の利便性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 性状において、吸湿性を追加するなど、表現を変更する。 2) 純度試験において、カラムの選択枝を増やし、キャリアガスに窒素を追加する。 3) 水分の試験において、電量滴定法を追加する。		ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R60	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月			2
JSA	09 化学	改正	K8462	シクロヘキサノール(試薬)	Cyclohexanol (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるシクロヘキサノールについて規定するもので、2011年に改正された。 1)性状において、液体と記述しているが、海外の試薬では粉末も存在しており、追記する必要がある。 2)純度試験において、ガスクロマトグラフィーの測定条件が海外品に比べて、高沸点不純物測定に適してあらず、見直す必要がある。 3)酸(C6H5COOHとして)が設定されているが、海外試薬でこの保証はなく、製法上も保証すべきと判断されない。したがって、削除する必要がある。 4)凝固点を20℃以上としているが、上限がない規格は現実的ではなく、設定する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)性状への追加で、使用者の試薬選択の幅が広がることが期待できる。 2)純度試験において、高沸点不純物の測定が安定すると期待される。 3)項目削除によってより合理的な補償となることが期待される。 4)凝固点の上限を定めることで、より高度な品質保証となることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状において、粉末の存在を記述する。 2)純度試験のガスクロマトグラフィーの測定条件を見直す。また、キャリアーガスに窒素を追加する。 3)酸(C6H5COOHとして)を削除する。 4)凝固点の規格値に上限を設ける。	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。		分析・研究用として、市場から製品の要求がある。また、JISマーク表示認証に活用されている。	一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8465	1,2-ジクロロエタン(試薬)	1,2-Dichloroethane (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる1,2-ジクロロエタンについて規定するもので、2011年に改正された。 1)性状の表現で溶けるを混ざるに変更し、安定剤を含む試薬があることを追記する必要がある。 2)純度試験において、ガスクロマトグラフィーの測定条件が、高沸点不純物に対して適切とは言えず、見直す必要がある。 3)水分の測定に用いる試薬に、装置製造者が推奨する試薬を追加する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)性状の表現が正確になり、安定剤を含む製品が存在する情報を付加することで、規格の使用者の選択が広がると期待される。 2)ガスクロマトグラフィーの測定条件の見直しで、純度の視覚性が向上すると期待される。 3)水分測定試薬の選択が容易となることが規定できる。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状の表現で溶けるを混ざるに変更し、安定剤を含む試薬があることを追記する。 2)ガスクロマトグラフィーの測定条件を見直す。さらに、キャリアーガスに窒素を追加する。 3)水分測定試薬に装置製造者が推奨する試薬を追加する。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4
JSA	09 化学	改正	K8486	2,2'-ビピリジル(試薬)	2,2'-Bipyridyl (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる2,2'-ビピリジルについて規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・海外試薬の名称が、2,2'-Bipyridylから2,2'-Bipyridineに変化しつつある。別名に記載しておく必要がある。 ・性状で結晶を規定しているが、昨今粉末も増えており、追加する必要がある。 ・強熱残分(硫酸塩)の操作で、硫酸を加熱前に加えているが、加熱時に跳ねやすくなり危険である。灰化後に加える操作に変更する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、強熱残分では、試験の手順を変更するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)英名での検索精度が向上する。また、性状の表現が正確になり、正しい情報が提供できる。 2)強熱残分(硫酸塩)の安全性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 適用範囲において、別名として、”2,2'-Bipyridine”を追記する。 2) 性状の表現において、結晶に加えて粉末を追加する。 3) 強熱残分(硫酸塩)の試験において、硫酸を灰化後に加える操作に変更する。		ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R49	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8494	ジメチルイエロー(試薬)	Methyl yellow(Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるメチルエローについて規定するもので、2011年に改正された。 1)規格名称の“メチルエロー”は、平成3年6月28日内閣告示第二号『外来語の表記』に基づいて作成された、外来語(カタカナ)表記ガイドライン 第3版(一般財団法人テクニカルコミュニケーター協会)に合わせ、“ジメチルイエロー”に変更する必要がある。なお、海外メーカーの日本語カタログはすべて“メチルイエロー”の表記である。 2)強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)で、硫酸の添加を炭化後にすることで、操作の安全性を向上させる必要がある。 3)変色範囲(pH)の試験では、色の変化が“うすい紫みの赤—うすい黄赤—うすい赤みの黄”と、中間のpH3.4は、判定しにくい。また、海外規格では、pH2.9及び4.0の2点での試験が一般的であり、pH3.4を削除する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)名称が明確になり、海外試薬との整合性も図れると期待される。 2)強熱残分(硫酸塩)の操作の安全性が高くなると期待される。 3)変色範囲(pH)の試験で、あいまいさが減少し、試験の効率化が図れると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 a)名称をジメチルイエローに変更する。 b)強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)で、硫酸の添加を炭化後にする。 C)変色範囲(pH)のpH3.4の試験を削除する。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4
JSA	09 化学	改正	K8500	N,N-ジメチルホルムアミド(試薬)	N,N-Dimethylformamide(Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるN,N-ジメチルホルムアミドについて規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・定性試験の赤外吸収スペクトルに一部不鮮明な部分があり、更新する必要がある。 ・性状に溶けるの表現を用いているが、より正確な混じるに変更する必要がある。 ・純度試験で用いるカラム及び測定条件に最新の情報を追加し、利便性を高める必要がある。また、ヘリウムガスの供給不安に備え、窒素ガスを追加する必要がある。 ・水分測定試験に、電量滴定法を追加し、さらに使用する試薬に水分計の製造業者が推奨する試薬を追加することで利便性を高める必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、水分測定の試験では、電量滴定法を追加するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)定性試験の精度が向上する。 2)性状の表現が正確になり、正しい情報が提供できる。 3)純度試験及び水分測定試験の利便性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 定性試験において、赤外吸収スペクトルの図を更新する。 2) 性状の表現において、“溶ける”を”混ざる”に変更する。 3) 純度の試験において、使用するカラムの種類を増やし、キャリアガスに窒素を追加する。 4) 水分において、試験方法に電量滴定法を追加する。		ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R59	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	09 化学	改正	K8509	臭化水素酸(試薬)	Hydrobromic acid (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる臭化水素酸について規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・臭化水素酸は、劇物であり、警告を掲載する必要がある。 ・臭化水素酸は、空気との接触で徐々に着色するが、腐食性の強い臭素が生成するためであり、性状に記載して安全を確保する必要がある。 ・純度試験で自動滴定を用いる方法を追加し、精度及び操作性の向上をはかる必要がある。 ・重金属(Pbとして)は、分析対象が曖昧であり、鉛(Pb)に変更して保証する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、警告の追加、試験方法の見直しをするするほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)警告の記載で安全性が向上する。 2)性状の情報により、保管時の対策及び着色後の安全管理が向上する。 3)純度試験の操作の利便性及び精度が向上する。 4)重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更することで、不純物情報が明確になる。	主な改正点は、次のとおり。 1) 適用範囲において、臭化水素酸は、劇物のため、警告を追加する。 2) 性状において、臭素が生成することを追記する。 3) 純度試験において、自動滴定装置を追加する。 4) 規格項目において、重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更し、さらに、試験方法として、強熱残分(硫酸塩)の試験の残さを使用して鉄とともに原子吸光分析法に変更する。		ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R66	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月			2
JSA	09 化学	改正	K8514	臭化ナトリウム(試薬)	Sodium bromide (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる臭化ナトリウムについて規定するもので、2011年に改正された。 1)純度試験において、塩化物の影響があり、海外規格では、塩化物の値で純度を補正しており、JISもこれを導入する必要がある。 2)1)の変更を行う際、現行の塩化物の試験方法をより正確性の高い試験方法に変更する必要がある。 3)海外の試薬に関し、よう化物を保証している商品がほとんどない。臭化ナトリウムは、臭素と鉄を反応させて合成した亜臭化鉄(FeBr2・2FeBr3)に炭酸ナトリウムを加えて、炭酸鉄を沈殿分離して製造していた。高純度品はしゅう酸ナトリウムを水溶液中で臭素により酸化し、溶液を乾固後、再結晶して2水和物をつくり、水素気流中で融解して無水和物とする方法で製造されていた。ここで使われている臭素の品位が時代とともに向上し、不純物のよう素が問題視するレベルではなくなっていたため、この項目を削除する必要がある。 4)重金属(Pbとして)は、分析対象があいまいであり、鉛(Pb)に変更する必要がある。 5)過マンガン酸カリウム還元性物質を保証している商品が、海外にはまったくないが、製法上、この試験の対象となる物質は、亜臭化鉄及びしゅう酸ナトリウムであると判断された。いずれも製造工程で残存する可能性がほとんどないと判断され、この項目を削除する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)純度試験において、より正確な値を得ることが期待できる。 2)塩化物の試験結果の成果輻性が向上すると期待される。 3)よう化物を削除することで、的確な品質保証が期待できる。 4)重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更することであいまいさがなくなると期待される。 5)過マンガン酸カリウム還元性物質を削除することで、的確な品質保証が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 1)純度試験に補正式を加える。 2)塩化物の試験方法を臭化物を揮散させる方法に変更する。 3)よう化物を削除する。 4)重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更する。 5)過マンガン酸カリウム還元性物質を削除する。	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。	—	一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8517	ニクロム酸カリウム(試薬)	Potassium dichromate (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるニクロム酸カリウムについて規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は、改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。JIS K 8005との整合性をはかり、次の改正が必要である。 ・純度試験に自動滴定装置を用いた電位差滴定を導入する。 ・塩化物(Cl)及び硫酸塩(SO4)にイオンクロマトグラフィーを導入する。 ・金属不純物の測定にICP発光分光分析法を導入する。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 JIS K 8005との整合性がはかれ、精度及び正確さが向上することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 A)純度試験に自動滴定装置を用いた電位差滴定を導入する。 B)塩化物(Cl)及び硫酸塩(SO4)にイオンクロマトグラフィーを導入する。 C)金属不純物の測定にICP発光分光分析法を導入する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4
JSA	09 化学	改正	K8532	L(+)-酒石酸(試薬)	L(+)-Tartaric acid (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるL(+)-酒石酸について規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・定性試験の赤外吸収スペクトルに一部不鮮明な部分があり、更新する必要がある。 ・海外規格及び海外試薬の規格において、しゅう酸が保証項目となっており、整合性をとるためJISに追加する必要がある。 ・純度試験で自動滴定を用いる方法を追加し、精度及び操作性の向上をはかる必要がある。 ・金属不純物の試験は、鉛及び銅が抽出原子吸光分析法で、鉄は比色法と煩雑な構成となっている。強熱残分の試験の残さを用い、鉄、銅及び鉛を一括して分析する方法に変更する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、規格項目にしゅう酸を追加する(ほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)定性試験がより正確となる。 2)しゅう酸を規格化することで、海外規格との整合性が取れる。 3)純度試験の操作性の利便性及び精度が向上する。 4)金属分析の操作性及び精度が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 定性方法において、赤外吸収スペクトルの図を更新する。 2) 規格項目において、しゅう酸を追加する。 3) 純度試験において、自動滴定装置を追加する。 4) 金属不純物の試験において、分析方法を、鉄、銅及び鉛を一括して、原子吸光分析法にする。さらに、試験試料を強熱残分(硫酸塩)の試験の残さに変更する。		ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R93	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8545	硝酸アンモニウム(試薬)	Ammonium nitrate (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる硝酸アンモニウムについて規定するもので、2007年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・純度試験で有害なホルムアルデヒドを用いており、代替試験方法を追加する必要がある。また、自動滴定を用いる方法を追加し、精度及び操作性の向上をはかる必要がある。 ・硝酸アンモニウムは、加熱分解により爆発する可能性があり、強熱残分(硫酸塩)の試験に安全性確保のための情報を記載する必要がある。 ・金属不純物の試験は、鉛及び銅が抽出原子吸光分析法で、鉄は比色法と煩雑な構成となっている。強熱残分の試験の残さを用い、鉄、銅及び鉛を一括して分析する方法に変更する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、金属不純物では、分析方法を変更するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)純度試験の操作の利便性、安全性及び精度が向上する。 2)強熱残分(硫酸塩)の試験における安全性が向上する。 3)金属分析の操作性及び精度が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 純度試験において、試験溶液を変更するとともに、自動滴定法を追加する。 2) 強熱残分(硫酸塩)の試験において、加熱の仕方を追記する。 3) 金属不純物の試験において、鉄、銅及び鉛を一括して分析する原子吸光分析法に変更するとともに、試験試料に強熱残分(硫酸塩)の試験の残さを用いる方法にする。		ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R44	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2
JSA	09 化学	改正	K8556	硝酸二アンモニウムセリウム(IV)(試薬)	Diammonium cerium(IV) nitrate(Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる硝酸二アンモニウムセリウム(IV)について規定するもので、1995年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・英名に(Reagent)を追記する必要がある。和名も海外製品と異なっており見直す必要がある。 ・性状に記載されている色及び外観が異なる製品が増えており、追記する必要がある。 ・純度の規格値が95.0 %以上であるが、海外の多くの規格が98.0 %以上であり、見直す必要がある。 ・純度試験で自動滴定を用いる方法を追加し、精度及び操作性の向上をはかる必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、純度では、規格値を変更するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)正確な名称を採用することで、規格の使用者の文献検索の精度が向上する。 2)性状の見直しにより、新たな原料の採用が可能になり、安定供給につながる。 3)純度の規格値見直して、国際的な競争力が向上する。 4)純度試験の操作の利便性及び精度が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 規格の名称において、和名を”硝酸二アンモニウムセリウム(IV)”から”硝酸アンモニウムセリウム(IV)”に、さらに、英名を”Diammonium cerium(IV) nitrate”から”Ammonium cerium(IV) nitrate”に変更する。 2) 性状において、”だいたい色の結晶”から、”赤みの黄から黄みの赤の結晶又は結晶性粉末”に変更する。 3) 純度の規格値を、95.0 %以上から98.0 %以上に変更する。 4) 純度試験において、自動滴定装置を追加する。		ISO 6356-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R66	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	09 化学	改正	K8622	炭酸水素ナトリウム(試薬)	Sodium hydrogen carbonate (Reagent)	【制定・改正する理由（必要性）】 この規格は、試薬として用いる炭酸水素ナトリウムについて規定するもので、2022年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・pH標準液用の純度試験において、規格上限の100.0 %を超える製品が増え、供給が不安定化している。試験方法は、中和滴定法であり、100.0 %を超える可能性は十分にある。そのため、規格値及び試験方法の細部を見直す必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・精度及び正確さの向上、安定供給が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・pH標準液用の純度試験において、規格値及び試験方法を改正する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号： 1(品質、種類) 対象事項： 試薬	法律の目的に適合している。	利点： ア 欠点： いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。			一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4
JSA	09 化学	改正	K8635	チオ尿素(試薬)	Thiourea (Reagent)	【制定・改正する理由（必要性）】 この規格は、試薬として用いるチオ尿素について規定するもので、2011年に改正された。 ・ISO 7431が発行されたことで、JIS規格の純度がISO 7431で最も低いClassⅢ相当になっており、規格値を見直す必要がある。 ・性状は白い結晶性粉末となっているが、流通品は、やや黄みを帯びたもの、結晶のものがあり、現状に合わせて追記する必要がある。 ・定性方法に記載する赤外吸収スペクトルは、アミノ基に起因する吸収を特定しておらず、追記する必要がある。 ・重金属(Pbとして)は、対象があいまいであり、鉛(Pb)に変更する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・純度の見直しで、試薬の使用者の信頼が増すことが期待される。 ・性状の表現を変更することで、より広範囲の原料ソースを確保でき、案んで供給につながるものが期待される。 ・赤外吸収スペクトルの見直しで、化合物の同定精度が向上することが期待される。 ・重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更することで、品質保証が明確になることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1)純度の規格値を変更する。 2)性状に色及び形状を追加する。 3)赤外吸収スペクトルを更新する。 4)重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更する。	—	—	第2条の該当号： 1(品質、種類) 対象事項： 試薬	法律の目的に適合している。	利点： ア 欠点： いずれも該当しない。		分析・研究用として、市場から製品の要求がある。また、JISマーク表示認証に活用されている。	一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準 制定・改正 委員会	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階	
JSA	09 化学	改正	K8680	トルエン(試薬)	Tolene (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるトルエンについて規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は、改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・純度試験の測定条件がやや古く、最新の情報を追記する必要がある。また、キャリアガスのヘリウムの供給不安から、窒素を追加する必要がある。 ・水分測定に汎用性の高い電量滴定法を追加し、装置製造者が推奨する測定試薬の使用を許容する必要がある。 ・硫酸着色物質で用いる硫酸が、95 %±0.5 %と規定されているが、海外では硫酸そのものを使用し、何ら問題がないことから、これに変更する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・純度試験の変更で、カラムの選択、精度及び正確さの向上、安定供給が期待される。 ・水分測定で、試験及び使用する試薬の利便性向上が期待される。 ・濃硫酸を希釈する危険性がなくなり、安全性の向上が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・純度試験の条件を見直し、キャリアガスに窒素を追加する。 ・水分測定に電量滴定法を追加し、装置製造者が推奨する測定試薬の使用を許容する。 ・硫酸着色物質で用いる硫酸を、95 %±0.5 %から希釈なしに変更する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4
JSA	09 化学	改正	K8692	1-ナフチルアミン(試薬)	1-Naphthylamine (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる1-ナフチルアミンについて規定するもので、1995年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・性状に空気酸化の記述はあるが、光劣化の記載がなく、追加する必要がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルの一部が不鮮明であり、更新する必要がある。 ・純度試験において、多くの海外製品はガスクロマトグラフィーを採用し、不純物として2-ナフチルアミンを規格項目としている。JISもガスクロマトグラフィーに変更し、2-ナフチルアミンを規格項目に追加する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、純度の試験では、ガスクロマトグラフィーを採用するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)保管時の注意が明確になる。 2)定性試験がより正確になる。 3)不純物の情報がより明確になる。	主な改正点は、次のとおり。 1) 性状において、光劣化によって、褐色又は紫に変色することを追加する。 2) 定性試験において、赤外吸収スペクトルの図を更新する。 3) 純度の試験において、分析方法にガスクロマトグラフィーを採用する。 4) 品質において、規格項目として、2-ナフチルアミンを追加する。	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8698	1-ナフトール(試薬)	1-Naphthol(Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる1-ナフトールについて規定するもので、1995年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などがka技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・性状に空気酸化の記述はあるが、光劣化の記載がなく、追加する必要がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルの一部が不鮮明であり、更新する必要がある。 ・純度試験において、ヘリウムガスを用いているが、供給不安定から、窒素ガスを追加しておく必要がある。 ・JISは、乾燥減量を規定しているが、多くの海外規格類はカールフィシャー法による水分となっており、整合性をとる必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、乾燥減量では、試験方法を変更するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)保管時の注意が明確になる。 2)定性試験がより正確になる。 3)純度試験で用いるキャリアガスに窒素を追加することで、試験の継続性が担保される。 4)水分に関する情報がより明確になる。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状において、“空气中で次第に着色する”を“酸素及び光によって酸化されナフトキノノ類を生成し、うすい褐色または赤みの灰色に着色する。”に変更する。 2)定性方法において、赤外吸収スペクトルの図を更新する。 3)純度試験方法において、ガスクロマトグラフィーのキャリアガスに窒素を追加する。 4)品質において、試験項目の乾燥減量を水分に変更する。				第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い/ずれも該当しない。	003		一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2
JSA	09 化学	改正	K8699	2-ナフトール(試薬)	2-Naphthol(Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる2-ナフトールについて規定するもので、1995年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・性状に空気酸化の記述はあるが、光劣化の記載がなく、追加する必要がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルの一部が不鮮明であり、更新する必要がある。 ・純度試験において、ヘリウムガスを用いているが、供給不安定から、窒素ガスを追加しておく必要がある。 ・JISは、乾燥減量を規定しているが、多くの海外規格類はカールフィシャー法による水分となっており、整合性をとる必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、乾燥減量では、試験方法を変更するほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)保管時の注意が明確になる。 2)定性試験がより正確になる。 3)純度試験で用いるキャリアガスに窒素を追加することで、試験の継続性が担保される。 4)水分に関する情報がより明確になる。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状において、光によって褐色に変色することを追加する。 2)定性方法において、赤外吸収スペクトルの図を更新する。 3)純度試験方法において、ガスクロマトグラフィーのキャリアガスに窒素を追加する。 4)品質において、規格項目の乾燥減量を水分に変更する。				第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い/ずれも該当しない。		分析・研究用として、市場から製品の要求がある。	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8732	二硫化炭素(試薬)	Carbon disulfide (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる二硫化炭素について規定するもので、2011年に改正された。 ・性状に“ジエチルエーテルに極めて溶けやすい”と記述しているが、学術的には混ざるが正しく、修正する必要がある。 ・定性方法に化学反応を用いているが、海外試薬は赤外吸収スペクトログラフィーを採用しており、整合性を持たせるため、変更する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となることが期待される。 ・赤外線吸収スペクトルを採用することで、物質の同定がより明確になると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1) 性状の溶解性の表現を改める。 2) 定性方法を赤外吸収スペクトロフィーに変更する。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。			一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4
JSA	09 化学	改正	K8736	エリオクロムブラックT(試薬)	Eriochrome black T (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるエリオクロムブラックTについて規定するもので、2018年に改正された。 現行規格の強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)質量分率15.0～20.0 %は、含まれるナトリウムの含有量を硫酸ナトリウムとして測定する目的で設定されており、理論値含有量が100 %の場合、計算上15.40 %となる。エリオクロムブラックTは、水に溶けやすく製造時に塩化ナトリウム又は硫酸ナトリウムを加えて水溶液の溶解度を下げる塩析を行うため、これら成分が結晶に付着して析出する。そのため、規格値が理論値よりも高めに幅を持たせている。このような状況から、当試験項目は、単にナトリウムが存在しているかを確認している程度の試験である。昨今、従来の良品が入手できず、当項目のみ不適合となる原料が一般的になっている。海外規格では、当項目を採用している商品は見られない。したがって、安定供給の観点から削除する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)の削除によって、安定供給が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)を削除する。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8738	ヒドロキノン(試薬)	Hydroquinone(Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるヒドロキノンについて規定するもので、1994年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・性状に空気酸化の記述はあるが、光劣化の記載がなく、追加する必要がある。また、流通品に結晶以外の形状及び異なる色の製品もあり、表現を見直す必要がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルの一部が不鮮明であり、更新する必要がある。 ・多くの海外規格類はカルフィシャー法による水分を規格としており、整合性をとる必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、試験方法を見直すほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)保管時の注意が明確になる。 2)定性試験がより正確になる。 3)水分に関する情報がより明確になる。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状において、光によって純度が低下する変化を追加するとともに、結晶以外の形状、また無色のものもあるため、それを追加する。 2)定性方法において、赤外吸収スペクトルの図を更新する。 3)品質において、水分を規格項目に追加する。				第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。		分析・研究用として、市場から製品の要求がある。	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2
JSA	09 化学	改正	K8821	ふっ化ナトリウム(試薬)	Sodium fluoride (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるふっ化ナトリウムについて規定するもので、2016年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・純度試験の測定条件は、イオン交換-中和滴定法であるが、海外の認証標準物質などでは、非水滴定が採用されており、別報として採用しておく必要がある。 ・塩基の試験で判定の塩酸の体積が1.89 mLとなっているが、0.189 mLが正しく、修正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・純度試験の変更で、カラムの選択、精度及び正確さの向上、安定供給が期待される。 ・水分測定で、試験及び使用する試薬の利便性向上が期待される。 ・濃硫酸を希釈する危険性がなくなり、安全性の向上が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・純度試験に非水滴定を追加する。 ・塩基の試験で判定の塩酸の体積が1.89 mLに変更する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。	一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8891	メタノール(試薬)	Methanol (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるメタノールについて規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・現行“メタノールは、無色透明、揮発性の液体で、特異のにおいがあり、水、エタノール及びジエチルエーテルに極めて溶けやすい。”であるが、溶けるを混じるに変更する必要がある。 ・海外試薬では、外観の保証が一般的であり、JISについてもハーゼン10以下の規格設定する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・性状の表現変更で、試薬の使用者に正確な情報を提供できると期待される。 ・外観の追加で、より品質保証が向上することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行“メタノールは、無色透明、揮発性の液体で、特異のにおいがあり、水、エタノール及びジエチルエーテルに極めて溶けやすい。”であるが、溶けるを混じるに変更する。 ・外観を追加する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い/ずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4
JSA	09 化学	改正	K8951	硫酸(試薬)	Sulfuric acid (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる硫酸について規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・海外では、硝酸塩を定量しているが、JISは限度内試験であり、硫酸が硝酸塩の試験に用いる重要性から、定量化する必要がある。 ・海外では、過マンガン酸還元性物質を定量化しており、整合性の観点からも定量化する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・硫酸を硝酸塩の試験に用いるさいに、精度向上につながることを期待される。 ・過マンガン酸還元性物質の定量化で、硫酸着色物質などの試験精度が向上することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・硝酸塩を定量化する。 ・過マンガン酸還元性物質を定量化する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い/ずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8995	硫酸マグネシウム七水和物(試薬)	Magnesium sulfate heptahydrate (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる硫酸マグネシウム七水和物について規定するもので、2021年に改正された。 ・国内で1社が当規格に適合する原料を製造し、各試薬メーカーがこれを購入して販売していた。しかし、この原料の生産が急遽製造終了となり、各試薬メーカーが代替品を調査・検討したが、適合品は見つからなかった。このままでは、JIS適合品の供給が不可能になるため、規格を見直す必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・JIS適合品の安定供給が、期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格値(特にりん酸塩)を見直す。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い/いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	5
JSA	09 化学	改正	K9005	りん酸(試薬)	Phosphoric acid (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるりん酸について規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・性状に関し、濃度との関わりになるが、85.0 %以上の表記では、99 %以上の結晶及び粉末もこの範囲に入ってしまう。液体だけを対象にするのであれば、上限を規定する必要がある。 ・濃度の試験における電位差滴定で、1〜3段目のどれを用いるのかの記述が抜けており、明確に記述する必要がある。 ・海外では、硝酸塩を定量しているが、JISは限度内試験であり、定量化する必要がある。 ・海外では、最も多く含まれる金属不純物であるアンチモンが保証されており、JISも追加する必要がある。 ・ひ素の試験方法に有害なクロロホルムが使用されており、試験方法を変更する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・濃度の上限を定めることで、当規格の範囲が明確化することが期待される。 ・濃度の試験における電位差滴定で、終点の処理を明確化することで品質向上が期待される。 ・硝酸塩の定量化で、品質向上が期待される。 ・アンチモンの追加で、りん酸を用いる試験で妨害の範囲が明確になる。 ・ひ素の試験で、安全性が向上すると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・濃度の上限を定める。 ・滴定終点の段数を定める。 ・硝酸塩を手3医療化する。 ・アンチモンを追加する。 ・ひ素の試験を変更する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い/いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	71.040.30	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K9042	テトラブロモフェノールフタレインエチルエステルカリウム(試薬)	Tetrabromophenolphthalein ethylester potassium salt(Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるテトラブロモフェノールフタレインエチルエステルカリウムについて規定するもので、1996年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・性状に空気酸化の記述はあるが、光劣化の記載がなく、追加する必要がある。また、流通品に結晶以外の形状及び異なる色の製品もあり、表現を見直す必要がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルの一部が不鮮明であり、更新する必要がある。 ・流通品は、不特定の結晶水を持った形であり、多くの海外規格類はカールフィッシャー法による水分を規格としており、整合性をとる必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、試験方法を見直すほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)保管時の注意が明確になる。 2)定性試験がより正確になる。 3)水分に関する情報がより明確になる。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状において、光による変化を追加するとともに、結晶以外の形及び異なる色も追加する。 2)定性方法において、赤外吸収スペクトルの図を更新する。 3)品質において、水分を規格項目に追加する。				第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。		分析・研究用として、市場から製品の要求がある。	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2
JSA	09 化学	改正	K9050	L-ヒスチジン塩酸塩一水和物(試薬)	L-Histidine hydrochloride monohydrate(Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるL-ヒスチジン塩酸塩一水和物について規定するもので、1996年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・性状に関し、白い結晶又は結晶性粉末としているが、流通品には無色透明結晶もあり、追記する必要がある。 ・純度の試験方法で、酢酸を加えて60 mLにする操作を変更する必要がある。また、電位差滴定の電極を最新化させる必要がある。 ・比旋光度の試料量の量を変更する必要がある。 ・現行規格では、乾燥減量(100℃)を規格項目としているが、結晶水を含む水分測定に変更する必要がある。 ・重金属(Pbとして)は、対象が曖昧であり鉛(Pb)に変更する必要がある。 ・強熱残分(硫酸塩)の温度を500±50℃に変更し、試験の残さを用いて鉄(Fe)と共に原子吸光分析法に変更する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、試験方法などを見直すほか、関連するJIS K 8001(試薬試験方法通則)と整合を図るなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)性状の変更により、原料確保の幅が広がり、安定供給に繋がる。 2)定性試験がより正確になる。 3)純度試験の操作利便性が向上する。 4)比旋光度の信頼性が向上する。 5)水分量が明確になり、使用者に有用な情報が提供できる。 6)金属不純物の明確化及び分析精度の向上が図れる。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状において、無色の表現を追加する。 2)定性方法において、赤外吸収スペクトルの図を更新する。 3)純度の試験において、装置に最新の電極を追加する。また、“酢酸を加えて60 mLにする”操作を“酢酸40mL加える”に変更する。 4)比旋光度において試料の量を無水物換算に変更する。 5)乾燥減量(100℃)をカールフィッシャー法による水分測定に変更する。 6)重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更し、強熱残分(硫酸塩)の温度を500±50℃に変更し、試験の残さを用いて鉄(Fe)と共に原子吸光分析法に変更する。			第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。		分析・研究用として、市場から製品の要求がある。	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K9701	ヘプタン(試薬)	Heptane(Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるヘプタンについて規定するもので、2024年に改正された。前回の改正以後、新たな試験方法の普及や研究開発による技術の進展などによって試薬を取り巻く状況が変化し、既存の試験方法などが技術の実態に合わなくなり、次のような課題がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルに関し、使用者より赤外吸収スペクトルが、一致しないとの申し出を受けた。原因は、本来ヘプタンは混合品であるが、試薬製造業者がn-ヘプタンを原料にしているケースが増えているためであった。したがって、混合品とn-ヘプタンの両スペクトルを掲載する必要がある。 このような状況から、近年の技術の実態に即し、定性方法では、吸収スペクトルの図を見直すなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・定性試験がより正確になる。	主な改正点は、次のとおり。 ・定性試験の赤外吸収スペクトルにn-ヘプタンのチャートを追加する。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	003	—	一般社団法人日本試験協会のWG	2026年7月		2
JSA	03 適合性評価	改正	Q0031	標準物質－認証書、ラベル及び附属文書の内容	Reference materials－ Contents of certificates, labels and accompanying documentation	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格の対応国際規格であったISO Guide 31がISO 33401:2024として改正されたことに伴い、これに対応したJISの改正を行う。 認証標準物質を含む標準物質は、多くの化学分析の分析結果、特に定量値の信頼性を確保するために重要な役割を担っている。この規格は、製品情報シート、標準物質認証書、ラベル及び附属文書の内容を規定するものであり、標準物質が分析現場で適切に活用されるために、これらに示される情報の標準化が必要である。	【期待効果】 これまで認証標準物質に付随する証明書(標準物質認証書、RM認証書)のみに記載を求めていた、参照測定手順のような一定の規定された条件下のみ有効となる測定対象量である「規定された操作による測定対象量の測定手順」を、全ての標準物質に付随する証明書(標準物質文書、RM文書)に可能な限り記載することを規定する。また、標準物質の使用目的に対する対象となる特性である「対象の特性」についても、新たにRM文書に記載すべき必須事項として規定することにより、その活用目的をさらに明確化する。これらによって、これまで以上に適切な標準物質の使われ方が浸透し、分析結果の信頼性向上、国際貿易の円滑化などにつながることを期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義の“規定された操作による測定対象量”について、JIS Q 17034(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)に準拠した定義を追記する。 ・RM文書に要求される情報の以下5項目について変更する。 ・“標準物質の固有の識別子”において、手順の明確化のため、記載箇所、記載方法などの具体的な推奨事項を提示する。 ・“取扱い及び使用に対する指示”において、これまで明確な規定がなかったため、繰り返し使用が認められる標準物質に対する使用上の注意事項を、新たに要求事項として追加する。 ・“文書の構成要素及び文書の版”において、電子的な文書の作成に対応するため、電子媒体への対応に係る規定を追加する。 ・“規定された操作による測定対象量”において、これまで標準物質認証書にのみ求められていた内容を拡大し、RM文書における必須記載事項とする。 ・“対象の特性”を新たな必須記載項目として規定する。 ・標準物質認証書に要求される情報において、現行規格では標準物質認証書にのみ求められていた“規定された操作による測定対象量”が、RM文書における必須項目となることから、標準物質認証書に関する要求事項から削除する。		ISO 33401:2024	IDT	第2条の該当号: 3(包装の種類) 対象事項: 鉱工業品(標準物質)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野(化学分析の基準として分析結果の信頼性を支える基礎的な物質、かつ多種多様な分野に横断的にまたがる社会インフラ) 3. 強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格(標準化することにより公共の利益の確保につながるもの)	一般財団法人日本規格協会のWG	2025年7月	71.040.30	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	03 適合性評価	改正	Q0033	標準物質－使用上の要求事項及び推奨事項 (現行名称:標準物質－標準物質の適正な使い方)	Reference materials－Requirements and recommendations for use (現行名称:Reference materials－Good practice in using reference materials)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格の対応国際規格であったISO Guide 33がISO 33403:2024として改正されたことに伴い、これに対応したJISの改正を行う。 認証標準物質を含む標準物質は、多くの化学分析の分析結果、特に定量値の信頼性を確保するために重要な役割を担っている。この規格は、測定プロセスにおける標準物質、特に認証標準物質の適正な使い方について規定するものであり、標準物質が分析現場で適切に活用されるために、標準物質の使用者、及び試験所において品質管理の責任を担うすべての者にとつての有用な手引きとして、これらに示される情報の標準化が必要である。	【期待効果】 分析方法の開発及び妥当性確認の段階で必要な手順と、すでに開発された分析方法を使用した日常測定に必要な手順とを区別し、それぞれの段階でどのような認証標準物質が必要なのか、それらがどのような役割を担うのかを明示する。また、標準物質が意図する用途の「対象の特性」の明記を求めることにより、その活用目的をさらに明確化する。 これらによって、標準物質の活用目的が従来よりも明確化され、その結果、標準物質のより正確な使用方法が普及し、標準物質の健全な生産・流通、分析結果の信頼性の向上、国際貿易の円滑化などにつながる事が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、本規格で規定する標準物質の使用法のうち、認証標準物質が必要とされる代表的な使用例を明示する。 ・用語及び定義において、JIS Q 0030を引用することとし、JIS Q 0030で定義されている用語との重複を解消する。 ・標準物質及び測定におけるその役割において、図1を分析方法の開発及び妥当性確認の段階に必要な手順と、すでに確立された分析方法を用いる日常測定に必要な手順とに分離するよう改め、各段階で校正用標準物質、マトリックス標準物質、さらに品質管理用物質がどのように使用されるかを明確にする。 ・かたよりの評価において、精度の評価については別の箇条で扱うため、当該箇条に記載する必要がないと判断された部分を削除する。 ・計量トレーサビリティの確立において、タイトルをその内容に即し「校正における実用上の考慮事項」に改めるとともに、内容の整理を行う。また、校正モデルとして標準添加法を追加する。 ・取決める目盛において、pHの目盛及びオクタン価を削除する。 ・参考であった一般的用途に関する標準物質の主な要件を規定とし、「対象の特性」の記載を必須とする。		ISO 33403:2024	IDT	第2条の該当号: 5(用語、略語、記号、符号、標準数又は単位) 対象事項: 鉱工業品(標準物質)の技術	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野(化学分析の基準として分析結果の信頼性を支える基礎的な物質、かつ多種多様な分野に横断的にまたがる社会インフラ)		一般財団法人日本規格協会のWG	2025年7月	71.040.30	5
JSA	03 適合性評価	改正	Q0035	標準物質－値付け並びに均質性及び安定性の評価のためのアプローチ	Reference materials – Approaches for characterization and assessment of homogeneity and stability	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格の対応国際規格であったISO Guide 35がISO 33405:2024として改訂されたことに伴い、これに対応したJISの改正を行う。 JIS Q 17034(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)に基づく標準物質生産の実務において、標準物質の特性評価並びに均質性及び安定性の評価に関する技術的要求事項を参照すべき技術的文書の必要性は高い。 さらに、試験所におけるJIS Q 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)及びISO 15189(臨床検査室－品質と能力に関する要求事項)の利用の増加によって、計量計測トレーサビリティの明確な表明に対する要求が高まっている。 これらの状況に対応し、国際的に合意された最新の枠組みを国内規格として明確に位置づけるため、対応国際規格に整合した改正が必要である。	【期待効果】 JIS Q 17034に沿った均質性、安定性及び値付け試験の可能な計画の具体例を示すことにより、プロセスがさらに明確化し、安定した品質の維持に貢献する。また、RMの生産における計量計測トレーサビリティの確立に関する具体的な規定事項も含むことにより、国際的な基準の比較も可能となる。 これらによって、標準物質の品質が維持され、その結果、標準物質の実用性や信頼性の向上、標準物質の健全な生産・流通、分析結果の信頼性の向上、国際貿易の円滑化などにつながる事が期待される。	主な改正点は、次の通り。 ・ガイドから規格に改訂されたことに伴い、規格名称を変更する。 ・引用規格において、JIS Q 17034を追加し、JIS Q 17034に沿った均質性、安定性及び値付け試験の可能なデザインの例について示す。 ・用語及び定義において、JIS Q 0030を引用することとし、JIS Q 0030で定義されている用語との重複を解消する。 ・標準物質の生産のプロジェクト計画の段階に、「包装及びラベル付け」や「計画された寿命」を追加する。 ・繰返しバッチ生産における安定性の実験を伴う試験において、旧規格での二つのバッチでの検証から、三つのバッチでの検証に見直す。 ・加速安定性試験のメリットとデメリットを整理し、追記する。 ・値付けする名義的性質の特性に「同一性」を追加する。		ISO 33405:2024 Reference materials – Approaches for characterization and assessment of homogeneity and stability	IDT	第2条の該当号: 2(生産に関する作業方法) 対象事項: 鉱工業品(標準物質)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野(化学分析の基準として分析結果の信頼性を支える基礎的な物質、かつ多種多様な分野に横断的にまたがる社会インフラ)		一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月		1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	04 管理システム規格	改正	Q9026	マネジメントシステムのパフォーマンス改善－日常管理の指針	Performance improvement of management systems－Guidelines for daily management	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、品質管理の主要な活動の一つである日常管理に関して、その基本的な考え方、一つの部門における進め方及び組織的な推進方法についての指針を規定したものである。顧客・社会のニーズ・期待を確実に満たすためには、組織の構成員一人ひとりが日常管理の方法を理解し、効果的かつ効率的に実施することが重要であるという認識のもと、日常管理を実施するに当たっての推奨事項として開発された規格であり、製造業を中心に様々な業種及び規模の組織で活用されている。 しかし、2016年に制定されて以降、10年近くが経過する中で、組織を取り巻く事業環境の変化に対応し、サービス業などより広い分野で日常管理の手法が活用されるようになってきている。また、DXの進展に伴って実施面においては新たな工夫がなされるようになってきた。さらに、マネジメントシステムのパフォーマンス改善については、JIS Q 9000、JIS Q 9001、JIS Q 9004、方針管理の指針(JIS Q 9023)などの関連する規格が改正されるとともに、プロセス保証の指針(JIS Q 9027)、小集団改善活動の指針(JIS Q 9028)、品質マネジメント教育の指針(JIS Q 9029)、新製品及び新サービス開発管理の指針(JIS Q 9030)などが新たに制定されている。 このような状況を踏まえ、日常管理に関する新たな知見を取り込むとともに、他の品質マネジメントシステム規格と一貫性のある内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、日常管理に関する新たな知見が取り込まれ、また、他の品質マネジメントシステム規格と一貫性のある内容となることから、事業環境の変化が激しい中、組織において実践されている日常管理の有効性・効率を更に高めるとともに、従来あまり日常管理が適切に行われていなかったサービス産業への普及を促進するなど、社会の継続的な発展に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・近年の産業構造の変化を踏まえて、現行規格では製造業の製造プロセスの事例を示している箇所に、サービス業に関する記述や例を加える。 ・近年の DX の発展を踏まえて、DXを活用した日常管理の実施方法に関する記述を追加する。 ・現行規格で規定する個々の業務及びプロセスの日常管理に加えて、複数の業務を行っている部門における部門全体としての日常管理についての記述を追加する。 ・分業化により上位管理者の役割の重要性が増していることを考慮し、上位管理者自身が自部門の日常管理の状態を把握し、適切に対応することに関する推奨事項がより明確になるようにする。 ・変化点管理に関する記述をJIS Q 9027:2015(プロセス保証の指針)と一貫したものにするなど、関連する他のJISとの整合性を高める。	—	—	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の手法) 対象事項: 品質マネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: い、いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的分野(幅広い関係者が活用する統一的方法を定める規格)	—	一般社団法人日本品質管理学会のWG	2026年1月	03.100.01	3	
JSA	04 管理システム規格	改正	Q14001	環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引	Environmental management systems－Requirements with guidance for use	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、組織が環境パフォーマンスを向上させるために用いることができる環境マネジメントシステム(EMS)の要求事項について規定したもので、2015年にISO 14001:2015の国際一致規格として改正され、さらに、ISO 14001:2015/Amd 1:2024(気候変動対応)の国際一致規格である2025年の追補改正を経て、現在に至っている。 ISO 14001においては、近年の事業環境の変化や、マネジメントシステム規格共通規定の改訂点等の反映を目的として、2026年3月頃の発行を目指して、改訂作業が進められている。 JIS Q 14001(ISO 14001)は、これを対象とする第三者による適合性評価制度が運用されており、国内の認証取得事業者及びこの規格に基づくマネジメントシステムを導入している事業者にとっては、改正後の規格への移行を円滑に進める必要があること、並びにこの規格の重要性及び国内の利用者への影響を考慮すると、国際規格発行にあわせて、遅滞なくJISを改正する必要がある。	【期待効果】 本改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、組織がより効果的かつ効率的に、近年の事業環境の変化を反映した環境マネジメントシステムを運用することが可能となることから、我が国における産業活動の基盤形成に寄与することが期待される。	・ISO/IEC Directives, Part1の附属書SLのAppendex2”MSSのための調和させる構造”を反映する。 －用語及び定義において、マネジメントシステムに共通する重要な用語を追加する。 －策定計画において、変更の計画と管理に関する要求事項を追加する。 －改善において、“10.1一般”と”10.3継続的改善”とを統合する。など ・近年の事業環境の変化に対応するため、リーダーシップ及びコミットメントにおいて、環境への責任を重じる組織文化醸成等について追加する。 ・ユーザーからの指摘に対応するため、リスク及び機会に関して新たに箇条を設け、関連する要求事項(環境側面、順守義務等)との関係を明確化する。 なお、現在ISO 14001改訂は進行中のため、今後の議論に応じて改正点が変更となる可能性がある。	ISO 14001:202X Environmental management systems－Requirements with guidance for use	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: 環境マネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: エ 欠点: い、いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2025年11月	03.100.70; 13.020.10	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	03 適合性評価	改正	Q17020	適合性評価—検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項	Conformity assessment Requirements for bodies performing inspection	【制定・改正する理由(必要性)】 JIS Q 17020は、検査を実施する機関の能力、並びにその検査活動における公平性及び一貫性に関する要求事項を規定するものである。検査機関の能力の継続的な信頼性は、規制当局や産業界のみならず一般消費者を含む検査結果を利用するすべての利害関係者にとって不可欠である。近年、製品認証など他の適合性評価活動に関しても検査の果たす役割はより一層重要性を増している。 ISO/IEC 17020は、規格の運用における解釈の統一を図るべく、適合性評価分野における最新の用語及び概念の反映、適合性評価機関に対する共通的な要求事項の採用、並びに独立性の分類に関する論理構成の見直しなどを行い、2026年に改訂された。我が国においても、検査機関の能力及び検査結果に対する信頼性の確保とともに、国際規格との整合性が社会的にも求められている。このため、国際規格の改定を踏まえ、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 本改正により、検査機関に対する一般的要求事項の明確化及び最新化を図ること、規格解釈の共通化や検査機関の統一的な運営が促進され、検査業務の効率化や検査結果の信頼性向上が期待される。また、改正後のJISが検査機関の認定に用いられることにより、検査機関の能力の適格性及び検査活動の公平性が最新の国際規格に基づき客観的に示され、検査機関を選定する際の有効な指標となすとともに、国際的な商取引における検査結果の活用を可能とし、我が国産業の合理化及び円滑な国際取引の促進に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・検査機関の独立性の分類の合理性を見直し、タイプAおよびタイプ非Aの分類に変更 ・共通的な理解のために、「項目」および「顧客」の定義を追加 ・データおよび情報の管理、ならびにリスクと機会に対処するための措置に関する新たな細分箇条を追加 ・適合性評価機関に対する要求事項の共通要素の採用 ・リスクベースの考え方に基づき、規定要求事項の一部を性能ベースの要求事項に置換 ・プロセス、手順、文書化された情報および組織の責任に関する要求事項について、実証的な運用を考慮した柔軟性の向上		ISO/IEC 17020:2026 Conformity assessment — Requirements for bodies performing inspection	IDT	第2条の該当号: 13 (提供に必要な能力) 対象事項: 役務(検査)	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ、キ 欠点: い、いずれも該当しない。	1	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月		2
JSA	03 適合性評価	改正	Q17024	適合性評価—要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項	Conformity assessment — General requirements for bodies operating certification of persons	【制定・改正する理由(必要性)】 JIS Q 17024は、要員の認証を行う機関の能力、並びにその認証活動における公平性及び一貫性に関する要求事項を規定するものである。要員認証機関の能力の継続的な信頼性は、規制当局や産業界のみならず要員認証の結果を利用するすべての利害関係者にとって不可欠である。 ISO/IEC 17024は、規格の運用における解釈の統一を図るべく、適合性評価分野における最新の用語及び概念の反映、適合性評価機関に対する共通的な要求事項の採用、並びに情報技術の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大等を背景として社会的ニーズが高まったAIやリモート方式を活用した試験の実施に関する考え方を取り入れ、2026年に改訂された。我が国においても、要員認証機関の能力及び要員認証結果に対する信頼性を確保するとともに、国際規格との整合性が社会的にも求められている。このため、国際規格の改定を踏まえ、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 本改正により、要員認証機関に対する一般的要求事項について、適合性評価機関としての共通的に求められる要素を明確化するとともに、情報技術の進展や社会環境の変化を踏まえ、AIやリモート方式を活用した最新の試験方式を含めた内容へと拡充を図ることにより、要員認証の適正性及び信頼性向上並びに要員認証業務の効率化の促進が期待される。また、改正後のJISが要員認証機関の認定に用いられることにより、要員認証機関の能力の適格性及び要員認証活動の公平性が最新の国際規格に基づき客観的に示され、要員認証の結果を要員の力量を示す根拠として活用するとともに、力量管理や選定指標とすることを可能とし、我が国産業の合理化及び円滑な国際取引の促進に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適合性評価分野の最新の用語定義の採用や要員認証の固有の用語定義の拡充のため、用語及び定義の追加・変更 ・6.5項に人工知能(AI)の使用に関する要求事項の追加 ・適合性評価機関に対する要求事項の共通要素の採用		ISO/IEC 17024:2026 Conformity assessment — General requirements for bodies operating certification of persons	IDT	第2条の該当号: 13 (提供に必要な能力) 対象事項: 役務(要員の認証)	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: い、いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	03 適合性評価	改正	Q17065	適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項	Conformity assessment－ Requirements for bodies certifying products, processes and services	【制定・改正する理由(必要性)】 JIS Q 17065は、製品認証を行う機関の能力、並びにその認証活動における公平性及び一貫性に関する要求事項を規定するものである。我が国においては、JISマーク及びJASマークに係る公的制度における認証機関の登録や、民間における第三者認証機関の認定において、認証機関に対する基準として幅広く活用されており、公正な評価が求められる多様な産業分野において、認証制度の透明性を確保し製品認証に対する信頼性を支える基盤となる重要な規格である。 ISO/IEC 17065は、規格の運用における解釈の統一を図るべく、適合性評価分野における最新の用語及び概念の反映、並びに適合性評価機関に対する共通的な要求事項の採用により、2026年に改訂される予定である。我が国においても、製品認証機関の能力及び製品認証結果に対する信頼性を確保するとともに、国際規格との整合性が社会的にも求められている。このため、国際規格の改定を踏まえ、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 本改正により、製品認証機関に対する一般的な要求事項について、適合性評価機関としての共通的に求められる要素を明確化するとともに、参照する規格の最新化により、社会情勢や制度環境の変化への対応が進み、製品認証の適正性及び信頼性向上が期待される。また、改正後のJISが製品認証機関の認定に用いられることにより、製品認証機関の能力の適格性及び製品認証活動の公平性が最新の国際規格に基づき客観的に示され、製品認証結果を活用するための基盤を強化するものであり、我が国産業の合理化や及び円滑な国際取引の促進に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適合性評価分野の最新の用語定義の採用のため、用語及び定義の変更 ・適合性評価機関に対する要求事項の共通要素の採用 ・引用規格及び参考文献の最新化		ISO/IEC 17065:2026 Conformity assessment－ Requirements for bodies certifying products, processes and services(予定)	IDT	第2条の該当号：13(提供に必要な能力) 対象事項：役務(製品、プロセス及びサービスの認証)	法律の目的に適合している。	利点：ア、エ、オ、カ、キ 欠点：いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	－	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月			2
JSA	03 適合性評価	改正	Q17067	適合性評価－認証スキームの基礎及び指針	Conformity assessment－ Fundamentals of and guidelines for conformity assessment schemes	【制定・改正する理由(必要性)】 JIS Q 17067は、製品認証の基礎を規定するとともに、製品、プロセス及びサービスに関する認証スキームの理解、開発、運用及び維持のための指針を示す規格である。 ISO/IEC 17067は、近年における適合性評価の種類及び対象の拡大並びに認証スキームの構築に関する汎用的な指針に対する社会的ニーズの高まりを踏まえ、従来の製品認証に限定した枠組から適合性評価全体を対象とする認証スキームの基礎及び指針へと規格の適用範囲を拡大し、2026年に改訂される予定である。 我が国においても、社会の安心・安全等を支える基盤として適合性評価制度の活用がより一層重要となる中で、認証スキームの設計及び運用に関する汎用的な指針の整備並びに認証スキームに関する国際的に共通した概念の理解の促進が社会的に求められている。このため、国際規格の改定を踏まえ、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 本改正により、適合性評価の種類を問わず、適合性評価スキームの基本的な在り方に関する国際的に共通した概念の普及・浸透が促進されることが期待される。また、改正後のJISが新興分野を含む多様な産業分野における適合性評価制度の構築を支援する実用的かつ汎用的な指針として、規制当局及び産業界において幅広く活用されることにより、国際規格との整合性が確保された適合性評価制度の構築に資することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適合性評価スキーム全般を対象とするため、適用範囲を拡大 ・適用範囲の拡大を反映して、規格タイトルを変更 ・対象を適合性評価スキーム全般として、各箇条の記載を改訂 ・特定の適合性評価スキーム(例:製品認証スキーム)に関する内容についての箇条を追加		ISO/IEC 17067:2026 Conformity assessment－ Fundamentals of and guidelines for conformity assessment schemes(予定)	IDT	第2条の該当号：10(内容) 対象事項：役務(通則的適合性評価)	法律の目的に適合している。	利点：ア、エ、オ、カ、キ 欠点：いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	－	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	03 適合性評価	改正	Q19011	マネジメントシステム監査のための指針	Guidelines for auditing management systems	【制定・改正する理由(必要性)】 多くの組織は、品質・環境をはじめとする複数のマネジメントシステム規格を基に管理体制を構築・運用しており、その内部監査及び外部監査において、分野を問わない汎用的かつ実用的な指針としてJIS Q 19011を活用している。また、マネジメントシステムの適合性評価制度においては、認証機関や要員認証機関が監査員の育成及び評価を行う際にも本JISは活用されており、その利用者は多岐にわたる。さらに、JIS Q 19011は、機器の適合性評価の相互承認に係る法令にも引用されており、我が国の円滑な国際貿易を支える基盤のひとつとなっている。 ISO 19011は、近年の情報通信技術の発展等を背景として、マネジメントシステム監査におけるリモート監査手法の活用が進展している社会情勢に対応するため、リモート監査手法に関する指針の拡充を目的に改定された。 我が国においても、マネジメントシステム監査におけるリモート監査手法は監査の効率化及び柔軟な実施を可能とする手法として活用が進んでおり、その具体的な適用に関する指針の整備が求められている。このため、国際規格の改定を踏まえ、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 本改正により、最新の国際規格と整合し、マネジメント監査においてリモート監査手法にも対応した指針として一層充実することで、監査の効率のかつ柔軟な実施が促進されることが期待される。また、適合性評価結果の相互承認に係る法令に引用される規格の内容が最新の国際規格と整合されることにより、国際的な商取引における適合性評価結果の活用の円滑化に資することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・リモート監査方法についての共通の理解を促進するため、用語の定義の追加 ・近年のリモート監査方法の活用に合わせて、リモート監査方法及び仮想的な場所に関する監査の手引の拡張		ISO 19011:2018 Guidelines for auditing management systems	IDT	第2条の該当号: 14(経営管理(マネジメントシステムの監査)の方法) 対象事項: 事業者の	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	1	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月		2
JSA	07 情報	改正	Q27017	情報セキュリティ、サイバーセキュリティ及びプライバシー保護—JIS Q 27002に基づくクラウドサービスのための情報セキュリティ管理策	Information security, cybersecurity and privacy protection – Information security controls based on ISO/IEC 27002 for cloud services	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、クラウドサービスの提供及び利用に適用できる情報セキュリティ管理策のための指針を示すものである。現行規格はISO/IEC 27017:2015を基に制定されたもので、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に関して、ISO/IEC 27002で提供されている管理策に加えて、クラウドサービスの利用者及び提供者のための追加の管理策及びガイドンスを提供している。ISO/IEC 27017:2015は、ISO/IEC 27002の構成及び内容に対応した構造になっているが、ISO/IEC 27002の2022年改訂(JIS Q 27002:2024)によって簡条構成を含む規格全体にわたる大幅な見直し及び昨今のクラウドサービスの利用状況を考慮した固有の管理策の必要性に鑑みた改訂が行われた。この規格は、JIS Q 27002と併せてCISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)、JIPDECのISMSクラウドセキュリティ認証などの国内のクラウドサービスに関する認定・認証制度においても幅広く活用されている。対応国際規格との乖離を解消するとともに、クラウドサプライチェーンへの対応といった市場の実態に即した変更を行うことは我が国においても非常に有益であるため、JISの改正が必要である。	【期待効果】 この改正によって、JIS Q27002:2024の利用者でクラウドサービスを利用又は提供している組織が、ISMSをクラウドサービスにも適用するための手引を得ることができる。さらにクラウドサービス固有のリスクに対する追加の管理策の最新版を活用することができるようになり、クラウドサービスの活用の実態に即したISMSの活用が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・JIS Q 27002:2024との整合性確保 －旧規格では簡条5～簡条18及び附属書Aに置いた管理策を、JIS Q 27002の改正にあわせ 簡条5～簡条8に再編 ・JIS Q 27002:2024 簡条5～簡条8の構成と対応させて、各管理策に対するクラウドサービス向けの手引を記載 －手引の内容を昨今の利用状況に応じて更新 －JIS Q 27002:2024において追加された管理策に対するクラウドサービス向け手引の提供		ISO/IEC FDIS 27017 Information security, cybersecurity and privacy protection – Information security controls based on ISO/IEC 27002 for cloud services	IDT	第2条の該当号: 10(品質) 対象事項: クラウドサービス	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2026年7月		1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	07 情報	改正	X0041	プログラミング言語C＃用語集	Terms of programming language C＃	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、プログラミング言語 C＃の主な用語について規定したもので、国内の初学者や開発者の教育を主眼とし、規格利用者の利便を図るために独自に体系化して策定したものである。 2021年の制定時、この規格はISO/IEC 23270:2018の用語を参考にしつつも、C＃プログラム全般の理解を助けるため、独自に用語や使用例を拡充した。しかし、現在ISO/IEC 23270:2018は廃止され、新たにISO/IEC 20619:2023へと移行している。ISO/IEC 20619:2023では、実質的な言語仕様としてECMA-334が引用されており、ECMA-334では新たな概念や機能に関する用語が多数追加されている。これにより我が国のプログラミング言語C＃用語集も最新の技術を取り込んだ内容に改正する必要性に迫られている。 今回の改正では、ECMA-334において新たに導入された概念や特徴を示す用語を精査し抽出した上で、国内の規格利用者の利便性を考慮して、JIS独自の観点から分類・再構成を行い、構文、機能の定義及びその使用例を付した最新の用語集として再整備するものである。	【期待効果】 規格の改正により、次にあげる制定時の想定効果の維持が可能になる。 a) 利用者の利便性、相互運用性が高まり、情報システムの安全性、効率性の促進に帰する。 b) 情報システム市場の混乱が防げるだけでなく、正しい認知が定着することにより、情報システム市場の拡大が期待される。 c) 日本企業の情報システム品質寄与することができるようになるため、国際競争力の強化に繋がる。	主な改正点は次のとおり。 ・用語及び定義において、ECMA-334で新たに定義された、追加機能に由来する概念・特徴を表す用語を追加する。 ・構文、機能及び使用例において、ECMA-334で新たに定義された上記の用語の構文、機能及び使用例を追加する。				第2条の該当号：5(用語) 対象事項：プログラミング言語	法律の目的に適合している。	利点：ア、ウ 欠点：いずれも該当しない。				一般社団法人情報処理学会のWG	2026年7月			2
JSA	07 情報	改正	X0160	システム及びソフトウェア技術—ソフトウェアライフサイクルプロセス	Systems and software engineering — Software life cycle processes	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ソフトウェアライフサイクルプロセスの共通的な枠組みについて規定したものである。ソフトウェアライフサイクルプロセスは、ソフトウェアシステムの概念段階から廃棄段階までのライフサイクルにわたる取得・供給・開発・運用・保守において、プロジェクトでの技術及び技術管理面での活動やプロジェクトの円滑な遂行を支える組織活動の実施で必要となるプロセスの構成及び定義を規定するものであり、取引、プロジェクト計画・管理、組織での改善活動等の基礎として活用されている。情報通信、交通・航空宇宙、社会インフラを含めた広範囲の産業分野で用いられている。 ソフトウェアライフサイクルを定めるISO/IEC 12207 (対応国際規格)は1985年に、このJISは1996年に制定され、その後の改訂・改正を通じて、国際的に共通化して使われるものとして維持されている。 現在、対応国際規格では、近年、様々なシステム及び製品の相互接続・統合が進む環境を踏まえた、システム・オブ・システムズの視点でのプロセスの適用方法、また、普及が進むアジャイル開発手法・モデルベース開発などへの対応方法を含めるように、改訂活動が進められている。(2025年10月下旬 stage50.20: FDIS投票中) このような状況を踏まえて、JISも改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、ソフトウェアの構想設計を行う概念化から、要件定義、アーキテクチャ定義、設計、実装(コーディング・単体テスト)、インテグレーション、テスト、運用・保守、廃棄までの一連の作業を、反復又は並行して行う場合もあるソフトウェア構築活動に対してライフサイクルプロセスが適用できるようになる。加えて、広い産業分野で多くの組織、プロジェクト、取引において適用されるソフトウェアの開発・運用・保守・廃棄活動について、発注側(取得者)、開発側(供給者、開発者)、運用側(運用者、保守者)など複数の関係者が、互いのプロセスを理解し合意し同じルールを用いて連携しやすくなるので、ソフトウェアの品質及び作業の生産性を向上させる、より効果的で効率的なソフトウェアエンジニアリング活動が促進されると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・ビジネス分析又はミッション分析、システムアーキテクチャ定義、実装、統合、運用、保守を含むテクニカルプロセスにおいて、現行の実践を反映した明確化及び更新を行う。 ・ソフトウェアライフサイクルプロセスにおいて、リスクマネジメント及び構成マネジメントプロセスを実態に合わせ改善する。 ・基本概念において、反復、再帰、システム・オブ・システムズ、品質特性に関する、より正確な記述に変更する。 ・基本概念において、概念及びシステム定義に関する内容、並びにアジャイル手法、プロセス適用、システム概念に関する内容を追加・拡充する。		ISO/IEC/IEEE FDIS 12207 Systems and software engineering — Software life cycle processes	IDT	第2条の該当号：2(生産に関する作業方法) 対象事項：ソフトウェアシステム	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ 欠点：いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2026年7月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X0161	ソフトウェア技術－ソフトウェアライフサイクルプロセス－保守	Software engineering – Software life cycle processes – Maintenance	この規格は、ソフトウェアライフサイクルプロセスにおける保守について規定する規格であり、ISO/IEC 14764:2006(以下、対応国際規格という。)を基に2008年に制定された。ソフトウェア保守は、大規模な事業体から中小規模の事業体や組織単位まで、あらゆる規模の組織で実施されるものである。システム・ソフトウェア・情報処理サービスに係る産業分野の中でのサプライチェーン内での保守活動が広がることによって、情報通信、交通・航空宇宙、社会インフラストラクチャーなどの様々な分野のソフトウェアシステムが保守・維持され改善される状況が保たれている。これまで、国内ではソフトウェアライフサイクルプロセスにおける保守プロセスについては、この規格が利用されてきたが、制定から15年以上が経過し、社会で利用されるシステム・サービスはより高度に連携するようになり、複雑化し、その保守も困難になってきた。特に、「追加保守」と呼ばれる新たな保守活動の必要性が認識され、対応国際規格の2022年改訂で定義された。加えて、保守プロセスとして保守要件のレビュー及び保守の測定を追加するなど、近年のシステム・サービスの高度化に伴う記載の更新がなされた。このようなソフトウェア保守活動の国際的な最新動向に対応するため、この規格を改正して、更に広範囲での普及利用を図る必要がある。	今回の改正によって、多様化してきたソフトウェア主体のソフトウェアシステム及びアプリケーションソフトウェアで、強化され(「追加保守」の追加や保守プロセスの拡張)、共通認識された保守プロセスを適用できるようになり、次のことが期待される。 ・広い産業分野における保守活動に関係する多くの組織及びプロジェクト、並びに取引におけるシステム及びサービスで、保守活動を相互に更に整合させて契約・連携・協業を行えるようになる。 ・それが、ソフトウェアとその保守作業の品質及び生産性の向上を促進する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義ほかで、これまでの保守の分類種別に追加保守を追加し、ソフトウェア保守の動向を反映する。 ・保守プロセスにおいて、保守要件のレビュー、保守の測定などを追加し、また、問題分析及び修正分析の内容を拡張する。 ・ソフトウェア廃棄の内容を拡張する。 ・保守戦略を詳細化した保守計画を追加する。	ISO/IEC/IEEE 14764:2022	IDT	第2条の該当号：7(作成方法) 対象事項：ソフトウェア製品	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ 欠点：い、いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月	35.080	5
JSA	07 情報	改正	X0503	自動認識及びデータ取得技術－バーコードシンボル体系仕様－コード39	Bar code symbol－CODE39－Basic specifications	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、コード39として知られるバーコードシンボル体系の要件を定め、コード39のシンボル体系の特徴、データキャラクタの符号化、寸法、許容誤差、復号アルゴリズム及びシンボル体系識別子を規定している。この規格は、前回2012年にISO/IEC16388:2007(Information technology－Automatic identification and data capture techniques－Code 39 bar code symbology specification)を基にIDT規格として改正したものであるが、2023年のISO/IEC 16388の改訂時に、用語及び定義の引用規格が新しく制定したISO/IEC19762(JIS X0500)に変更され、“シンボル体系識別子”の規定が追加された。IDT規格であるJISにおいても国際的に整合が取れた規格とする必要があることから改正が必要である。	【期待効果】 工業用途、特に自動車、電機業界など幅広い業界で使用されているバーコードであり、この規格によって安定した品質のバーコードを利用することができ、バーコードの品質に関する共通の理解及び互換性の確保に寄与することが期待できる。また、国際標準と整合を図ることで海外展開が容易となり、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。さらに、利用者に正確で安全な利用環境を提供することが可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義の引用規格のJIS X0500－1:2009及びJIS X0500－2:2009が廃止され、JIS X0500:2020が制定されたため、引用規格をJIS X0500:2020に変更する。 ・“シンボル体系の特性”において、細別として“シンボル体系識別子は、附属書Cの規定に適合しなければならない”という規定を追加する。 ・附属書A(その他の特徴)の“コード39で符号化したフル ASCII キャラクタセット”の一覧表において、マイナス記号、ピリオド及び0から9までの数字の文字対による代替表現の可能性についての注記を追加する。	ISO/IEC 16388:2023	IDT	第2条の該当号：7(作成方法) 対象事項：電磁的記録(バーコード)	法律の目的に適合している。	利点：ウ、キ 欠点：い、いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年4月	01.080.50; 35.040.50	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X0510	情報技術－自動認識及びデータ取得技術－QRコード バーコードシンボル体系仕様	Information technology－Automatic identification and data capture techniques－QR Code bar code symbology specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、QRコードとして知られているシンボル体系の要件を定めており、そのシンボル特性、データ文字エンコーディング方式、シンボルフォーマット、寸法特性、エラー訂正ルール、参照復号アルゴリズム、印刷品質要件、ユーザ選択可能なアプリケーションパラメータを規定している。この規格は、1999年にJIS独自の規格として発効後、国際規格として発行されたISO/IEC18004 (Information technology－Automatic identification and data capture techniques－QR code bar code symbology specification)を基として2004年及び2018年の2回の改正を行っているが、2024年のISO/IEC18004では、印刷品質判定基準を、これまでの0、1、2、3、4の5段階判定基準から、0.0から4.0までの0.1刻みでの判定基準に変更する、参照復号アルゴリズムをより具体的に定義するなどの改訂が行われた。このことから、JISにおいても国際規格と技術的な整合が取れた規格に改正する必要がある。	【期待効果】 印刷品質評価判定基準に関する規定など、印刷及び読取りの両面で安定した品質のQRコードを利用することが可能となり、QRコードの品質に関する共通の理解及び互換性の確保に寄与することが期待できる。また、国際標準と整合を図ることで海外展開が容易となり、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“QRコードの印刷品質－シンボル体系に固有の特徴”を規定した附属書の“QRコードの固定パターン損傷に対するグレードしきい値”の一覧表において、“グレード”の印刷品質判定基準を、これまでの0、1、2、3、4の5段階判定基準から、0.0から4.0までの0.1刻みでの判定基準に変更する。 ・“QRコードの参照復号アルゴリズム”において、明暗モジュールの太り細りを考慮した位置検出パターン位置に関する説明を追加する、シンボルの公称X寸法の計算の式を修正する、現行のモジュールの大きさを求める一つの計算式をX方向及びY方向の方向別の計算式に変更する、曖昧な表現となっていた“シンボル左上領域”の復号方法をより具体的な表現に変更する、などの変更を行う。		ISO/IEC 18004:2024	IDT	第2条の該当号: 7 (作成方法) 対象事項: 電磁的記録 (QRコード)	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年4月	01.080.50; 35.040.50	5
JSA	07 情報	改正	X0520	自動認識及びデータ取得技術－バーコードシンボル印刷品質の評価仕様－二次元シンボル	Automatic identification and data capture techniques－Bar code print quality test specification－Linear symbols	【制定・改正する理由(必要性)】 このJISは、印刷(印字)された二次元バーコードシンボルの品質評価項目ごとの測定方法、それぞれの評価項目グレードの算出方法及び総合評価グレードの決定方法を規定している。ISO/IEC 15416のIDT規格であり、国内のバーコード関連企業でバーコードの品質判定に日々使用されている。2025年1月に改訂発行された当該国際規格では、測定結果の不安定性を改善するための修正が行われた。これは印刷(印字)品質評価結果に影響する修正であるため、早急にこのJISに反映し改正する必要がある。	【期待効果】 バーコード関連企業が早期に国際標準に準拠した製品開発に着手できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“走査反射率波形における評価パラメタの要素の判定”において、“全域的しきい値”の計算方法を、しきい値計算アルゴリズムによる方法に変更する。 ・“エッジコントラスト”において、バーコードをスキャンした反射プロファイルの最大反射率及び最小反射率の計算方法をより適切なものに改める。 ・“シンボルのグレード付け”において、連続グレード値の計算方法を新たに追加する。		ISO/IEC 15416:2025	IDT	第2条の該当号: 1 (寸法、品質、等級) 対象事項: バーコードシンボル	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本自動認識システム協会のWG	2026年1月	01.080.50; 35.040.50	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準 制定・改正 委員会	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階			
JSA	07 情 報	改正	X0530	データキャリア識別子(シン ボル体系識別子を含 む)	Data carrier identifiers (including Symbology Identifiers)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、自動認識装置とホスト装置との通信規約に適 用し、バーコードリーダなどの自動認識装置からのデータ 伝送において、ホスト装置で解釈可能な、自動認識装置が 付加するデータキャリア識別子を規定したもので、2000年 に第1版として発行されたISO/IEC 15424 (Information technology—Automatic identification and data capture techniques—Data Carrier Identifiers (including Symbology Identifiers))を基に2003年に一致規格として制定された規格 である。データキャリア識別子は、データメッセージに関連 したある特定の追加的处理情報とともに、バーコードシンボ ルの種類及びデータの送信元を示す。ISO/IEC 15424は 第1版発行後、2008年に第2版が、2025年に第3版が発行さ れており、rMQR、DMRE、JABコードなど新たに標準化され たシンボル情報の追加、データキャリア識別子のリストを維 持管理するAIMinc.の情報、AIMアプリケーション仕様指示 子の説明の追加が行われており、このことから、JISにおい ても国際規格と技術的な整合が取れた規格に改正する必要 がある。	【期待効果】 改正によってISO/IEC 15424の第2版、及 び第3版で追加されたシンボルのデータ キャリア識別子の普及及び利活用が可能 となり、共通の理解及び互換性の確保に 寄与することが期待できる。また、国際標 準と整合を図ることで海外展開が容易とな り、国際貿易の円滑化に寄与することが期 待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“要件”の“コードキャラクタ”において、近 年の技術進歩に対応させ、コードキャラクタ の一覧表に、ドットコード、rMQR、DMRC Code、DMRE、GS1データバー、GS1 Composite、Grid Matrix、Han Xin Code、 JABコード、Modulated Height Postal、 OCR、PosiCode、Datastrip 2D、 SuperCode、Ultracodeを追加する。加えて、 コードキャラクタの“コード93”を“コード93及 び93i”に変更する。 ・“要件”の“変更子キャラクタ”において、 DMRE、None barcodeの変更子キャラクタ値 を追加するとともに、プレッシャーコードの変 更子キャラクタ値を変更する。また、コード93i の変更子キャラクタオプション特性を追加す る。 ・データキャリア識別子の維持管理機関に おいて、AIM inc.(データキャリア識別子のリ スト維持管理機関)の情報をアップデートす る。 ・AIMアプリケーション仕様指示子につい て、新たな附属書を設け、追加規定する。		ISO/IEC 15424:2025 Information technology — Automatic identification and data capture techniques — Data carrier identifiers (including symbology identifiers)	IDT	第2条の該当号: 7(作成方法) 対象事項: 電磁的記録(バー コード)	法律の目的に 適合している。	利点: ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しな い。			国際標準をJIS化する もの	一般社団法人電子情 報技術産業協会の WG	2026年4月			2
JSA	07 情 報	改正	X0533	情報技術—大容量自動 認識情報媒体のための 転送構文	Information technology— Transfer syntax for high capacity ADC media	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、取引当事者間、特に供給者と購入者間とで大 容量自動認識情報媒体を用いる際の転送構造、構文、メッ セージコーディング及びデータ形式について規定したもの で、1999年に第1版として発行されたISO/IEC 15434 (Information technology—Transfer syntax for high capacity ADC media)を基に2003年に一致規格として制定された規 格である。ISO/IEC 15434は、第1版発行後、4回の改訂が 行われ、2025年に第5版が発行されており、近年使用され る新しいEDIメッセージ記述をISO/IEC 15434の構文で使え るようになるための形式の追加が行われている。このことか ら、JISにおいても国際規格と技術的な整合が取れた規格 に改正する必要がある。	【期待効果】 改正によってISO/IEC 15434の第5版で追 加された、近年使用される新しいEDIメッ セージ記述シンボルの普及及び利活用が 可能となり、共通の理解及び互換性の確 保に寄与することが期待できる。また、輸 送単位の出荷、荷受及び在庫管理での効 率化、国内貿易、国際貿易の円滑化に寄 与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“メッセージフォーマット”において、近年 Python・Java・PHPなど多くの言語で標準的 にサポートされている“JSON構文で構造化 されたデータ形式”及びより効率的に転送可 能な“ISO/IEC 20248検証可能データ構造 を含むデータ形式”の規定を追加する。 ・現行規格では誤って“参考”としていた “ISO 646のサブセット”の附属書を、“規定” の附属書に訂正する。		ISO/IEC 15434:2025 Information technology — Automatic identification and data capture techniques — Syntax for high-capacity ADC media	IDT	第2条の該当号: 6(構造) 対象事項: 電磁的記録(EDIメッ セージ)	法律の目的に 適合している。	利点: ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しな い。			国際標準をJIS化する もの	一般社団法人電子情 報技術産業協会の WG	2026年4月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X8341-6	高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第6部：対話ソフトウェア	Guidelines for older persons and persons with disabilities -- Information and communications equipment, software and services -- Part 6: Guidance on software accessibility	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、仕事、家庭、教育及び公共の場で用いるソフトウェアをアクセシブルに設計するための人間工学上の手引及び明細事項について規定する。2013年に公示された現行規格は、ISO 9241-171:2008を対応国際規格として制定されたが、この度、対応国際規格が2025年に改訂された。ISO 9241-171:2025は、米国のリハビリテーション法508条技術基準、欧州規格 EN 301 549など政府調達に関する基準とも密接に関連する。海外市場向けの製品開発においては、これら最新のアクセシビリティガイドラインに適合することが不可欠であるため、我が国においても対応国際規格との整合を図るために、特に次の理由からJISの改正が必要である。 ① 新技術導入・技術の進歩 これまで対話ソフトウェアとして扱われていたマウスやキーボードを用いた操作を前提にした記述が主であったが、タッチパネルをジェスチャーによって操作する方法が一般化したため、それらに関する規定が追加された。そのため、JISも現代のマルチデバイス環境に適合させた内容とする必要がある。 ② 社会環境変化対応 近年、ウェブコンテンツは対話的な操作が可能であり、現代のアプリケーションは“モバイルアプリ及びWebのハイブリッド”のように両者を考慮する必要があるため対応国際規格の改訂ではWCAG2.2との対応関係を整理しマッピングをおこなった。このような状況から、JISも、対応国際規格と整合させ、開発現場の実態に即した内容とする必要がある。	【期待効果】 国際規格に合わせた改正を行うことにより、情報アクセシビリティに関する製品の開発・製造が容易になり、かつ、諸外国のアクセシビリティに関する法律や規格に合わせた調達参加の円滑化が期待される。		ISO 9241-171:2025 Ergonomics of human-system interaction – Part 171: Software accessibility	IDT	第2条の該当号：6(品質、性能) 対象事項：電磁的記録	法律の目的に適合している。	利点： ア、エ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。	2		一般社団法人日本人間工学会のWG	2026年7月		2	
JSA	07 情報	改正	X9250	情報技術—セキュリティ技術—プライバシーフレームワーク(プライバシー保護の枠組み及び原則)	Information technology – Security techniques – Privacy framework	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、一般的なプライバシーについての用語の規定、情報通信技術システムにおける個人識別可能情報(PII)処理における登場者及びその役割の定義、プライバシー安全対策の実施における考慮点の説明などを含む、一つのプライバシーフレームワークを提供するものであり、ISO/IEC 29100:2011を基にして、2017年に制定された。ISO/IEC 29100は、ISO/IECのプライバシーに関連する複数の規格(ISO/IEC 29134:2023、ISO/IEC 29184:2020、ISO/IEC 27701:2019など)において引用されている上位規格であるが、我が国においても同様に、これらの一致規格であるJIS X 9251:2021(プライバシー影響評価のためのガイドライン)、JIS X 9252:2023(オンラインにおけるプライバシーに関する通知及び同意)、JIS Q 27701:2024(プライバシー情報マネジメントのためのJIS Q 27001及びJIS Q 27002の拡張—要求事項及び指針)などにおいて、この規格が上位規格として引用されている。また、DFFT(Data Free Flow with Trust)やAIガバナンス等、最近のデータ利活用の文脈でもフレームワークとして参照されることも多い。 その後、ISO/IEC 29100は、ISO/IEC専門業務用指針(ISO/IEC Directives)の改訂に伴う内容の整合化や、規格中で法的なアドバイスをしてはいけないとの観点から表現の見直しを行う必要が生じたため、それらの対応を行い、2024版として第2版が発行された。したがって、JISにおいてもそれに即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内規格との整合が図られることから、パーソナルデータの越境移動に耐えるプライバシー保護に関して産業界等における理解が進むとともに、我が国における関連する一致規格からの参照も容易になり、パーソナルデータの利活用促進に寄与することが期待できる。		ISO/IEC 29100:2024 Information technology – Security techniques – Privacy framework	IDT	第2条の該当号：6(品質、性能) 対象事項：プライバシーフレームワーク	法律の目的に適合している。	利点： エ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本情報経済社会推進協会のWG	2025年10月	35.030	4	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X25040	システム及びソフトウェア技術—システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQuaRE)—品質評価の枠組み	Systems and software engineering - Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) - Quality evaluation framework	現行JISは、ISO/IEC 25040 (第1版)を基に制定され、ソフトウェア製品の品質を評価するためのプロセスの説明を提供し、このプロセスを適用するための要求事項について規定している。 しかしながら、対応国際規格であるISO/IEC 25040は、近年のICT業界及びその適用業界の技術面、環境面及び適用場面の大きな変化に対応するために、国際規格SQuaREファミリーの拡充が必要となり、2024年に改訂された。改訂版においては、対象範囲をソフトウェアからシステム及びICT製品・データ・ITサービスへと拡張する目的で、適用範囲の拡大及び関連する規格との整合性を確保するための見直しなどが行われた。 こうしたことから、この規格についても、国際規格との整合を図るとともに、我が国のICT業界の変化に対応できるようにするために改正が必要である。	顧客組織、開発及び提供組織、並びにコンシューマ製品の開発及び提供組織の間において、システム及びソフトウェアの品質評価を明確にして合意形成することは重要であり、この規格はそのような活動を効果的に行うためのよりどころとなるものである。 この改正規格によって、品質評価を行う技術者、供給者及び取得者にとって有用な情報の提供が可能となる。さらに、既に改正された関連するSQuaREファミリー規格とともに、顧客組織と開発組織との間の生産・取引の合理化・効率化、及び取引の円滑化に寄与することが期待できる。 また、DX化で加速するICT技術の進化や適用場面の拡大に対応したシステム及びソフトウェア製品品質の要件定義、測定、評価を可能とし、利用者の安全・安心に寄与することも期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・タイトルは、品質評価のプロセス定義に加え、品質評価の概念、タスク、タイプなど内容の拡張のため、「品質評価プロセス」から「品質評価の枠組み」へ変更する。 ・適用範囲において、対象を、ソフトウェア製品から、システム、ICT製品、データ、ITサービスへと拡張する。 ・品質評価の概念において、品質評価の概念を明確化する。品質評価(製品品質に加えてデータ品質及びITサービス品質)とは何か、SQuaREモデルと測定量からどのように評価のアウトプットに結びつけるかに関わる、重要な概念やタスクの定義として与える。 ・品質評価プロセス参照モデルにおいて、評価対象を拡大して変更する。品質評価の種類を要求の適合性評価だけでなく次の4種類・特定用途への適合性、品質規格への適合性、要求事項への適合性確認、市場への適合性の品質評価、に拡張する。プロセスの記述方法を、ISO/IEC/IEEE 24774のプロセス記述仕様を遵守するように改める。品質評価の概念を用いてSQuaRE品質モデルを用いてどのように評価を行うかが明確になるように、具体的な評価プロセスに対する要求事項と推奨事項を詳細化する。 ・全体において、ライフサイクルプロセス及び要求エンジニアリングプロセスの他規格との整合性、及び他の SQuaRE 規格の各部門(品質管理、モデル、測定、要求)との整合性を取る。		ISO/IEC 25040:2024	IDT	第2条の該当号：7(電磁的記録の作成方法) 対象事項：システム及びソフトウェア	法律の目的に適合している。	利点： ア、ウ、エ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月	35.080	5
JSA	07 情報	改正	X25062	システム及びソフトウェア技術—システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQuaRE)—ユーザビリティ評価報告のための産業共通様式	Systems and software engineering -- Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) -- Common Industry Format (CIF) for reporting usability evaluations	この規格は、JIS Z 8521(人間工学—人とシステムとのインタラクション—ユーザビリティの定義及び概念)で定義されたユーザビリティ(特定のユーザが特定の利用状況において、システム、製品又はサービスを利用する際に、効果、効率及び満足を伴って目標を達成する度合い)の試験から得られた測定量を報告するための、報告書の共通様式について規定したものである。 現行規格は、システム及びソフトウェア製品のユーザビリティを向上させるための評価報告書の書式を規定した文書であった。一方、人間中心設計のアクティビティの一つである「評価」に関しては、ISO/IEC 25066 "Evaluation report"が存在していたが、評価に関して共通項目があるということから、現行規格の対応国際規格であるISO/IEC 25062とISO/IEC 25066が統合され、新たにISO 25062として発行することになった。本規格は人間中心設計の書式のシリーズであるCIF(産業共通様式)の基本であり、すでにいくつかの領域で調達要件として使われている。そのため、対応国際規格が改訂されたことを受けて国際規格と整合するため、このJISを改正する必要がある。また、システム及びソフトウェアの品質及びユーザビリティ向上を実現させるためには、人間中心設計の規格(JIS Z 8530)及びプロセスアセスメントの詳細(JIS Z 8530-221(公示前))との整合を図るためにも早急に改正する必要がある。	JISを改正することで、我が国の製品のユーザビリティが国際規格に沿って開発されていることを担保できる。また、これにより、利用者がさらに使いやすい製品やシステム、サービスを享受できる社会となることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲に、従来のユーザビリティ評価に加え、評価手法である検査、観察、及び調査を含める。 ・成果及びユーザビリティ評価の種類に、上記の追加事項の概要を示す。 ・評価報告書内の内容要素の記載に現行規格の内容が示されているが、時代の変化に合わせて詳細内容を改訂する。		ISO 25062:2025	IDT	第2条の該当号：1(品質) 対象事項：システム及びソフトウェア製品	法律の目的に適合している。	利点： ア、エ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本人間工学会のWG	2025年7月	35.080	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準 作成委員会	制定／ 改正／ 廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	10 金 属・無 機材料	改正	Z3021	溶接記号	Welding and allied processes – Symbolic representation	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、溶接構造物を製作する際の設計、溶接施工、品質管理などの業務を担う設計者、溶接技術者・溶接技能者及び検査技術者の間で、設計の意図、接合構造、要求品質などの情報を、製作図面にて正しく伝えるための手段として溶接記号及びその表示方法について規定したもので、ISO 2553:2013を基に2016年に改正された。 基礎として用いた対応国際規格は、従来より欧州で用いられた記号の表記方法を基にした規定(System A)及び日本、米国などの環太平洋諸国で用いられた表記方法を基にした規定(System B)の二つの表記システム並びに両システムに共通な規定から構成される規格である。 この対応国際規格は、記号表記方法の誤使用を防ぐことを目的として、両方法の違いをより明確化するために2019年に改訂された。しかし、対応国際規格に掲載されている図表の構成はSystem Aの規定を理解するために描かれており、共通する規定及びSystem Bを採用している現行のJISでは、例えばプロジェクション溶接及びフランジ溶接の基本記号についての規定が分かりにくい表現となっている。 さらに、溶接記号を規定するこの規格は、溶接構造物の設計・製造・検査の基本となることから、溶接の教材には必ず引用される規格である。特に溶接の基礎を学ぶ初心者及び教える側のいずれの読者に対しても規定内容を誤解することなく理解することが重要であること、また規定の解釈に関する問合せも寄せられている。このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、より分かりやすい規定表現とするため、JISの改正をする必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、溶接構造物の設計、製造、検査に関わる技術者の間で、製作図面に記載されている情報を正しく理解することが容易となり、構造物の品質・安全性の確保、生産性の向上に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・箇条1の適用範囲において、対応国際規格に整合させるために、溶接記号の表示方法の原則はろう接(ろう付、はんだ付)にも適用可能であることを追加する。 ・細分箇条4.1の溶接記号の基本に関わる規定において、溶接記号の原則を認識しやすくするために、記号の矢が示す溶接箇所 の範囲を明確にする規定を追加する。 ・細分箇条4.4の基本記号において、対応国際規格ではSystem Aに基づく図であったことからJISでは規定していなかったプロジェクション溶接及びフランジ溶接の記号を、System Bの図を基に、基本記号として追加規定する。 ・細分箇条4.5.2の全周溶接記号に関わる規定において、記号の適用を不可とする規定を理解しやすくするために、溶接箇所の形状についての表現を改める。 ・細分箇条5.5.1の両側等脚すみ肉溶接の寸法記載要領に関わる規定及び細分箇条6.4のルート半径及びルート面の規定において、規定文章の理解を助けるために、図を追加する。 ・附属書Bの角度による継手の区分において、わが国で広く用いられている“角継手”を追加する。		ISO 2553:2019 Welding and allied processes – Symbolic representation on drawings – ー Welded joints	MOD	第2条の該当号: 5(用語、記号) 対象事項: 溶接の技術	法律の目的に適合している。	利点: ウ、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化する	一般社団法人日本溶接協会のWG	2026年7月		2
JSA	01 基本	改正	Z8000-1	量及び単位―第1部:一般	Quantities and units – Part 1 : General	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、量、量体系、単位、量記号及び単位記号、並びに一貫性のある単位系について規定したもので、対応国際規格(ISO 80000-1:2022)を基として2025年に改正され、SI文書(国際単位系)第9版(2019)を引用して不変の物理定数(定義値)をSIの基本単位として規定し、さらに、旧対応国際規格(2009年版)に含まれていたが2022年の改訂で対応国際規格から削除された単位に関する規定をJIS独自の附属書として追加した。しかし、JIS独自の附属書に引用しているダルトンの定義値がCODATA(Committee on Data?)で更新されたため、それに従った表記に改める必要があること、“ネーバ”及び“ペル”の表記をSI文書(第9版)に準じた表記とすること、また、SIの接頭語及び単位記号の表記の一部をより適切な表記とする必要が生じている。このような状況から、国際整合を図るとともに実態に即した内容とするためにJISを改正する必要がある。	改正により、CODATAの最新のダルトンの定義値を採用することによって原子、分子、タンパク質、DNAなどの小さな質量を扱う分野でより精密な計測が可能になるほか、ネーバ又はペルを使用する場合は量の性質及び基準値を明確にしなければならなかったことを記載することで、分野や目的に応じて対数量を正しく使い分けることが可能となり、また、SIの接頭語及び単位の表記の一部を適切な表現とすることで、読者に誤解を与えることを避けることが可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 ・国際単位系において、SI接頭語の“キロ”などの表記を適正な表記に改める。 ・国際単位系において、SI単位と併用してよい単位 の“ダルトン”の定義値をCODATAに合わせて改める。また、“ネーバ”及び“ペル”に関する記載をSI文書(第9版)に準じた表記に改める。 ・単位の表記において、単位記号の合成における表記を適正な表記に改める。		ISO 80000-1:2022 Quantities and units – Part 1: General	MOD	第2条の該当号: 5(単位、記号) 対象事項: 全ての鉱工業の技術	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野である		一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	改正	Z8000-2	量及び単位―第2部:数学記号	Quantities and units – Part 2: Mathematics	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、数学記号について規定したものであるが、対応国際規格(ISO 80000-2:2019)に基に2022年に制定され、旧規格であるJIS Z 8201:1981に含まれていなかった数学記号が規定され、様々な事象を記述する数学記号がJISでも可能となった。しかし、例えば、対応国際規格及びJISでは、ネイピア数の指数eの数値の記載が不十分なために循環した数字列と誤解されとの指摘がされ、十分な有効数字を付加して循環数でないことを示すなど、記号及び意味を改正する必要があるが生じている。このような状況から、他の規格への影響も解消し、実態に即した内容とするため、JISを改正する必要がある。	改正により、より正確な数学記号及び意味を規定することによって国際的に合意がとれた数学記号、意味及び数式を普及することになり、産業界及び教育においても利益がある。ネイピア数:指数関数exは複利計算、人口増加のシミュレーション、放射性物質の崩壊など、自然界や経済の成長・減衰を解析する際に使われるが、十分な有効数字を付加することで、計算結果の信頼できる桁数が明確になり、不確かさの制御が可能になり、無理数を現実的に扱うことが可能になるなど、より精度が高い成長・減衰を表すことが可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 ・変数、関数及び演算子のその他記号及び表現の表において、“m n”の意味の“mのn分割”を“n m”で割り切れる”に改める。 ・変数、関数及び演算子の円関数、双曲線関数の記号及び表現の表において、“arcsin x”の第4カラムの説明欄の用語を“逆数である”から“逆関数である”とするなど改める。 ・変数、関数及び演算子の三次元空間における演算子の表において、座標系“ ρ , ϕ , z ”の位置ベクトルとその差異の式“ $dr = d\rho \, e_\rho + \rho \, d\phi \, e_\phi + dz \, e_z$ ”を“ $dr = d\rho \, e_\rho + \rho \, d\phi \, e_\phi + dz \, ez$ ”に改める。 ・ネイピア数の指数eの表現を改める。		ISO 80000-2:2018 Quantities and units – Part 2 : Mathematics	MOD	第2条の該当号: 5(記号、符号) 対象事項: 全ての鉱工業の技術	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野である		一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月		2
JSA	01 基本	改正	Z8317-1	製品技術文書情報(TPD)―寸法及び公差の記入方法―第1部:一般原則(現行名称:製図―寸法及び公差の記入方法―第1部:一般原則)	Technical product documentation (TPD) – Presentation of dimensions and tolerances – Part 1: General principles (Technical drawings – Indications of dimensions and tolerances – Part 1: General principles)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、全産業分野に共通する製図における寸法及び公差の記入方法の一般原則について、ISO 129-1:2004を基に規定した規格である。近年、普及が進んでいるCAD機能の高度化により、従来は困難であった指示が簡単化している。また、曖昧な解釈がないような指示法についても、以前から標準化の必要性が望まれていた。基礎として用いた国際規格は、2018年に改訂され、CAD技術の高度化の実情も踏まえて、これらの問題に対応した標準化がなされている。このような状況から、この規格は、全産業分野に共通という意味でも重要な製図における寸法及び公差に指示についての一般原則について対応国際規格と整合させ、最新のCAD技術及び従来からの課題を解決する必要性に迫られている。したがって、JISを改正する必要がある。	当該JISを改正することによって、図面の内容の解釈についての曖昧さが少なくなり、図面の授受者間の意思疎通の円滑化が期待できる。このことにより、製品の開発・製造が従来よりも効率的となることも期待できる。また、ヒューマン・リーダブルな図面であることはもちろんのこと、将来のマシン・リーダブルな図面(デジタルデータ)とするための基礎にもなりえ、国際的な日本の競争力の維持にも役立つことが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、従来の内容に加え、製品の幾何特性仕様(GPS)規格の一部であるJIS B 0420-1及びJIS B 0420規格群を参照・引用させることによって、国際的に共通な概念の導入を図る。また、新しい記号(寸法補助記号、展開長さ、区間記号、表面厚記号、フラグノートなど)について適用範囲に追加する。 ・寸法の記入において、従来示していなかった基準からの寸法記入の図示例を追加する。 ・寸法記入要素において、建築図面の図例など規格使用者の誤解を招く可能性のある図示例を削除する。また、個別の寸法記入、共通の寸法記入及び繰返し形体の寸法記入のそれぞれの例を示すために図示例を追加する。 ・寸法公差の記入において、他規格の参照で事足りる図示例については削除する。 ・特殊な指示方法において、規格利用者の理解を促進するために複数の図示例を追加する。また、寸法補助記号“C”は、日本独自(特に機械分野で)の記号であり、全産業分野の共通するZシリーズでは、ISO規格に一致していることが重要と判断したため採用しないこととし、“C”を適用した図を削除する。 ・注記及び特記事項において、フラグノート及びテキストを用いた指示についての簡条を新たに規定する。		ISO 129-1:2018/Amd 1:2020 Technical product documentation (TPD) – Presentation of dimensions and tolerances Part 1: General principles	MOD	第2条の該当号: 2(製図方法) 対象事項: 全ての鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	基礎的・基盤的分野		一般財団法人日本規格協会のWG	2026年4月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	改正	Z8817	可燃性粉じんの爆発圧力及び圧力上昇速度の測定方法	Test method for explosion pressure and rate of pressure rise of combustible dusts	【制定・改正する理由 (必要性)】 この規格は、工場等における爆発・火災事故の原因物質となる可燃性粉じんについて、これが爆発したときの威力の指標である爆発圧力及び爆発圧力上昇速度の測定方法を規定するものである。今回の改正の要点は、業界における試験の実態を踏まえ、安全性の向上を図るための用語の修正、着火剤の追加及び性能試験用粉体(校正用)の追加である。 まず、用語の修正では、「爆発指数」に対して、現行規格ではKmaxを用いているが、これはISO規格と同じであるが、主要な海外規格、たとえばASTM(米国)ではKstをもっぱら用いており、EN(欧州)ではKmaxとKstを併用している。国内でも規格以外の書籍ではKstとkmaxがそれぞれ別の意味として使用されている例もある。このような事情のため、国内業界からは、これらの記号の使い方を明確にすることを強く希望されている。 次に、性能試験用粉体には、現行の規格では石松子(ヒゲノカズラの孢子)が指定されているが、石松子はわが国では生産しておらず全量を中国からの輸入に依存している。そのため国際情勢によっては入手が困難となる恐れもあることから、国内で入手可能な校正用粉体を選定し、規格に取り入れることが要求されている。 最後に、着火剤には総エネルギー10kJの火薬が要求されており、その組成例が記載されているが、多くは試験機関が自ら調査しており、その際に誤爆発を起こす危険があるため、より安全な組成のものの追加が強く望まれている。このような状況のため、この規格改正する必要がある。	【期待効果】 用語の使い方が統一されることによって誤解による不適切な取り扱いが減少すること、校正用粉体を新たに追加することによって輸入が不調になった場合でも校正用粉体を確保できるので、試験業務が停滞しなくなること、及び、着火剤の変更によって試験時(特に、調合時)の安全性が高まることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・定義において、爆発指数 Kmaxを、Kstに変更するか、又はKmax=Kstのようにどちらも有効となるように変更する。 ・定義において、性能試験用粉体に石松子だけが記載されているが、石松子と同様に性能試験に使用できる粉体を一つ以上追加する。 ・粉じん爆発試験装置において、着火剤の組成が記載されているが、より安全性の高い組成を選定し、追記する。		ISO 6184-11:1985 Explosion protection system - Part 1 : Determination of explosion indices of combustible dust in air	MOD	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 鉱工業品(粒子・粉体)	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、カ 欠点: いずれも該当しない。		既存の国際整合規格を国内状況に合わせて改正するもの	一般社団法人日本粉体工業技術協会のWG	2026年7月		2
JSA	01 基本	改正	Z8818	可燃性粉じんの爆発下限濃度測定方法	Test method for minimum explosible concentration of combustible dusts	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、可燃性粉じんが空中に飛散したとき、爆発可能な最低の濃度、すなわち爆発下限濃度の測定方法を定めるものであり、粉体の爆発危険性の評価に関するものである。 この規格では標準的な測定装置として「落下式測定装置」を定め、代替試験装置として「吹上げ式試験装置」を定めているが、いずれもわが国独自の装置であり、物質安全性の評価法としては海外から認知されなかったことがあった。現在普及している海外規格にはASTM E 1515(米国規格)があり、これが実質的に世界標準として用いられていることから、この規格に相当する装置を新たに代替試験装置として追加し、国内でASTM E 1515と同等の試験を可能とすることが強く望まれている。なお、ASTM E 1515で用いる試験装置は、JIS Z 8817で規定しているものと基本構成が同等であるため、JIS Z 8817に規定するの試験装置を用いることとする。 さらに、現在のJIS Z 8818では試験用粉体(校正用)として石松子(ヒゲノカズラの孢子)及びJIS Z 8901に規定するタルクを規定しているが、このうち石松子は輸入品であるため入手困難となる危険性があるので、国内で入手が容易な試験用粉体を追加することが望まれている。このような国内市場の実情のため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 海外で最も普及している規格とほぼ同型の試験装置を導入することにより、わが国で実施した試験データが海外でも正式なものとして認知されやすくなるので、貿易上の制約が軽減されることが期待される。また、逆に、海外で実施した試験データをわが国への受け入れがしやすくなることが期待される。また、石松子以外の粉体を試験用粉体として追加規定することにより、試験用粉体の入手が容易となり、試験の継続性が十分に確保できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・定義において、性能試験用粉体に石松子に代わる国内で入手が容易な新たな粉体を追加する。 ・試験装置において、新たな代替試験装置として、世界的に普及している「20L球形粉じん爆発装置」を規定する。		無	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 鉱工業品(粒子・粉体)	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ 欠点: いずれも該当しない。		可燃性粉じんの爆発下限濃度測定方法として、広く使われている。	一般社団法人日本粉体工業技術協会のWG	2026年7月		2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2026年9月11日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定・改正・廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	改正	Z8828	粒子径解析—動的光散乱法	Particle size analysis — Dynamic light scattering (DLS)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ナノ粒子やサブミクロン微粉体製品の品質、及びナノ粒子の安全性評価に大きな影響を与える平均粒子径及び粒子径分布の測定に動的光散乱(DLS)法を用いる方法について規定するもので、ISO 22412:2017を基にして、2019年に改正された。 その後、基礎として用いたISO 22412は、昨今の技術の進歩に対応するために2025年にEd.3として改訂され、商用化されている多角度測定手法やオンライン測定手法の他、イメージングプレートを用いた動的光散乱法などの新たな測定手法が追加され、ISO TR 22814「動的光散乱(DLS)測定のグッドプラクティス」の内容も包含する大幅な改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、特に多角度測定手法やオンライン測定手法によるDLS法の装置、準備、測定、及び解析方法などの充たすべき要件が明確になり、ナノ粒子やサブミクロン微粉体製品の品質向上、及びナノ粒子の安全性評価の精度向上に寄与できることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・装置及び結果の評価において、多角度で測定する動的光散乱法及びイメージングプレートを使用した動的光散乱法を追加する。 ・附属書Aにおいて、交差関連法に関する記述を充実させるとともに、偏光成分を用いた交差関連法の説明を追加し、さらに多角度で測定する動的光散乱法とイメージングプレートを使用した動的光散乱法の理論的背景の説明を追加する。 ・附属書Bにおいて、すでに市販されているオンライン測定法に関する説明の充実を図る。 ・附属書Cにおいて、ISO TR 22814「動的光散乱(DLS)測定のグッドプラクティス」において推奨されている測定試料の作成方法を追加する。 ・附属書Dにおいて、DLS測定を開始する前に収集すべき情報、測定結果の正しい検討方法、その結果による測定対象物の品質管理についての指針を追加する。 ・附属書Eにおいて、適切でない試料を測定した場合に現れる現象の説明を追加する。		ISO 22412:2025 Particle size analysis — Dynamic light scattering (DLS)	IDT	第2条の該当号：4(測定方法) 対象事項： 鉱工業品(粒子・粉体)	法律の目的に適合している。	利点： ア、オ 欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本粉体工業技術協会のWG	2026年7月		2